

第2次山県市男女共同参画プラン



山 県 市

ごあいさつ

近年、急激な少子高齢化や家族・地域社会の変化、経済の長期的低迷、価値観・生活様式の多様化など、社会情勢は大きく変化しています。また、労働人口の減少や地域における各種組織の担い手不足も懸念されています。

このような状況を乗り越えるためにも、男女ともに仕事、家庭、地域などにおいて、それぞれにバランスのとれた生活を築き、あらゆる分野において男性も女性もそれぞれの個性と能力を発揮することができる「男女共同参画社会の実現」が必要になってまいります。

国においては、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな取組が展開されています。

山県市では、平成19年に「山県市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、各種の施策に取り組んでまいりました。

このたび、「山県市男女共同参画プラン」の計画期間が平成23年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題や、昨今の社会情勢の変化などを踏まえまして、「第2次山県市男女共同参画プラン」を策定しました。

今後このプランを基に、市民の皆様や事業者の皆様と連携・協働を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。新たな活力ある山県市の創造に向け、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、この第2次プランの策定にあたり、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様、慎重な審議を重ね、ご提言をいただきました山県市男女共同参画推進懇話会委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成24年3月



山県市長 林 宏 優

目次

計画の基本的な考え

1. はじめに	1
2. 基本理念	1
3. 計画期間	3
4. 基本目標	3

体系図	4
-----	---

男女共同参画社会に向けた意識づくり	6
-------------------	---

主要課題Ⅰ 家庭・地域社会での男女共同参画の意識づくり	9
-----------------------------	---

主要課題Ⅱ 男女の差別意識のない職場づくり	10
-----------------------	----

主要課題Ⅲ 男女平等を基本とする教育と学習の推進	12
--------------------------	----

仕事と生活の調和を支援する施策の充実	14
--------------------	----

主要課題Ⅰ 仕事と子育ての両立支援	19
-------------------	----

主要課題Ⅱ 仕事と介護の両立支援	21
------------------	----

主要課題Ⅲ 健康で自立した生活を営むための支援	22
-------------------------	----

地域づくり・まちづくりにおける

男女共同参画の推進	23
-----------	----

主要課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	27
----------------------------	----

主要課題Ⅱ 安心して暮らせる地域づくり	29
---------------------	----

主要課題Ⅲ 計画の推進	30
-------------	----

目標数値一覧	31
--------	----

資料	33
・「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果	34
・男女共同参画に関する国内外の動き	113
・第2次山縣市男女共同参画プラン策定の経過	116
・山縣市男女共同参画推進懇話会委員	117
・山縣市男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム	118
・山縣市男女共同参画推進組織設置要綱	119
・山縣市男女共同参画推進本部設置要綱	121
・男女共同参画社会基本法（抄）	122
・岐阜県男女が平等に人として尊重される 男女共同参画社会づくり条例	126

計画の基本的な考え

1. はじめに

本計画は、男女が互いに人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成19年3月に策定した「山縣市男女共同参画プラン」の成果と課題を踏まえ、「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」※¹の結果及び、男女共同参画推進懇話会の提言等をもとに策定しました。

この計画は、市が率先して取り組むべき施策とともに、市民、事業者、行政が一体となって取り組むための指針となる計画です。

2. 基本理念

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会を

『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会』（第2条）

と定義しています。

また、5つの基本理念として、

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

を定めています。

山縣市では、男女共同参画社会を実現するため、「男女共同参画社会基本法」や岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」、「山縣市男女共同参画プラン」を踏まえ、基本理念を次のように掲げます。

基本理念

男女一人一人が個性と能力を発揮して、 新たな活力ある山県市へ

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化、家族や地域社会の変化、ライフスタイルの多様化、国際化や情報化など、著しく変化しています。このような中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築いていくことを通じて、活力ある山県市を目指します。

※1 「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」

○実施方法

- ・調査対象：山県市内に住所を有する18歳以上 1,000人
(男性 500人、女性 500人)
- ・抽出方法：住民基本台帳から無作為に抽出
- ・実施方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：平成22年10月29日から平成22年11月19日

○配布回収状況

- ・実施配布数：995(配達不能数 5)
- ・回収数：375
- ・回収率：37.7%
- ・有効回答数：358
- ・有効回答率：36.0%

《参考》平成18年度「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」実施時回収率：

34.2%

3. 計画の期間

計画期間

平成24年度から
平成28年度までの5年間

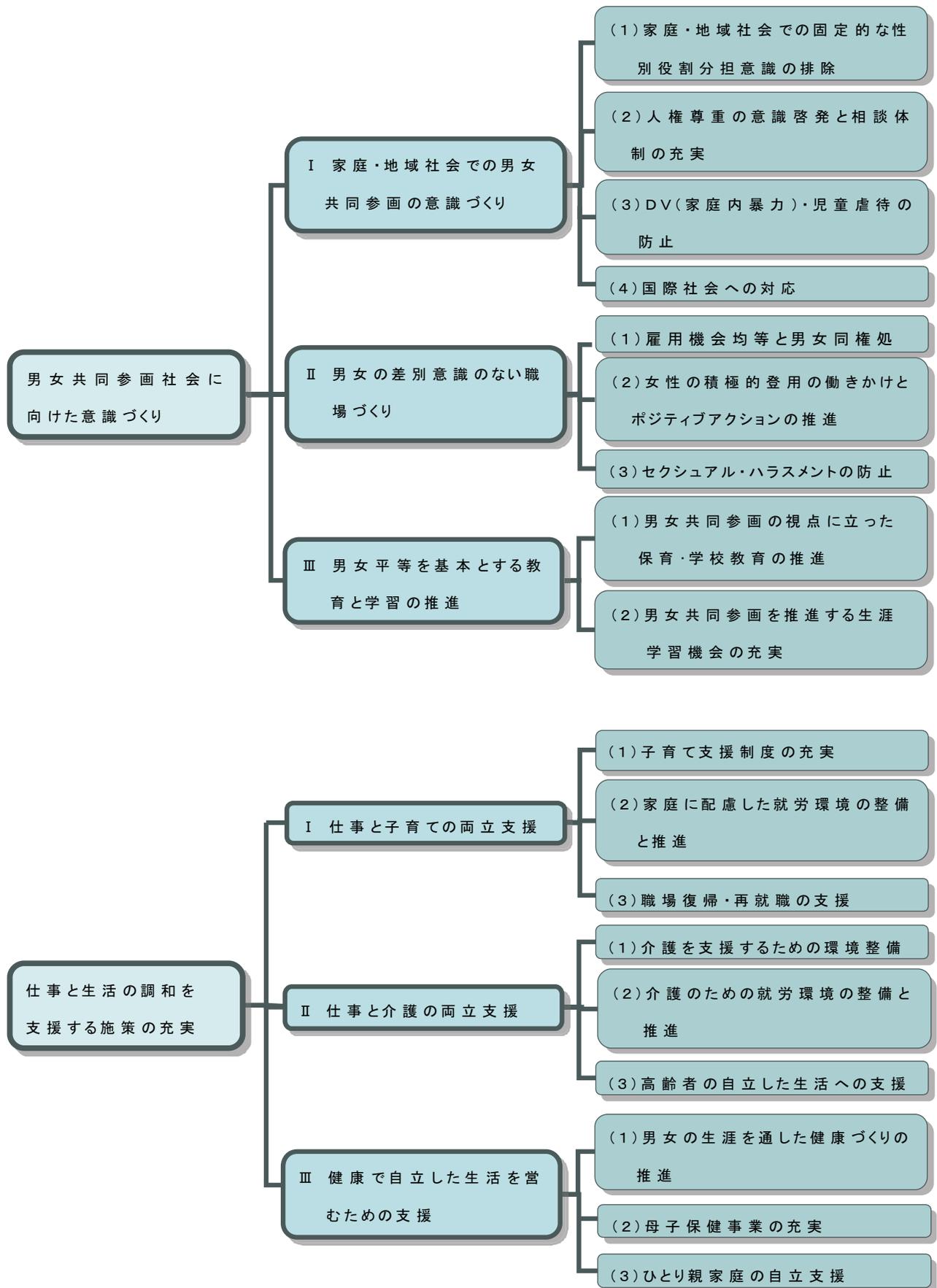
社会情勢の変化や国・県の行政施策の動向などにより、この計画期間内においても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

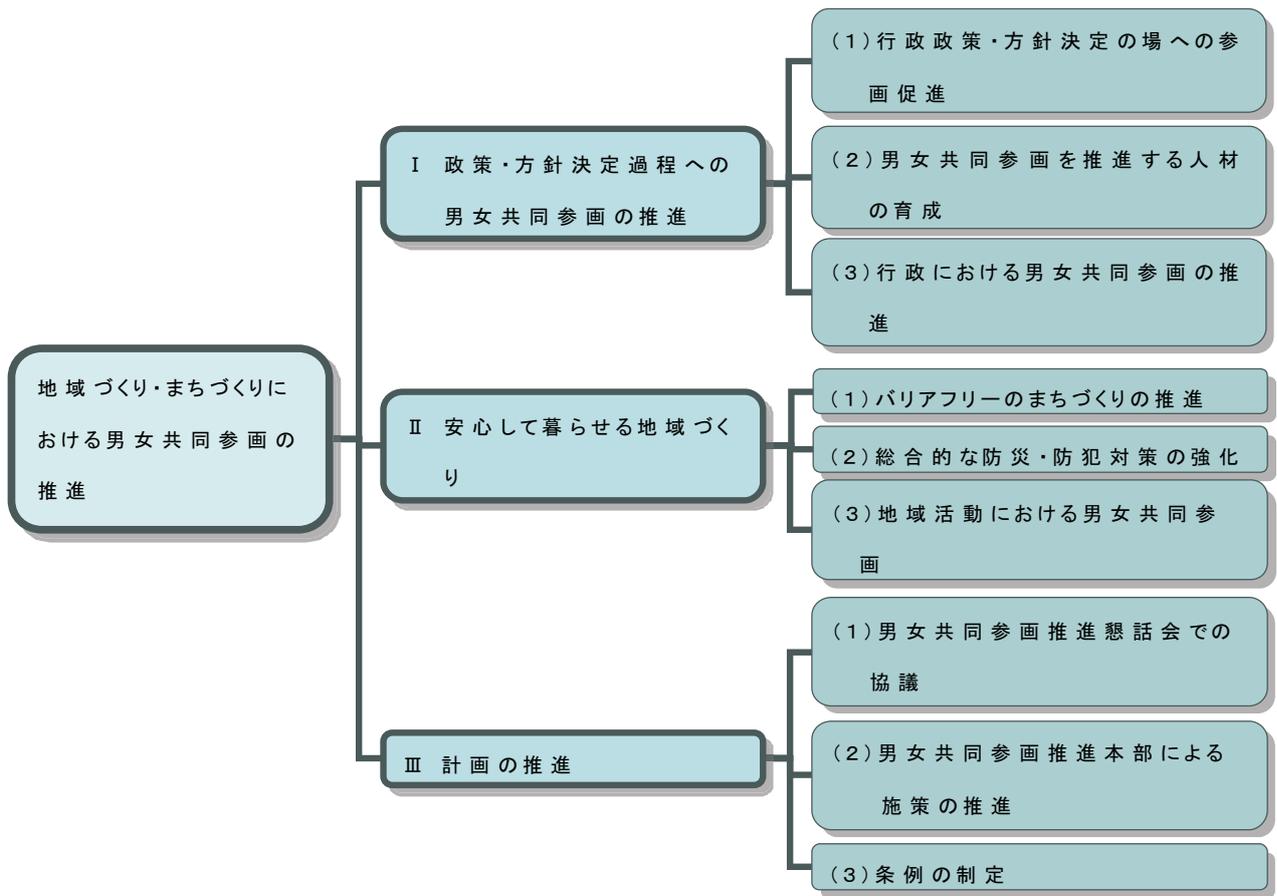
4. 基本目標

男女共同参画社会の実現のため、3つの基本目標を掲げて各種施策を推進します。

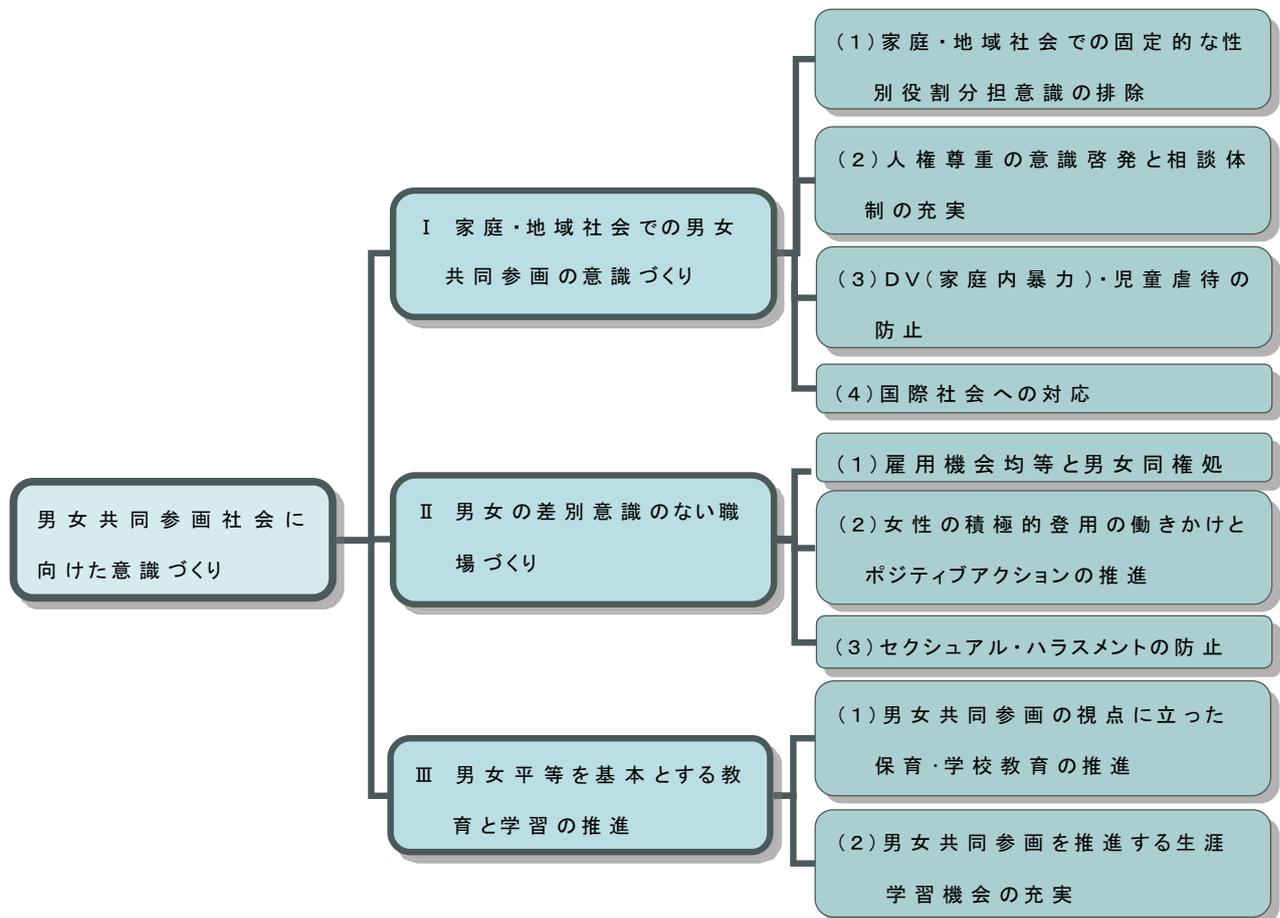
男女共同参画社会に向けた意識づくり
仕事と生活の調和を支援する施策の充実
地域づくり・まちづくりにおける男女共同参画の推進

山県市男女共同参画プラン 体系図





～男女共同参画社会に向けた意識づくり～



現状と課題

「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から、家庭生活、職場、政治の場や社会通念・習慣・しきたりといった社会全体において、依然として「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が多く、男性よりも女性の方が、社会において不平等感を感じていることがうかがえます(図表1参照)。

内閣府が実施した世論調査と比較すると、全体的に「男性が優遇されている」と感じている割合が多く、特に家庭生活や職場においてそう感じている女性が多いことが明らかになりました(図表2参照)。

また、「家庭での役割分担について」尋ねた質問では、家事・育児・介護の役割分担が女性に多く偏っており、前回調査と比較しても、その割合は大きく変化していません。これはいまだに固定的な性別役割分担意識が、

根強く存続している状況を表していると考えられます。

このような固定的な性別役割分担意識は、人々の意識の中に長い時間をかけて作られたものであり、時代とともに少しずつ変わりつつあるものの、地域社会の中にも根強く残っています。男女一人ひとりがお互いを認め合い、その人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、大きな障がいとなる固定的な役割分担意識の解消のためには、男女ともに意識改革が必要です。

このことから、男女共同参画に関する意識啓発や情報提供を継続的にを行い、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場所において、生涯を通じた、男女共同参画を推進する学習・教育機会などを充実させ、男女平等の意識づくりを図っていくことが大切です。

さらに、DV(ドメスティック・バイオレンス)^{※2}などの男女間のあらゆる暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。このような暴力の防止と根絶のために、人権教育や啓発活動等の充実はもちろん、被害者の支援救済体制の整備を図る必要があります。

また、急速に国際化が進み、本市においても外国人登録者は増えています。その中には、言語や文化の違いからさまざまな生活上の問題を抱えている人もいます。「外国人」であることに加えて「女性」であることから、さらに困難な状況におかれている人もいます。外国人との共生を進めていくためには、お互いの文化を尊重し、国際理解を深める必要があります。

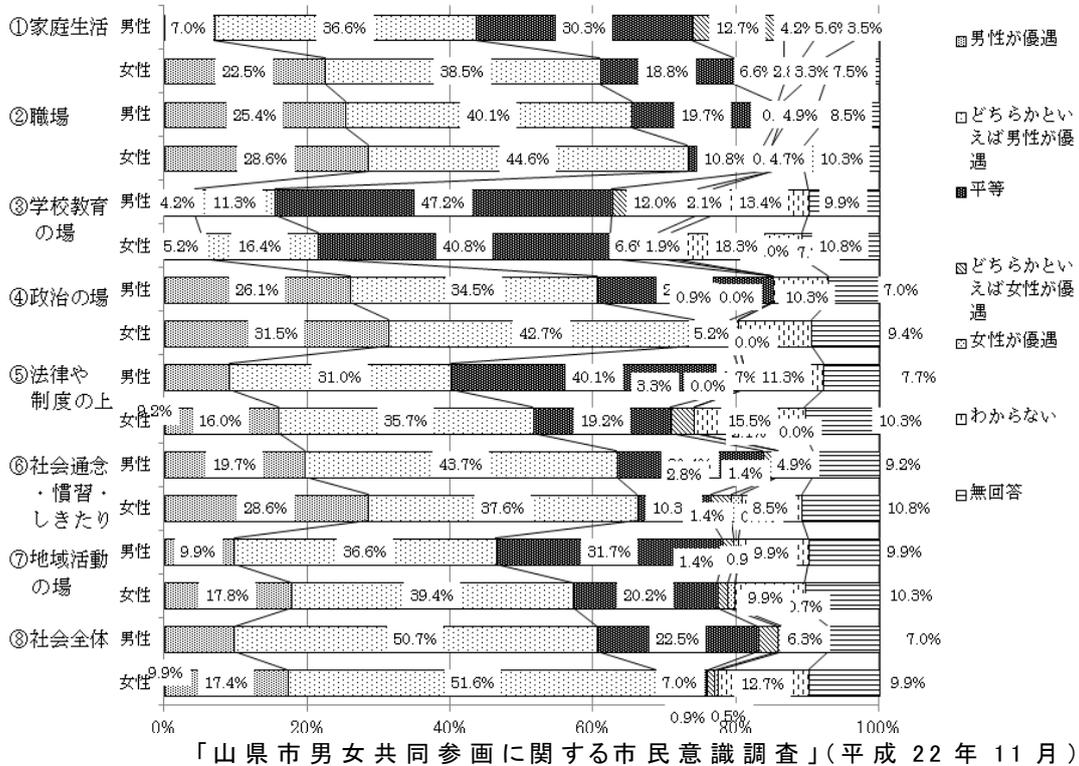
※2 DV(ドメスティック・バイオレンス、家庭内暴力)

配偶者や恋人など親密関係にある、またはあった者からふるわれる身体的・精神的・性的な暴力

◎市と国との比較

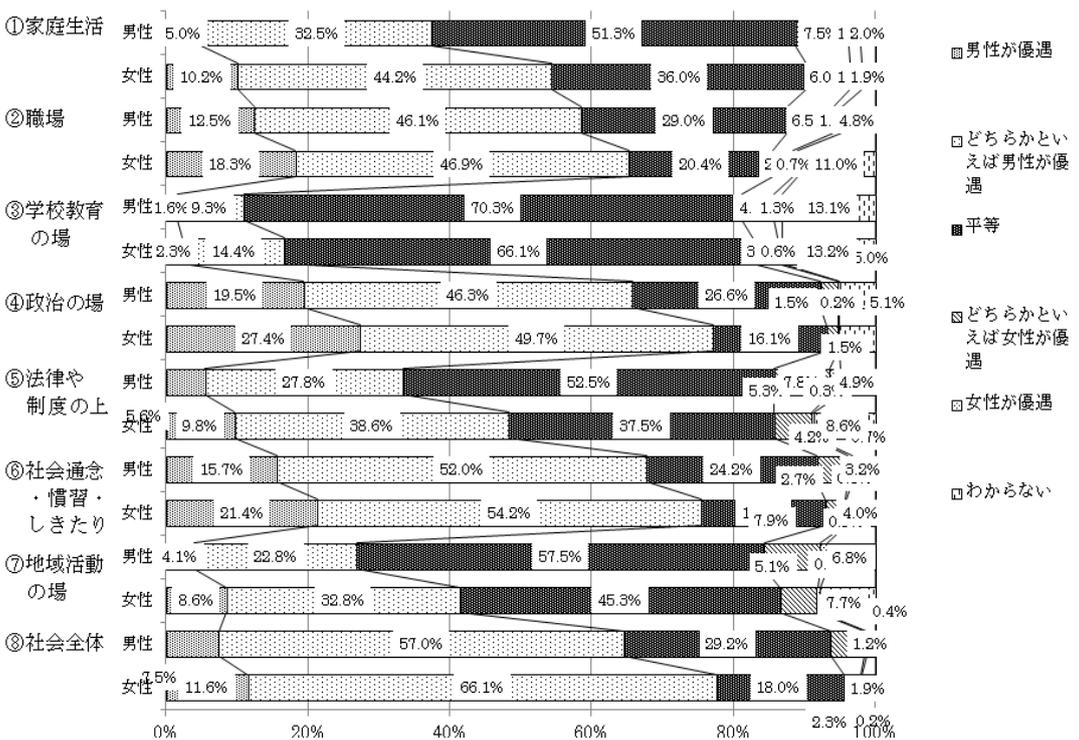
【図表1】

男女の地位の平等感（男女別）【市】



【図表2】

男女の地位の平等感（男女別）【国】



《 I 家庭・地域社会での男女共同参画の意識づくり》

男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法など、女性の地位を向上させるための様々な法律や制度の整備が図られてきました。しかし、これらの法律や制度について、「山口市男女共同参画に関する市民意識調査」から、その内容までも知っている人が少なく、特に女性が少ないことがわかりました。

このようなことから、広報紙、市のホームページなどあらゆる媒体を利用した、男女共同参画に関する法制度についての周知徹底を図り、男女共同参画社会の正しい理解を進めることによって、固定的な性別役割分担意識の解消を目指します。

さらに、DV・児童虐待などのあらゆる暴力の防止と根絶に向け、相談体制を整えるとともに、人権尊重意識を高めるための人権教育や啓発活動の充実を図ります。

また、急速に進む国際社会の中、外国人との共生に向け、市内在住の外国人への情報提供や国際交流の推進などの施策を進めていきます。

施策の方向	具体的施策	主な担当課
(1)家庭・地域社会での固定的な性別役割分担意識の排除	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙・市のホームページ等による男女共同参画意識の啓発 ●自治会等への男女共同参画意識の啓発 	総務課 企画財政課
(2)人権尊重の意識啓発と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重の意識を高めるための普及啓発 ●人権尊重の意識啓発につながる図書等の充実 ●人権相談・法律相談・心配ごと相談の充実とプライバシーに配慮した相談体制の整備 	市民環境課 福祉課 図書館
(3)DV(家庭内暴力)・児童虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●DVの問題を未然に防ぐための啓発 ●要保護児童対策地域協議会の充実 	福祉課
(4)国際社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●市内在住外国人への情報提供 ●国際理解のための国際交流の推進 	市民環境課 生涯学習課

《Ⅱ 男女の差別意識のない職場づくり》

急激な少子高齢化により、労働人口の減少が懸念される中で、男女ともにその能力を十分に発揮できる職場の環境づくりが大切になってきます。しかし、「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」では、職場における男女の平等感は低くなっています。

女性が活躍できる職場づくりを目指し、企業におけるポジティブ・アクション(積極的改善措置)^{※3}を推進し、女性管理職の積極的な登用を働きかけます。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメント^{※4}は、身近でも起こっている問題であり、男女の働く権利や人権を侵害する、社会的に許されない行為です。セクシュアル・ハラスメントを防止し、市民をはじめ企業等の認識を高めるため、啓発活動・情報提供を積極的に行います。

施策の方向	具体的施策	主な担当課
(1)雇用機会均等と男女同権 処遇	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者や市民に対する、男女雇用機会均等法の啓発と推進 ●関係機関との連携による企業、団体、事業主等への男女平等処遇の働きかけ ●家族経営協定^{※5}の推進 ●関係機関との連携による雇用に関する相談体制の充実 	企画財政課 産業課
(2)女性の積極 的登用の働き かけとポジティ ブ・アクションの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携による、事業主等に対する女性の積極的登用やポジティブアクションの働きかけ ●男女共同参画社会推進優良企業の顕彰 	企画財政課 産業課
(3)セクシュアル・ ハラスメントの防 止	<ul style="list-style-type: none"> ●セクシュアル・ハラスメント防止のための普及啓発と情報提供 	企画財政課 産業課

※3 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

※4 セクシュアル・ハラスメント

相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為。

※5 家族経営協定

農業経営に携わる家族間で給与や休日等の就業条件、役割分担等を話し合い取り決めを行うこと。

《Ⅲ 男女平等を基本とする教育と学習の推進》

男女共同参画社会を実現するためには、子どもたちからの男女平等の意識づくりが大切です。

そのため、保育所や学校において人権尊重を基本とする男女平等教育の充実に努めます。

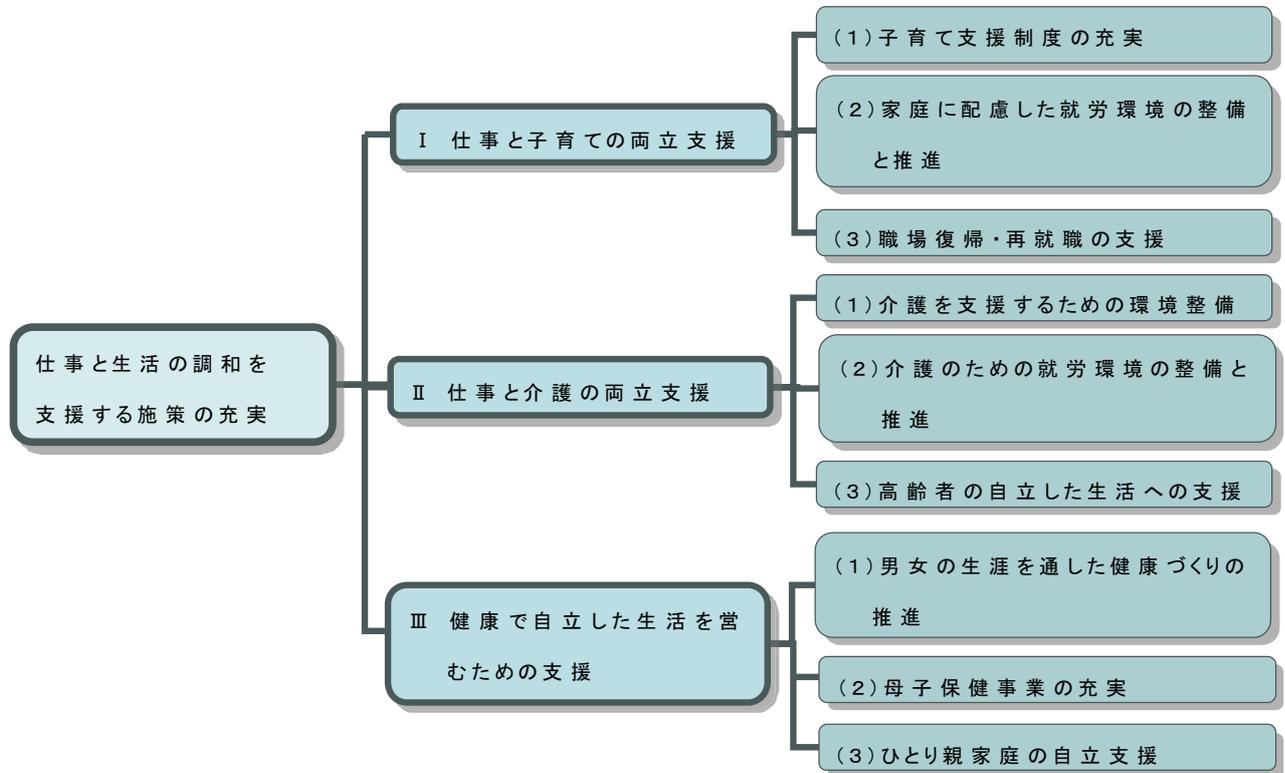
また、男女共同参画の視点に立ち、性別にとらわれず子どもたちの個性と能力を尊重した教育の充実を図り、生涯にわたって性別役割分担意識にとらわれない社会生活を送れるよう、教育・学習環境の整備を進めます。

さらに、家庭や地域社会における固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画の意識を高めるための学習機会を提供する家庭教育や生涯学習などの充実を図ります。

施策の方向	具体的施策	主な担当課
(1)男女共同参画の視点に立った保育・学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所・学校において性別にとらわれない、個性・能力や適性を生かした指導 ●人権教育推進のための市内小中学校の教職員を対象にした研修会の実施(DVの防止等も含む。) ●人権教育を通した子どもたちへの男女平等意識の定着 ●性別役割分担意識の影響を受けずに、自らの意思で進路を決めることが出来る進路指導 ●男女対等な関係の中で、自分の身体を大切に出来る性教育の実施 ●PTA組織での会議への男女共同参画の啓発 ●家庭教育学級への父親参加の呼びかけ ●授業参観や三者懇談会への父親参加の呼びかけ 	福祉課 学校教育課 生涯学習課

<p>(2) 男女共同参画を推進する生涯学習機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育学級での人権研修会の実施等、男女平等意識の生涯学習の充実 ●人権感覚を豊かにするための研修や講演会の実施 ●男女共同参画社会推進に係る出前講座の充実 	<p>生涯学習課 企画財政課</p>
---------------------------------	---	------------------------

～仕事と生活の調和を支援する施策の充実～



現状と課題

女性がその能力を発揮して仕事をすることは、多様化するニーズに応じるための新たな価値観の創造にも欠かせません。しかし、依然として家事や子育て、介護といった家庭内労働における女性の負担は大きく、仕事との両立を困難な状況にしています。

「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」でも、「子どもができれば職業をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい」と答えた割合が全体の約5割を占めています。一方、内閣府が実施した世論調査からは、「子どもができて職業を続ける方がよい」と答えた割合が最も多くなっており、国と比較して、子どもができれば女性は子育てに専念するべきと考える人が多いといえます(図表3・5参照)。

しかし、市の平成18年度調査と比較すると、「子どもができて職業を続ける方がよい」と答えた割合が高くなっていることから、今後子育てをしなが

ら仕事を続ける人が増えると考えられます(図表4参照)。

また、介護の女性負担についても「介護保険サービスを利用し負担を減らす」と答えた割合が6割近くを占め、平成18年度の調査と比較しても、女性の負担を「当然だと思ふ」あるいは「やむを得ない」と考える人は大きく減っています(図表6・7参照)。

このような状況の中、結婚や出産で仕事を離職した女性にも、新たな仕事にチャレンジできるよう、情報提供や支援制度の整備が必要であるとともに、子育てや介護をしながら仕事が続けられる環境整備や支援体制の充実が必要です。さらに、男性の子育てや介護の参加を促すような職場や地域の環境づくりや支援体制を整え、男女ともに仕事と生活の調和(ワークライフバランス^{※6})を図ることができる取り組みを進めます。

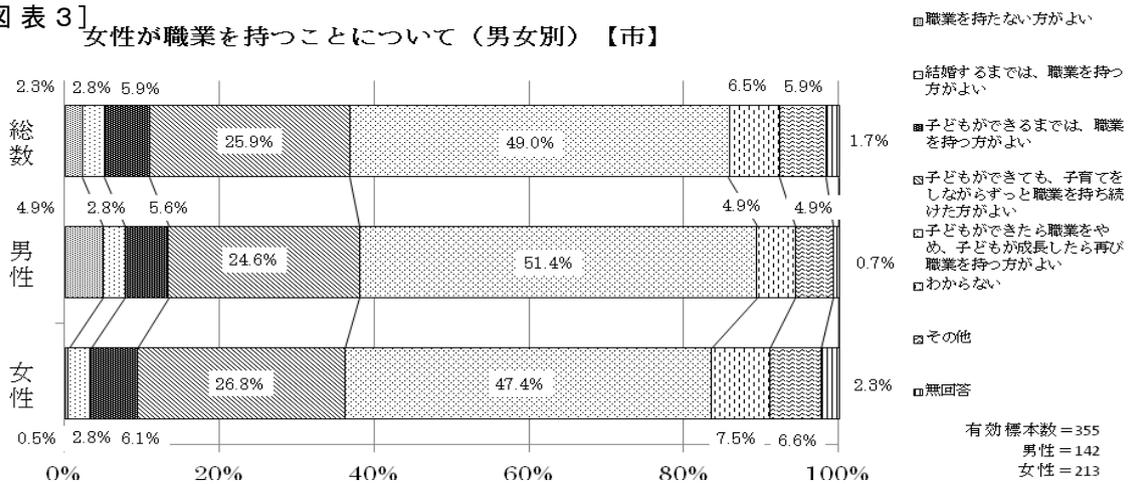
「山口市男女共同参画に関する市民意識調査」でも今後の重要施策について、「介護支援・高齢者福祉政策の充実」と「保育・子育て支援の充実」が高い割合となっており、少子高齢化が進む現在、子育て支援を充実させ介護環境を整備することが、特に重要な課題といえます(図表8参照)。

※6 ワークライフバランス(仕事と生活の調和)

誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

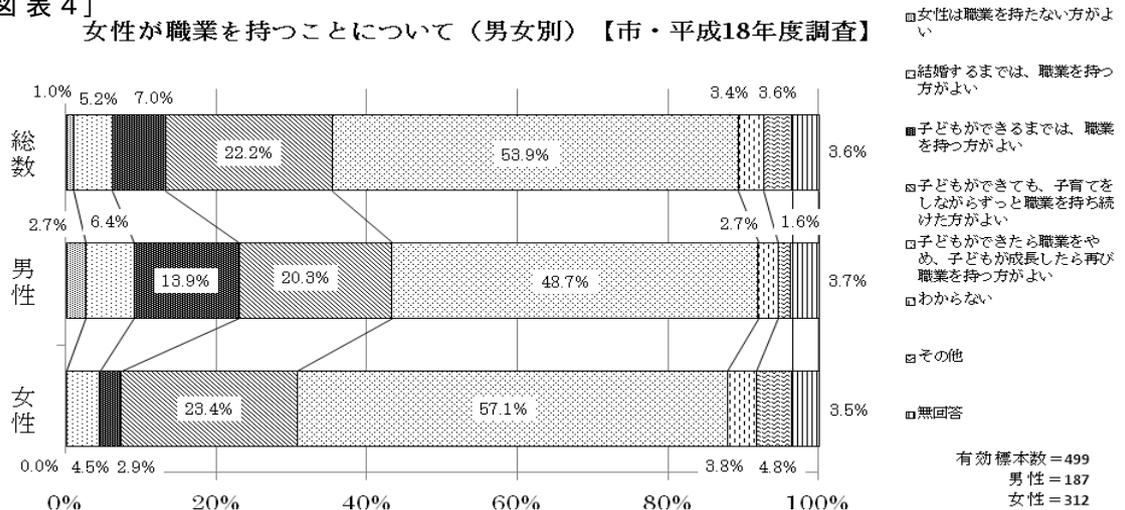
◎市の前回調査との比較及び市と国との比較

【図表3】女性が職業を持つことについて（男女別）【市】



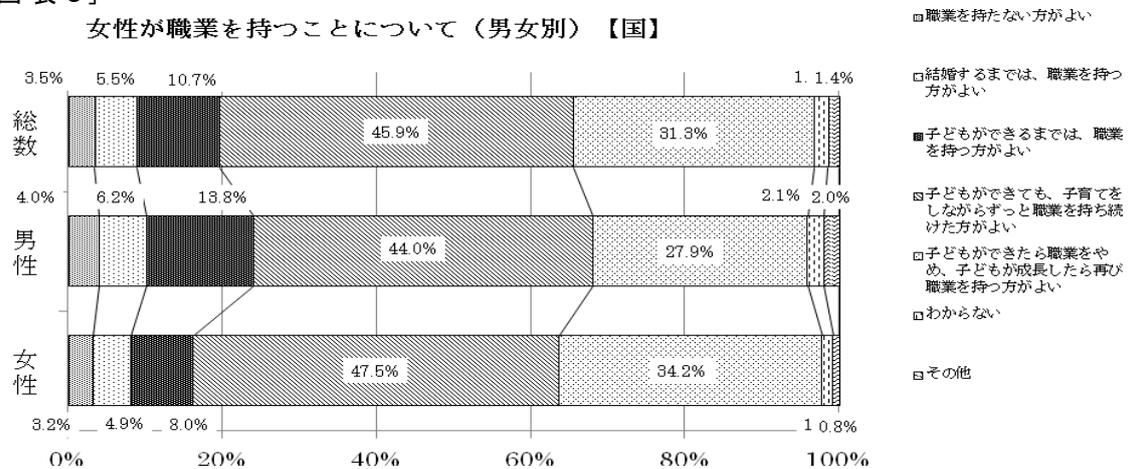
「山口市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成22年11月)より

【図表4】女性が職業を持つことについて（男女別）【市・平成18年度調査】



「山口市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成18年4月)より

【図表5】女性が職業を持つことについて（男女別）【国】

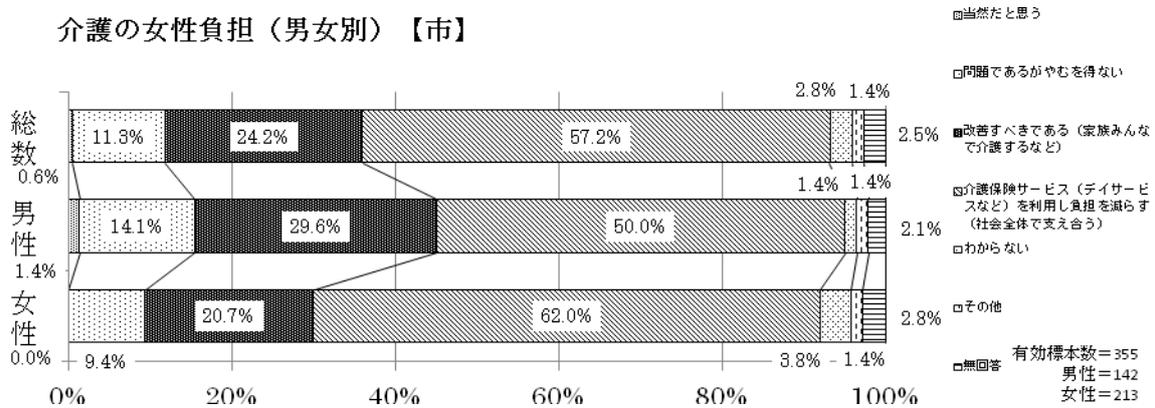


【内閣府男女共同参画局】「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月)より

◎ 前回調査との比較

[図表 6]

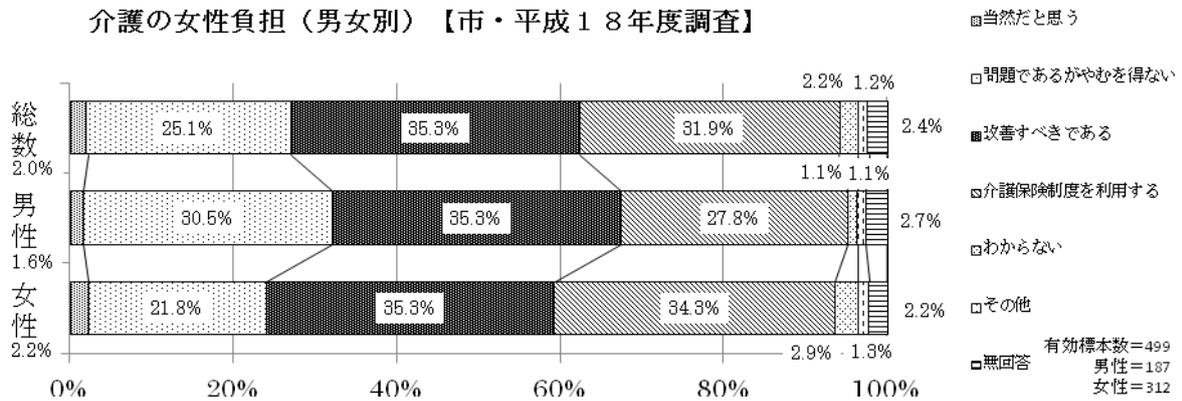
介護の女性負担（男女別）【市】



「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 22 年 11 月)より

[図表 7]

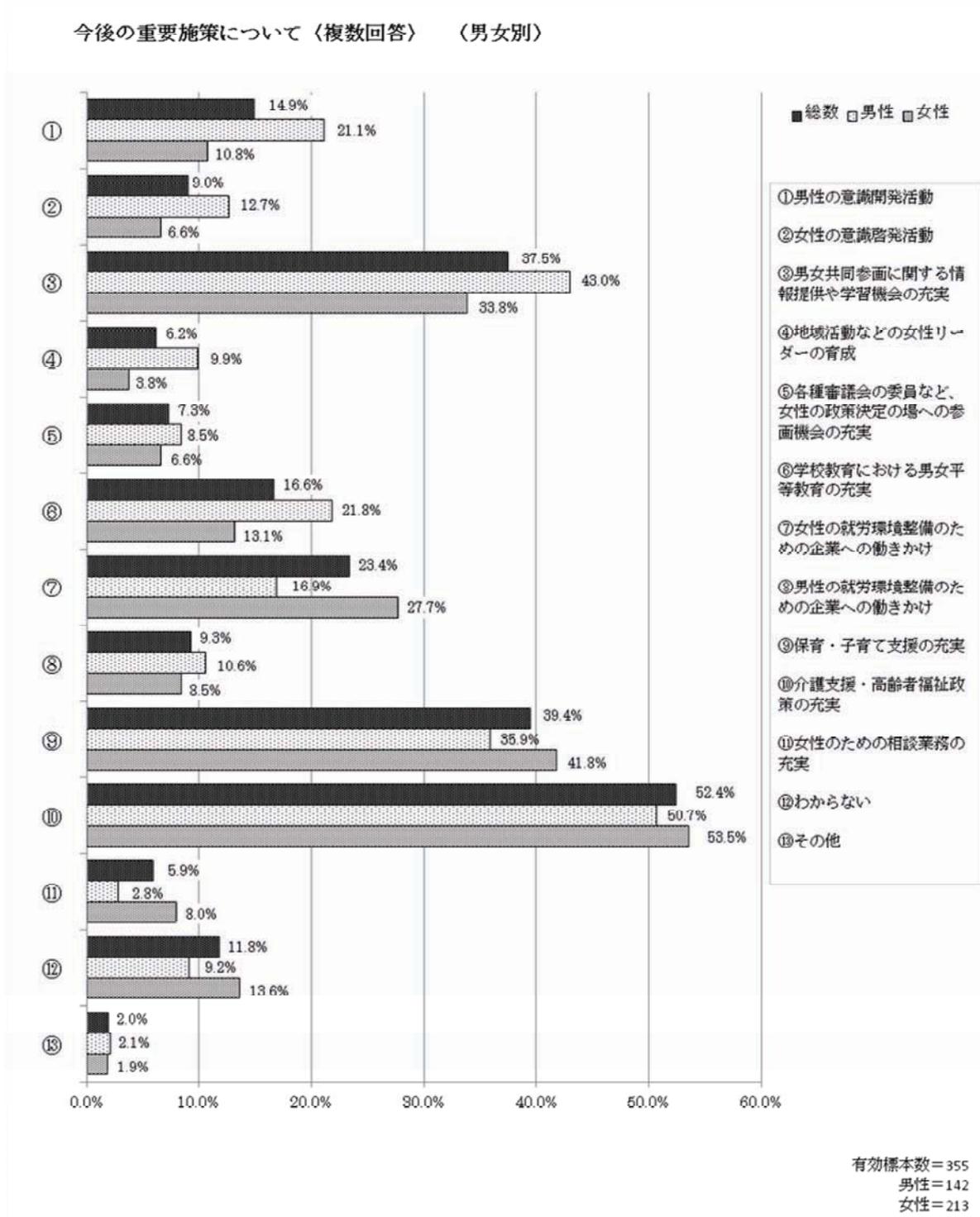
介護の女性負担（男女別）【市・平成 18 年度調査】



「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 18 年 4 月)より

◎ 調査結果

[図表 8]



「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 22 年 11 月)より

《I 仕事と子育ての両立支援》

出産・子育てのために離職する女性が多いことから生じる M 字カーブ^{※7}問題の解消に向け、女性の就業継続や再就職のための支援を充実させます。

子育てをしながらも安心して仕事ができるよう、より一層支援体制を充実させるとともに、企業における育児休業制度や短時間勤務制度などの支援制度の整備と定着に向けて、普及と啓発を行います。

また、子育ては女性の仕事という意識を改革し、男性の育児参加を促すため、長時間勤務の減少や男性の育児休業の取得を推進するとともに、男性が子育てに参加しやすい地域の環境づくりや支援を進めます。

さらに、子育てを終え職場復帰を目指す女性に対しては、再就職の情報提供をし、職場復帰が円滑になるよう支援に努め、事業者に対しても職場復帰や再雇用制度についての啓発を行います。

施策の方向	具体的施策	主な担当課
(1) 子育て支援制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 低年齢児保育・一時保育・特定保育・延長保育等の充実 ● 学童保育の充実 ● 家庭教育支援・子育て支援センター事業の充実 ● 子育て支援ネットワークの充実 ● ファミリーサポートセンター事業の充実 ● 育児や生活などのさまざまな分野の相談窓口の充実 ● 子育て支援活動を行っている NPO 法人等の支援と情報提供 	福祉課 児童館 子育て支援センター 生涯学習課
(2) 家庭に配慮した就労環境の整備と推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者や市民に対する、育児休業や短時間勤務など育児に係る制度の普及啓発と推進 ● ワークライフバランスの普及啓発と推進 	企画財政課 産業課

(3) 職場復帰・再就職の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携強化による、企業や事業主等への職場復帰・再雇用制度の働きかけ ●企業誘致による雇用機会の拡大 	産業課
-----------------	--	-----

※7 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

《Ⅱ 仕事と介護の両立支援》

介護における女性の負担を減らすためには、家族みんなで介護に関わることはもちろん、社会全体で支えあう介護支援制度の充実が必要です。それと同時に、介護をしながらでも仕事が続けられるような職場の環境づくりも進めなくてはなりません。

さらに一層、介護を支援するための環境を整備し、サービスを充実させるとともに、事業者に対しては、介護休業制度や短時間勤務など介護を支援するための制度の普及啓発に努め、その定着を図ります。

また、介護を予防することも大切なことです。高齢者の自立した生活や健康づくりを支援するため、介護予防・健康・生きがいつくりの活動の充実や高齢者組織の支援など、さまざまな取り組みを行います。

施策の方向	具体的施策	主な担当課
(1) 介護を支援するための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険制度の情報提供と促進 ● 介護サービスの質の向上のための支援 	健康介護課
(2) 介護のための就労環境の整備と推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対する、介護休業制度の啓発と制度の普及 	産業課
(3) 高齢者の自立した生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者福祉サービスの充実と制度の周知、高齢者の自立の支援 ● 老人クラブ等高齢者組織の育成支援 ● 多様な就業機会を提供する、シルバー人材センターの活動支援 ● 閉じこもり予防事業※⁸の充実と参加者募集の啓発 ● 高齢者の生活支援活動を行っているNPO法人等の支援と情報提供 	福祉課 健康介護課

※8 閉じこもり予防事業

いつまでも自立した生活が送れるように、健康・生きがいつくり、介護予防や疾病予防を目的とし、日常生活動作訓練・健康相談等を行う事業。「いこいの広場」「男の生きがい教室」「かんたん筋トレ教室」がこれにあたる。

《Ⅲ 健康で自立した生活を営むための支援》

男女がお互いの身体的性差を十分理解し、お互いの人権を尊重することは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提ともいえます。そのためにも、男女ともに生涯を通して心身ともに健康であることは大切です。

特に女性は妊娠・出産をする可能性もあることから、性別やライフステージに応じた健康教育や健康相談などの支援を進め、母子保健事業の充実を図ります。

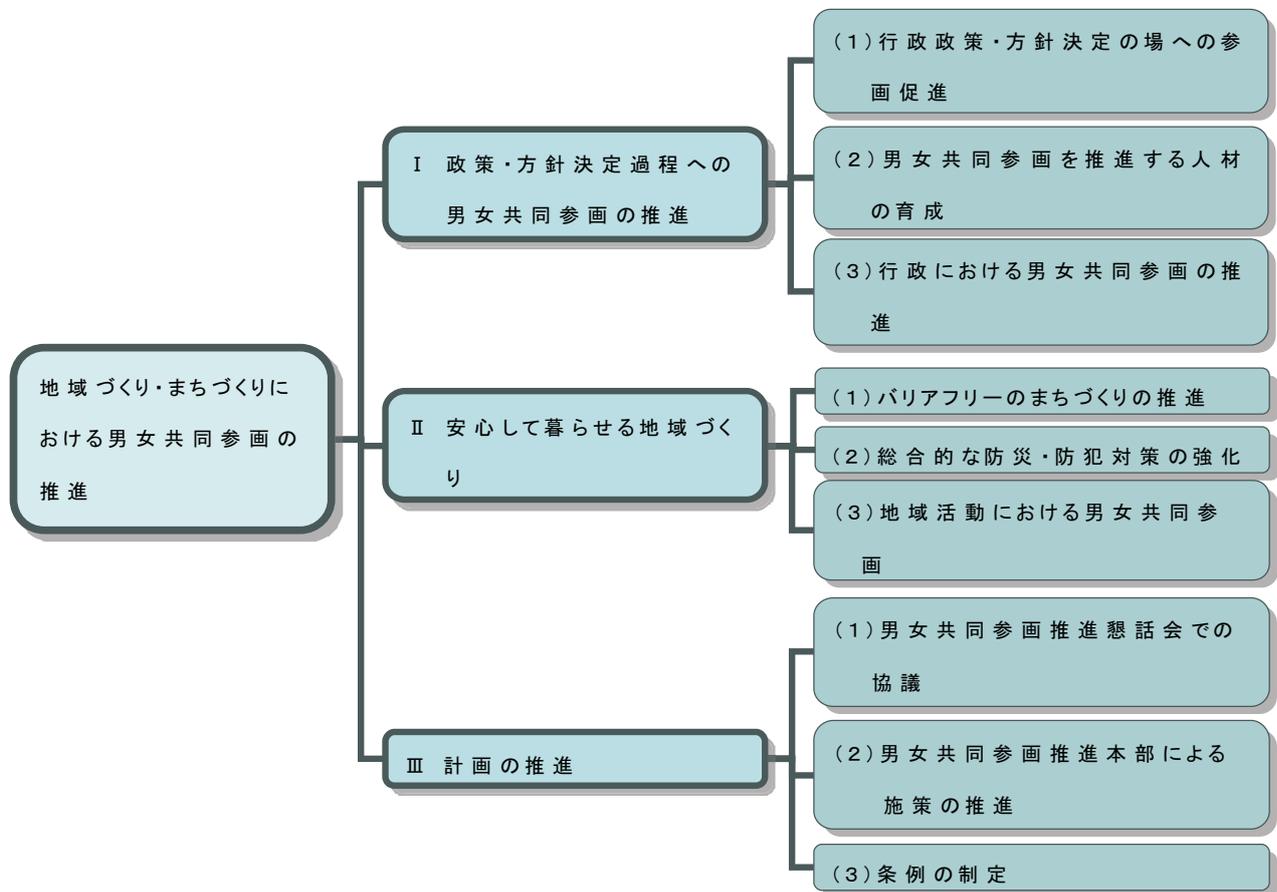
さらに、価値観の多様化する現代、単身世帯やひとり親世帯など家庭の形態もさまざまです。どのような生き方を選択した場合でも、自立した生活ができるよう、支援体制を整えます。

施策の方向	具体的施策	主な担当課
(1) 男女の生涯を通じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設開放、生涯スポーツの推進 ● 健康診査、がん検診、肝炎検査等検診の充実 ● 健康教育や訪問指導などの実施 ● 食育推進ボランティア養成講習会の開催 	生涯学習課 健康介護課
(2) 母子保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健診、乳幼児健診の充実 ● 妊婦相談、訪問による順調な妊娠出産の支援 ● 保育時間への食育カリキュラム※⁹の組入れ 	健康介護課
(3) ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子家庭自立支援教育訓練給付金等の給付によるひとり親家庭支援の充実 ● 市営住宅入居審査の際のひとり親家庭の優先的選考の配慮 	福祉課 建設課

※9 食育カリキュラム

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てるために行う教育。

～地域づくり・まちづくりにおける男女共同参画の推進～



現状と課題

国においては、「2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が30%程度」の目標の達成に向けて取組を進めています。本市においては、審議会等の女性委員の登用率が35%となるよう取組を進めていきます。

「山口市男女共同参画に関する市民意識調査」では、審議会等委員の女性登用率について、「性別よりも資質・人柄を優先した方がよい」と考える人が5割を超えています(図表9・10 参照)。また、委員等に応募する意思是女性の方が低く、その理由は「自信がない」と答える割合が高かったことから(図表11・12 参照)、女性の意識改革のための学習機会を充実させ、人材育成を支援する必要があります。

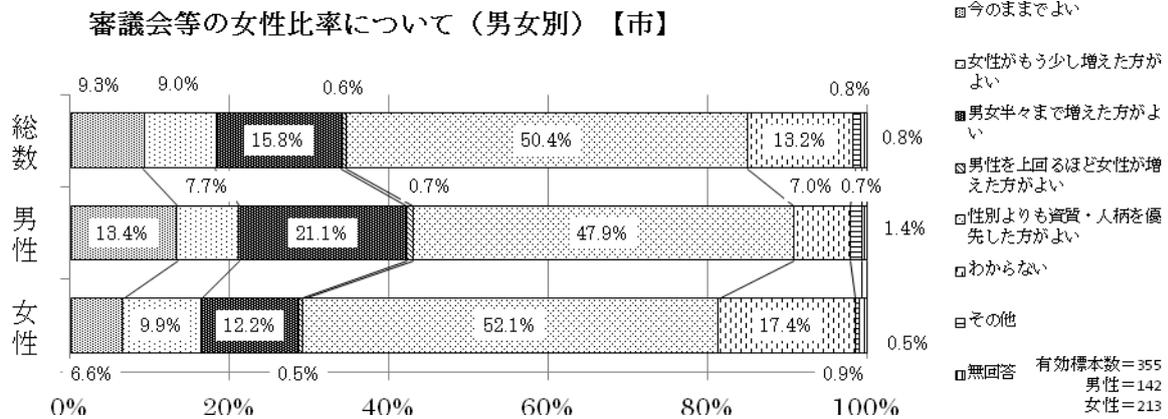
市としては、男女共同参画のモデルとなるよう、男女共同参画に関する理解と知識を深めるための市の組織体制を整え、女性職員の管理職登用を進めます。

また、地域を取り巻く環境が変化し、地域社会のあり方が変わりつつある中で、安心して暮らせる地域づくりを進めるためにも、今後さらに女性の意見や考え方を反映させた方針・施策が必要となってきます。

「山口市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「自治会などの地域活動」の参加状況は男性に比べて女性の方が低くなっており(図表13参照)、地域における重要な意思決定や方針決定過程において、男女が平等に参画できる機会が確保できるよう、普及啓発に努めます。

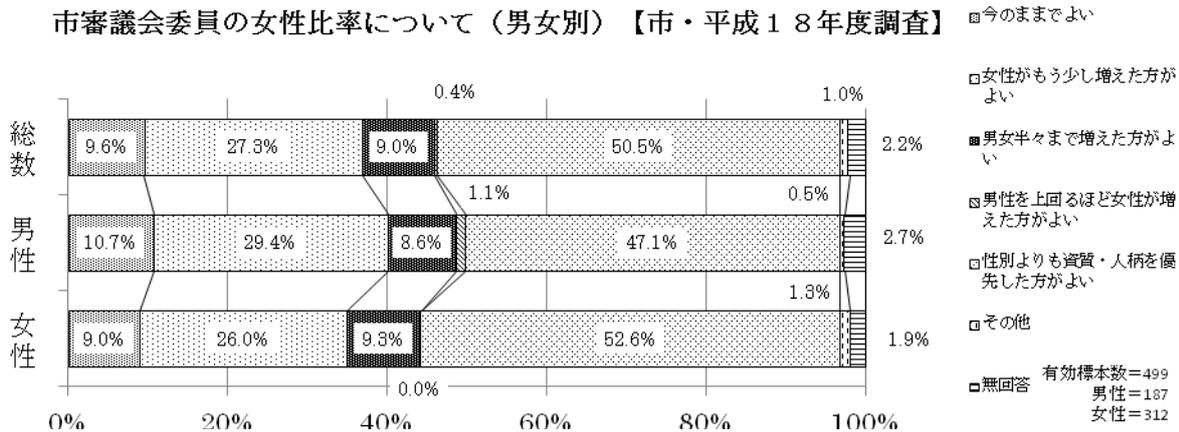
◎ 前回調査との比較

[図表 9]



「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 22 年 11 月)より

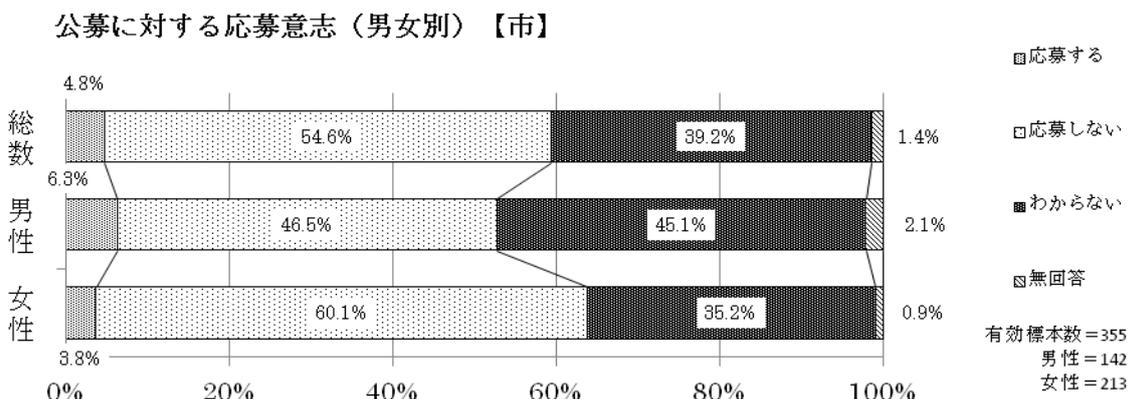
[図表 10]



「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 18 年 4 月)より

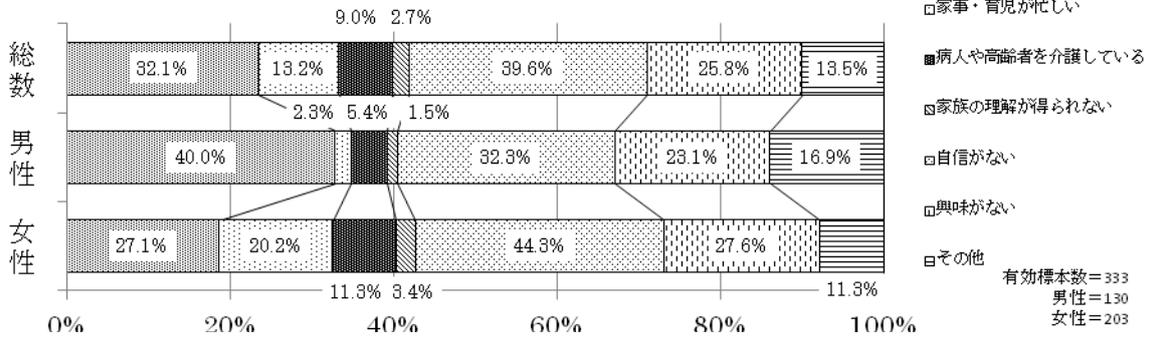
◎ 調査結果

[図表 11]



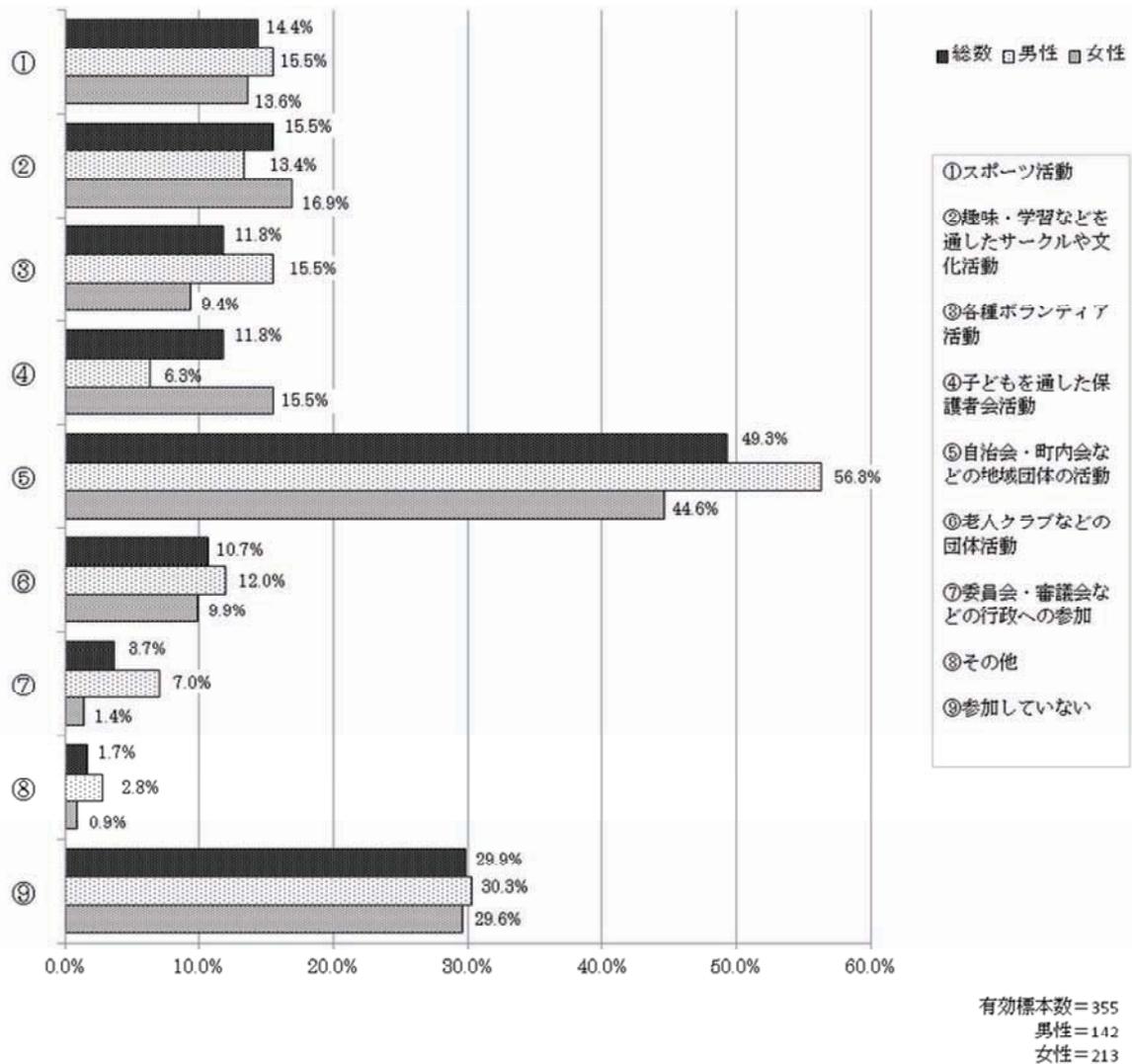
[図表 12]

公募に応募しない理由（複数回答）（男女別）【市】



[図表 13]

地域活動の参加状況（複数回答）（男女別）【市】



「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 22 年 11 月)より

《 I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進》

市における審議会等の女性委員の割合は31.4%(平成23年4月1日現在)となっていますが、女性委員が不在の審議会・委員会もあります。女性の意見が十分に反映された政策・方針を進めるためには、このような状況を解消することが不可欠です。

審議会等への女性の参画を促すため、委員選任のあり方を見直すとともに、各分野で活躍する女性の情報収集・人材発掘に努めます。

また、これまで市政への政策決定の場に参画する機会が少なかった女性に対し、参画機会を提供し、多くの市民が市政や地域づくりについて、より一層関心を深めてもらえるよう努めます。

さらに、男女共同参画社会の実現に向けて、行政としても男女共同参画に関する理解・知識を深め、職員の資質向上を図り、総合的かつ積極的な取組を進めるとともに、施策の推進体制をより一層強化します。

施策の方向	具体的施策	主な担当課
(1)行政政策・方針決定の場への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ●女性委員の登用率目標35%、男性委員・女性委員不在審議会・委員会等の解消 ●官公庁などの発行物、新聞や情報誌などからの情報収集と発信 ●行政情報の簡明化による行政参加意欲の促進 ●パブリックコメント※10の積極的な運用 	全課
(2)男女共同参画を推進する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●女性リーダー育成のための研修会等の開催 ●あらゆる分野への女性の参画をはかるための、分野に応じた人材情報の提供 	企画財政課
(3)行政における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の意識啓発と資質向上を目指す、職員の研修機会の拡充 ●男女の職域の拡大と女性の管理職起用の推進 	総務課

※10 パブリックコメント

行政機関が政策等（計画や指針・条例など）を策定するに当たって、その案の趣旨、内容等を公表し、広く住民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うこと。

Ⅰ 安心して暮らせる地域づくり

あらゆる人が安心していきいきと暮らすことができる地域をつくるためには、男女共同参画が不可欠です。また、男女共同参画の視点から地域づくりを進めることは、地域の活性化にもつながります。

地域における方針決定過程への女性の参画を促進するために、男女が参画する地域の活動を支援し、市民と地域、行政が一体となった取組を進めます。

また、ノーマライゼーション¹¹の理念に基づき、高齢者や障がいのある方をはじめ、すべての人にとって優しい環境づくりに努めます。

施策の方向	具体的施策	主な担当課
(1) バリアフリー ¹² のまちづくりの推進	歩道の段差解消・公共施設等のバリアフリー化	建設課 都市計画課 関係各課
(2) 総合的な防災・防犯対策の強化	男女共同参画の視点に立った、地域防災計画の見直し 女性消防団員の充実及び女性防火クラブ等の活動支援 男女共同が主体となった防犯活動団体の支援	総務課 消防本部 企画財政課
(3) 地域活動における男女共同参画の推進	地域に根ざした活動を行うNPO法人等の育成支援と男女の参画推進 地域おこし・まちづくり・観光に関する活動への男女の参画推進	総務課 企画財政課 産業振興課

11 ノーマライゼーション

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

12 バリアフリー

障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいを取り除くための施策、若しくは具体的に取り除いた状態。

《Ⅲ 計画の推進》

男女共同参画社会の実現のためには、行政での総合的かつ積極的な取り組みが必要です。

男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、市長を本部長として、副市長、教育長、各部長で構成する男女共同参画推進本部において、プランの進行管理を行います。

また、男女共同参画推進懇話会^{※13}においては、プランの進捗状況の把握と見直しを行います。

さらに、男女共同参画意識の浸透のために、(仮称)山口市男女共同参画条例を制定します。

施策の方向	具体的施策	主な担当課
(1) 男女共同参画推進懇話会での協議	●男女共同参画推進懇話会への報告・意見聴取・公表	企画財政課
(2) 男女共同参画推進本部による施策の推進	●男女共同参画プランの進行管理	企画財政課
(3) 条例の制定	●(仮称)山口市男女共同参画条例の制定	企画財政課

※13 男女共同参画推進懇話会

学識経験者、企業関係者、地域代表者、公募市民、行政関係者等の委員によって構成される組織。男女共同参画プランに関する提言、推進を行う。

目標数値一覧

※ 所管課欄は、平成24年度の機構改革後の課名等を記載しています。

～男女共同参画社会に向けた意識づくり～

《Ⅱ 男女の差別意識のない職場づくり》

指標	所管課	現状 (平成22年度実績)	目標数値 (平成28年度)
家族経営協定の締結件数(累積)	産業課	1件	2件

《Ⅲ 男女平等を基本とする教育と学習の推進》

指標	所管課	現状 (平成22年度実績)	目標数値 (平成28年度)
家庭教育学級での人権研修会の参加者数	生涯学習課	15人	45人

～仕事と生活の調和を支援する施策の充実～

《Ⅰ 仕事と子育ての両立支援》

指標	所管課	現状 (平成22年度実績)	目標数値 (平成28年度)
低年齢児保育の利用者数	福祉課	143人	160人
延長保育の利用者数	福祉課	193人	200人
学童保育の参加者数	児童館	170人	180人
子育て支援ボランティア講座の受講者数	子育て支援センター	156人	160人
ファミリーサポートセンター事業の利用件数	子育て支援センター	15件	25件
育児や生活などのさまざまな分野の相談件数	子育て支援センター	31件	50件

《Ⅱ 仕事と介護の両立支援》

指標	所管課	現状 (平成22年度実績)	目標数値 (平成28年度)
閉じこもり予防事業の参加者数	健康介護課	7,164人	9,500人

〈 健康で自立した生活を営むための支援〉

指標	所管課	現状 (平成22年度実績)	目標数値 (平成28年度)
各種がん検診受診率	健康介護課	胃がん検診 14.5%	胃がん検診 25%
		大腸がん検診 20.6%	大腸がん検診 25%
		結核・肺がん検診 21.6%	結核・肺がん検診 25%
		乳がん検診 24.3%	乳がん検診 25%
		子宮頸がん検診 20.1%	子宮頸がん検診 25%
赤ちゃん訪問の訪問率	健康介護課	98.0%	100%

～ 地域づくり・まちづくりにおける男女共同参画の推進～

〈 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進〉

指標	所管課	現状 (平成22年度実績)	目標数値 (平成28年度)
女性委員等の登用率	全課	31.4%	35%
女性委員不在審議会・委員会等の解消	企画財政課	10組織	0組織
市男性職員の妻の出産補助休暇(2日間)の取得率	総務課	50%	100%
市男性職員の妻の産前産後期間中の補助休暇(5日間)の取得率	総務課	16.7%	100%

〈 安心して暮らせる地域づくり〉

指標	所管課	現状 (平成24年度実績)	目標数値 (平成28年度)
女性消防団員数(消防団員数)	消防本部	4人 (527人)	10人 (540人)

＝資料＝

- ・「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果
- ・ 男女共同参画に関する国内外の動き
- ・ 第2次山県市男女共同参画プラン策定の経過
- ・ 山県市男女共同参画推進懇話会委員
- ・ 山県市男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム
- ・ 山県市男女共同参画推進組織設置要綱
- ・ 山県市男女共同参画推進本部設置要綱
- ・ 男女共同参画社会基本法（抄）
- ・ 岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例

「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果

○実施方法

- ・調査対象：山州市内に住所を有する18歳以上1,000人
(男性500人、女性500人)
- ・抽出方法：住民基本台帳から無作為に抽出
- ・実施方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：平成22年10月29日から平成22年11月19日

○配布回収状況

- ・実施配布数：995（配達不能数 5）
- ・回収数：375
- ・回収率：37.7%
- ・有効回答数：358
- ・有効回答率：36.0%

《参考》平成18年度実施時回収率：34.2%

※集計結果は、小数点第二位を四捨五入したため、合計が100.0%にならない場合があります。

※クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計の有効回答数が合致しないことがあります。

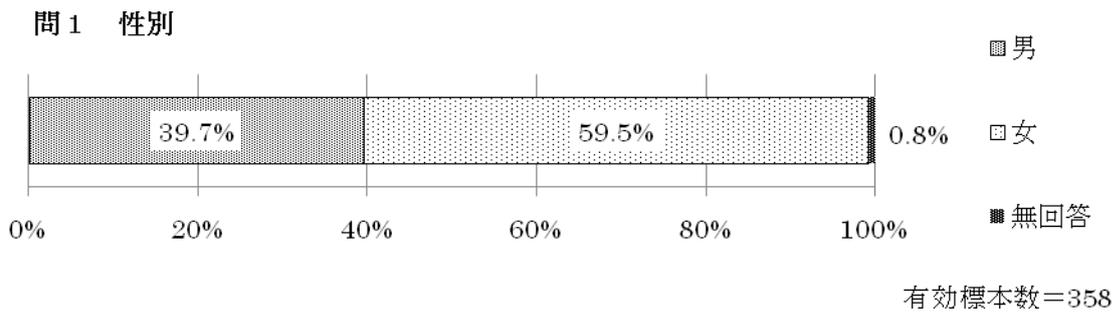
(平成18年度調査時のグラフには、無回答分が含まれていなかったため、今回は無回答分を追加して掲載してあります。)

※複数の回答を認めた質問では、比率合計が100.0%を超えることがあります。

1. 回答者の属性

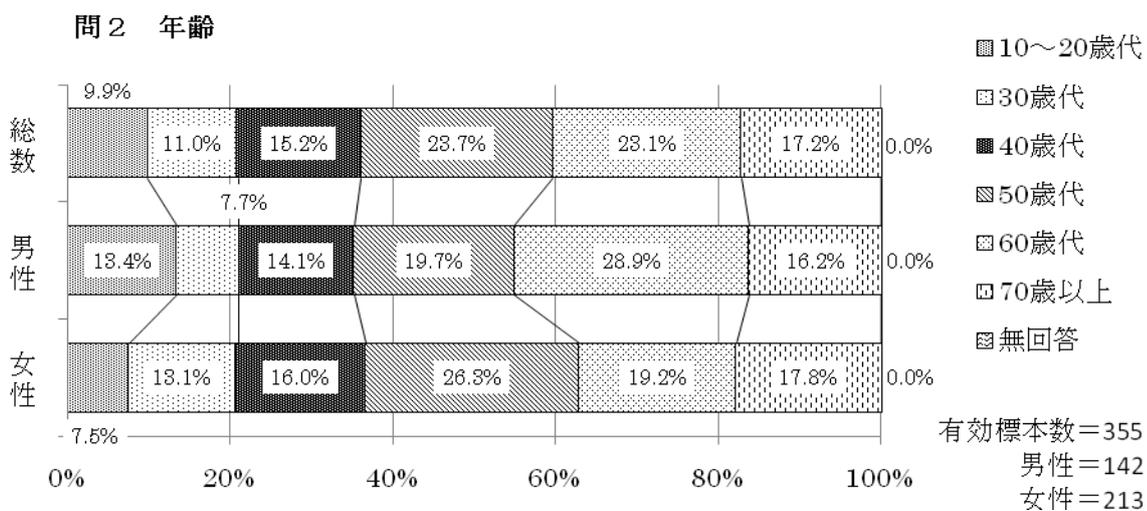
【問1】あなたの性別はどちらですか。

回答者の性別をみると、男性39.7%、女性59.5%となっており、女性の回答率が19.8ポイント高くなっている。



【問2】あなたの年齢は次のどれですか。

回答者の年齢構成をみると、青年層「10歳代から30歳代」が2割を占め、壮年層「40歳代から50歳代」が4割弱、高齢層「60歳代から70歳以上」が4割を超えている。

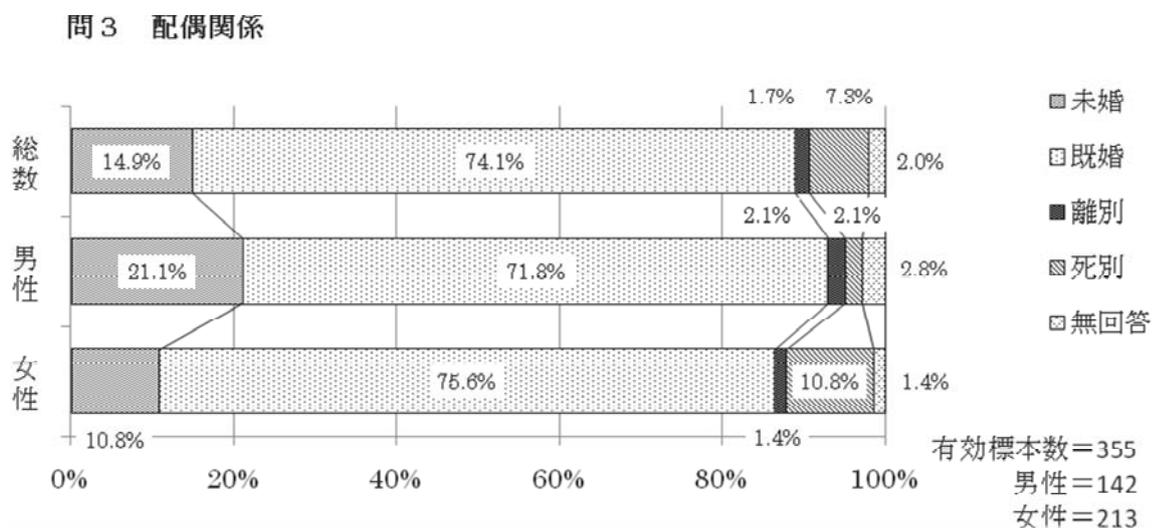


【問3】あなたは結婚していますか。

回答者の配偶関係をみると、「未婚」が14.9%、「既婚」が74.1%、「離別」が1.7%、「死別」が7.3%、「無回答」が2.0%となっている。

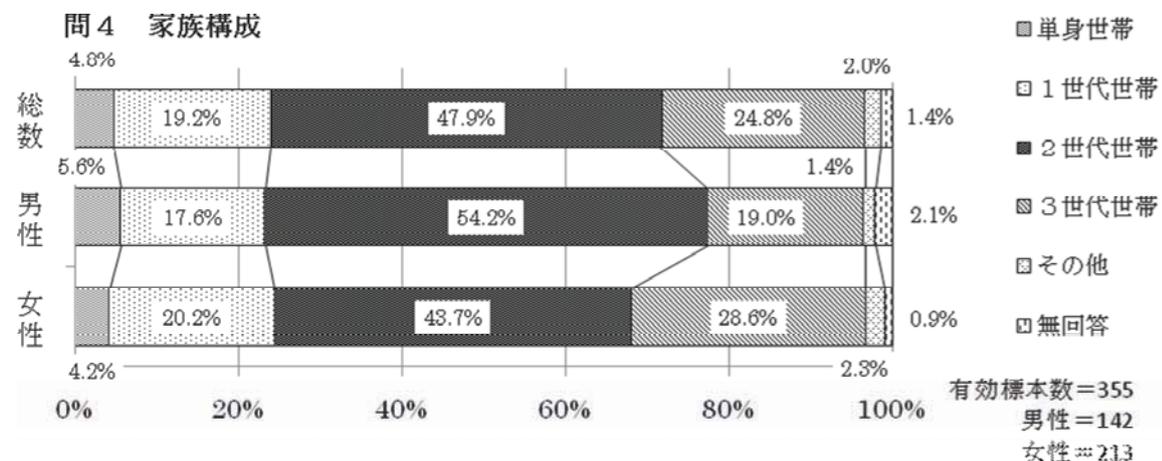
男女別でみると、男性の「未婚」が21.1%、女性は10.8%と、男性が10.3ポイント高い割合となっている。

また、「死別」については、男性が2.1%であるのに対し、女性は10.8%と、女性が8.7ポイント高い割合になっている。



【問4】あなたの家族構成はどれですか。

回答者の家族構成をみると、「2世代世帯（親と子）」の割合が47.9%と、最も高くなっており、次いで、「3世代世帯（親と子と孫）」の割合が24.8%となっている。

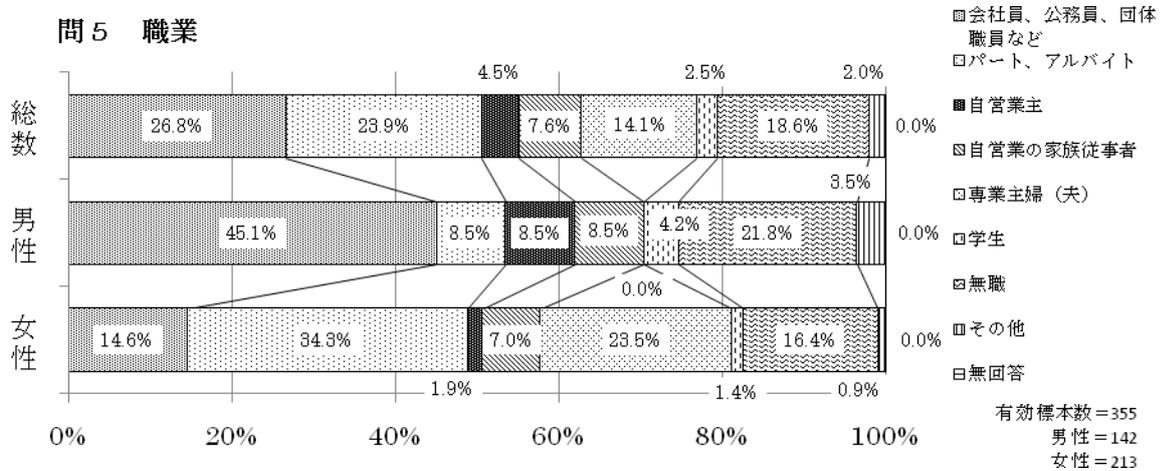


【問5】あなたの職業は何ですか。

回答者の職業については、「会社員、公務員、団体職員など」が26.8%、次いで「パート・アルバイト」が23.9%となっている。

男女別で見ると、「会社員、公務員、団体職員など」の男性は45.1%、女性は14.6%と、男性の方が30.5ポイント高い割合になっている。

また、「パート、アルバイト」の男性は8.5%、女性は34.3%と、女性の方が25.8ポイント高い割合となっている。



2. 家庭生活における男女の役割、優先度について

【問6】あなたの家庭では、家事（育児を含む）の役割はどのようになっていきますか。あなたの家庭の実態を次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。（単身世帯以外の方が回答）

全体で見ると「男性が職業を持ち、女性も家事にさしつかえない範囲で職業を持ち、家事をしている」が30.2%と最も多く、次いで「男性が職業を持ち、女性は家事をしている」が19.2%となっている。

年代別にみると10～20歳代では、「男女共に職業を持ち、家事は主に女性がしている」が最も高い割合を占め、30～60歳代については、「男性が職業を持ち、女性も家事にさしつかえない範囲で職業を持ち、家事をしている」が最も高い割合となっている。

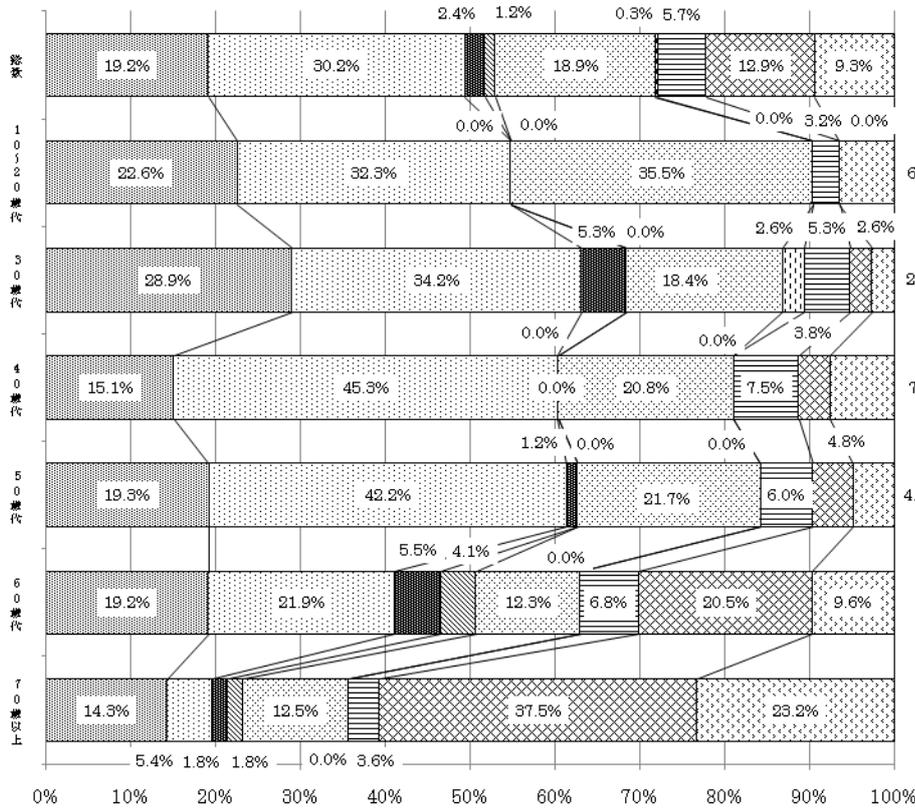
70歳以上では「その他」が37.5%と最も高く、内容として多いのは「男女共に無職で、家事は女性」となっている。

平成18年度調査と比較すると、どの年代でも「男性が職業を持ち、女性も家事にさしつかえない範囲で職業を持ち、家事をしている」と答えた割合が高くなっており、全体では8.4ポイント高くなっている。

これに対して、「男性が職業を持ち、女性は家事をしている」と答えた割合はどの年代でも低くなっており、全体では8.5ポイント低くなっている。

そのため、全体では「男性が職業を持ち、女性は家事をしている」と「男性が職業を持ち、女性も家事にさしつかえない範囲で職業を持ち、家事をしている」と答えた割合を合わせると49.4%となり、18年度調査のそれとほぼ変わらない。

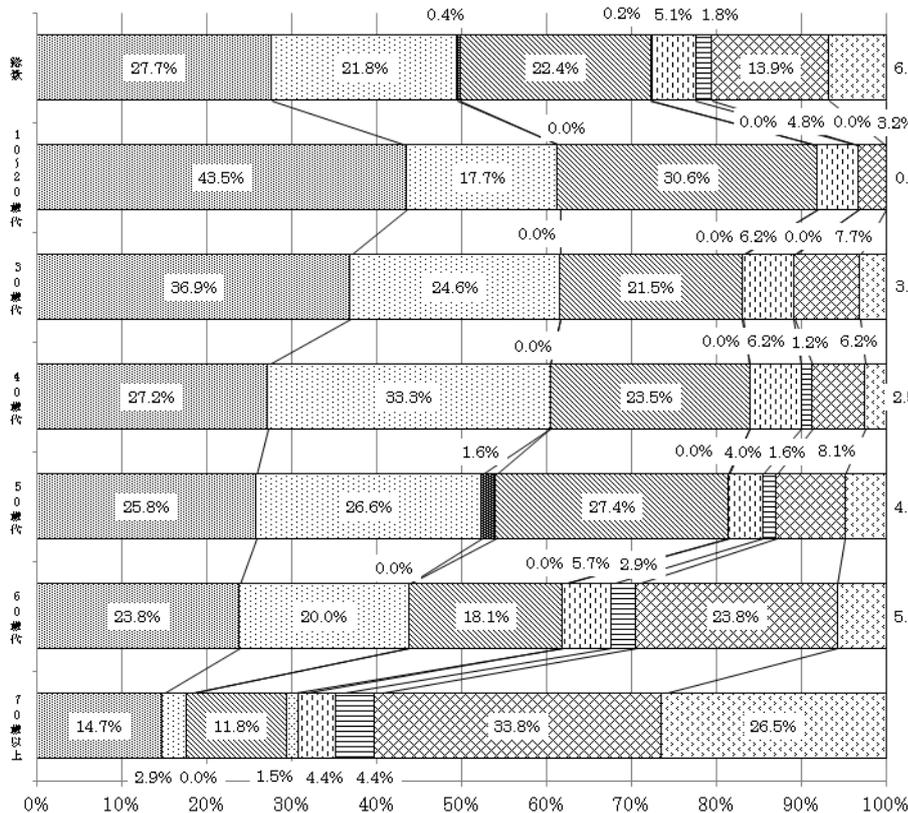
問6 家事の役割分担 (単身世帯以外の方が回答)



- 男性が職業を持ち、女性は家事をしている
- 男性が職業を持ち、女性も家事にさしつかえない範囲で職業を持ち、家事をしている
- 男性が職業を持ち、男女で家事を分担している
- 女性が職業を持ち、男性は家事をしている
- 男女共に職業を持ち、家事は主に女性がしている
- 男女共に職業を持ち、家事は主に男性がしている
- 男女共に職業を持ち、家事は男女で分担している
- その他
- 無回答

有効標本数 = 334

《平成18年度調査》 家事の役割分担



- 夫・父は職業を持ち、妻・母が家事をしている
- 夫・父は職業を持ち、妻・母も家事にさしつかえない範囲で職業を持っている
- 妻・母は職業を持ち、夫・父が家事をしている
- 夫婦・両親共に職業を持ち、家事は主に妻・母がしている
- 夫婦・両親共に職業を持ち、家事は主に夫・父がしている
- 夫婦・両親共に職業を持ち、家事は夫婦・両親で分担している
- わからない
- その他
- 無回答

有効標本数 = 505

【問7】あなたの家庭では役割分担はどのようになっていますか。「現実」と「理想」について次の①～⑤の中から選んであてはまる欄に○をつけてください。

- | | |
|----------------|-------------|
| ・炊事、洗濯、掃除など | ・学校行事、PTAなど |
| ・財産管理 | ・家計費の管理 |
| ・近所や親戚などとの付き合い | ・食料品や日用品の買物 |
| ・子どもの世話やしつけ | ・家庭内の介護 |

- ①女性が中心 ②男性が中心 ③男女共に同程度 ④該当なし
⑤その他

《現実》

男女別にみると、「近所や親戚などとの付き合い」では、「男性が中心」と答えた割合が男性は、30.3%であるのに対し、女性は13.1%と、女性の方が、17.2ポイント低い割合となっている。

また、「家計費の管理」以外のすべての項目について「女性が中心」と答えた割合は、男性よりも女性の方が高く、このことから、男性よりも女性の方が役割分担が多いと感じていることがうかがえる。

《理想》

男女別にみると、「食料品や日用品の買物」では、「女性が中心」と回答した割合が男性は31.7%であるのに対し、女性は47.4%と、女性の方が15.7ポイント高い割合となっている。

《現実と理想との比較》

男性の理想は「家計費の管理」以外の項目はすべて「男女共に同程度」が5割を超えているが、現実をみると「男女共に同程度」が高い割合を占めている項目は、「近所や親戚などとの付き合い」のみとなっている。

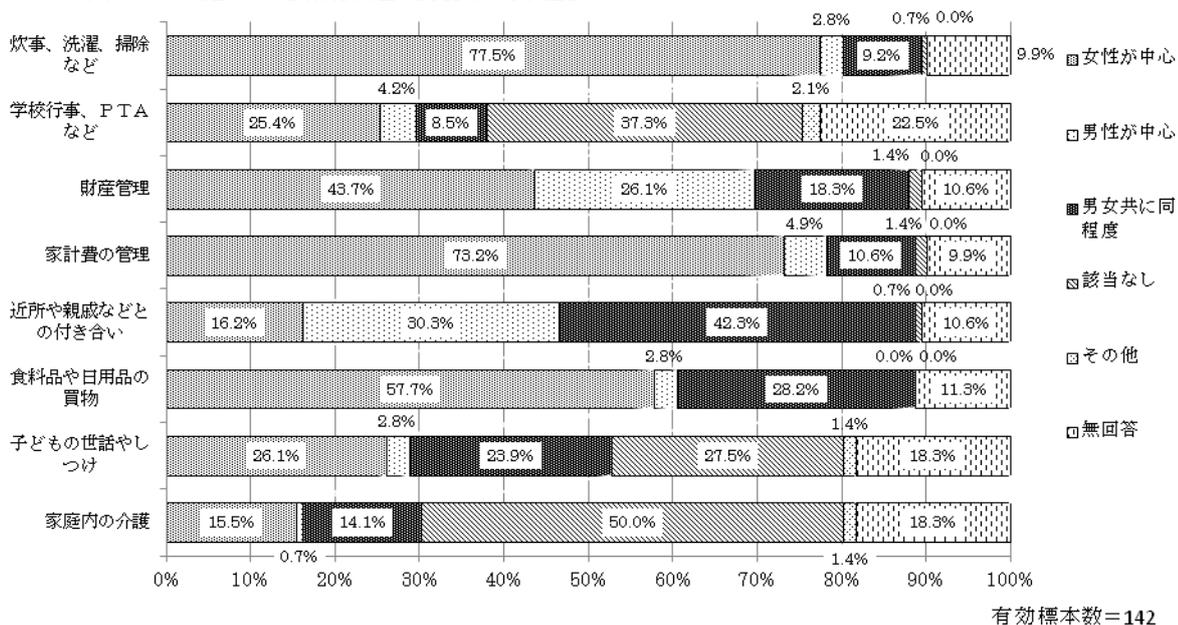
女性の理想は、「炊事、洗濯、掃除など」「家計費の管理」「食料品や日用品の買物」以外は「男女共に同程度」が5割を超えているが、現実をみると男性の現実と同様に、「近所や親戚などとの付き合い」のみ高い割合となっている。

平成18年度調査と比較すると、現実に関しては、男性では「女性が中心」と答えた割合が「学校行事、PTAなど」では12.6ポイント、「子どもの世話やしつけ」では18.3ポイント、「家庭内の介護」では18.2ポイントと特に低くなっている。女性では「女性が中心」と答えた割合が「学校行

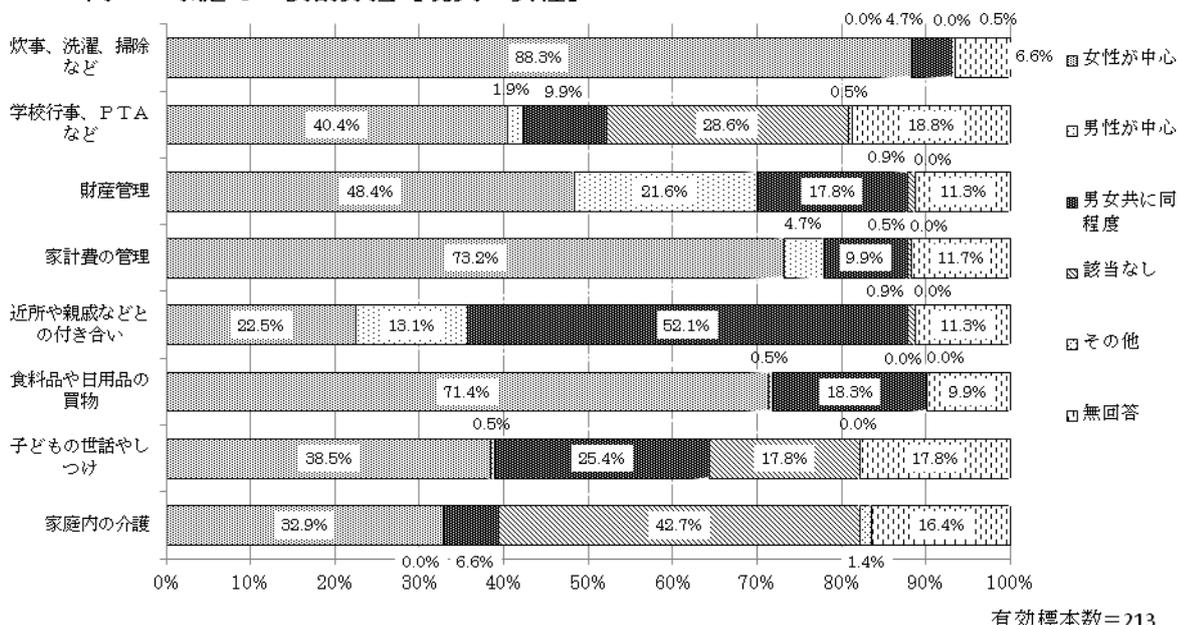
事、PTAなど」で14.7ポイントと特に低くなっているが、「炊事、洗濯、掃除など」では2.1ポイント、「財産管理」では4.5ポイント高くなっている。

理想に関しては、「男女共に同程度」と答えた割合が、男性も女性も「子どもの世話やしつけ」と「家庭内の介護」以外の項目において、18年度調査より高くなっている。特に男性の「炊事、洗濯、掃除など」と答えた割合が14.7ポイント、「食料品や日用品の買い物」と答えた割合が15.3ポイントと特に高くなっている。

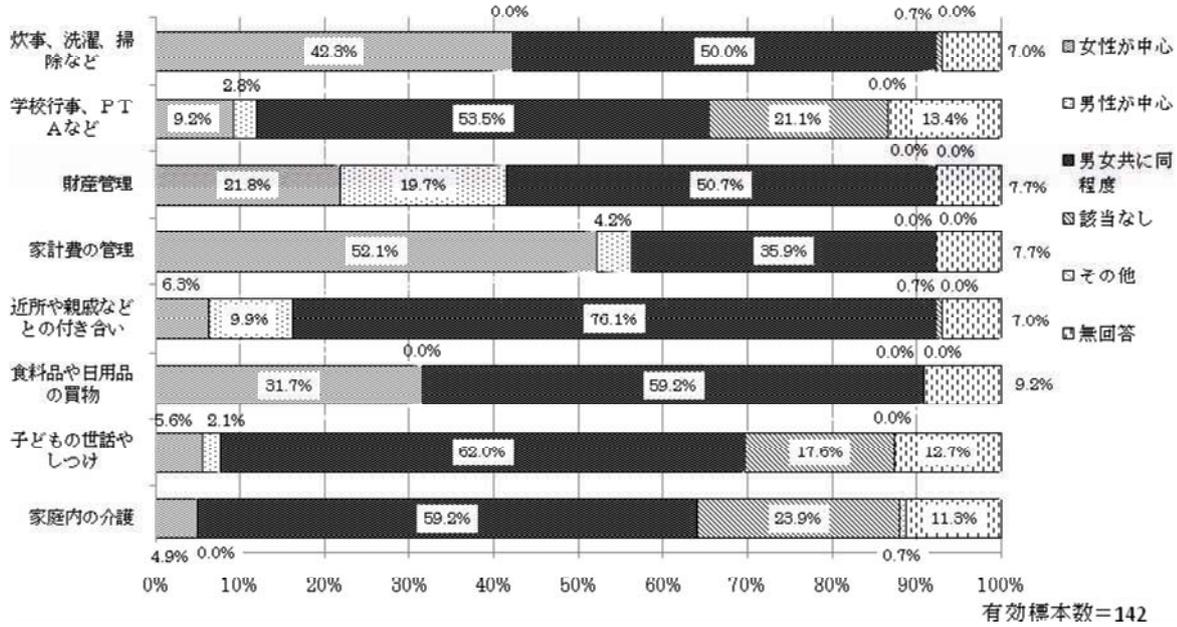
問7 家庭での役割分担【現実・男性】



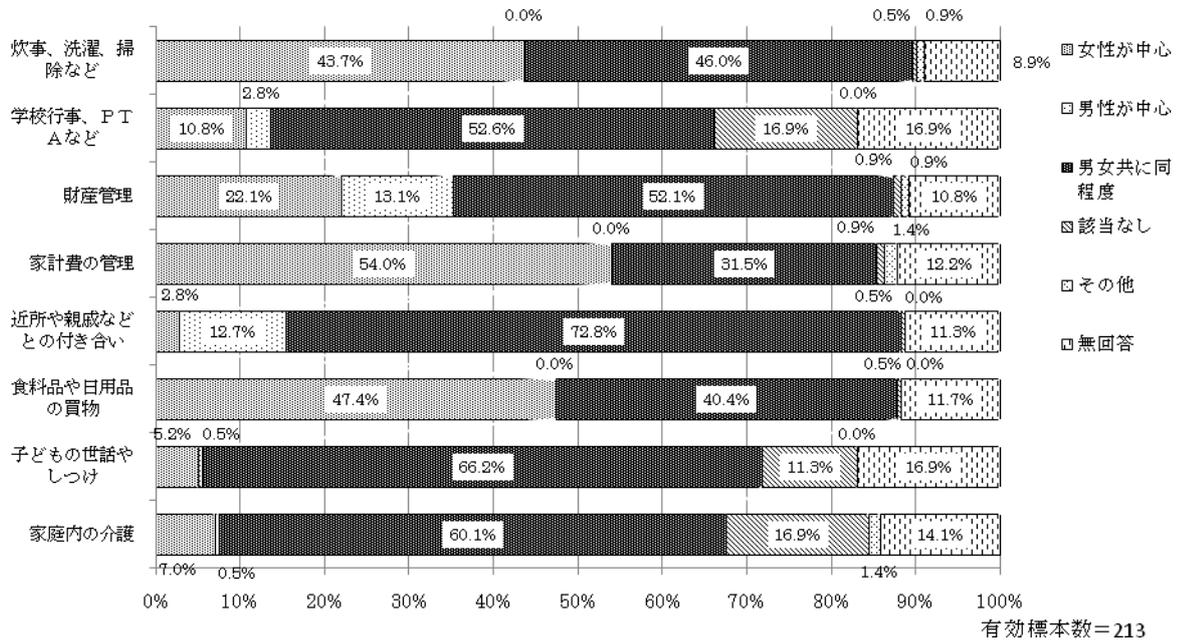
問7 家庭での役割分担【現実・女性】



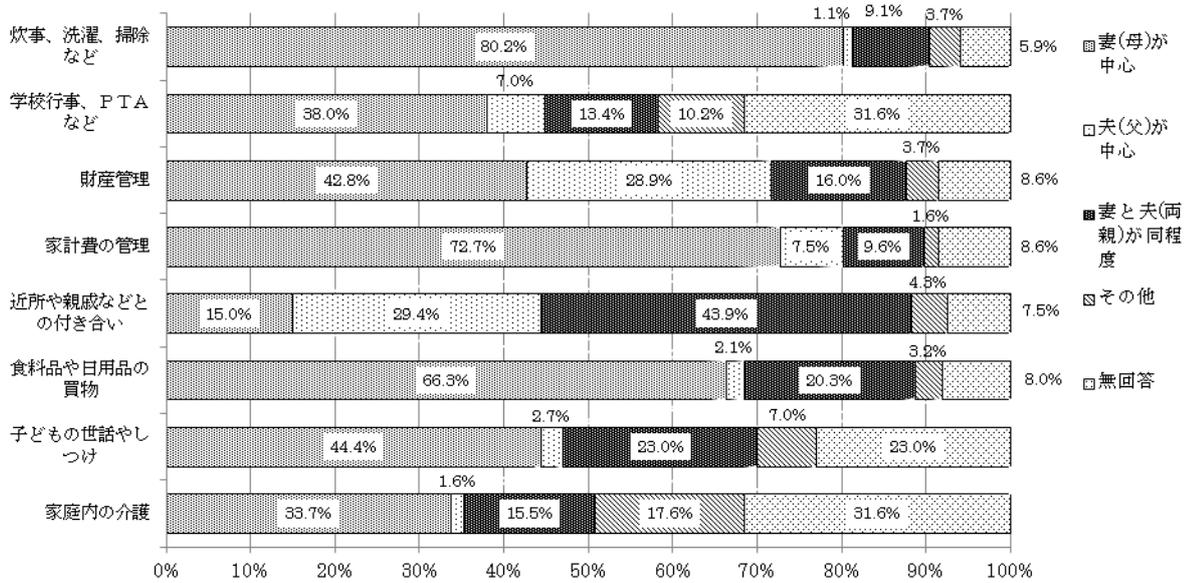
問7 家庭での役割分担【理想・男性】



問7 家庭での役割分担【理想・女性】

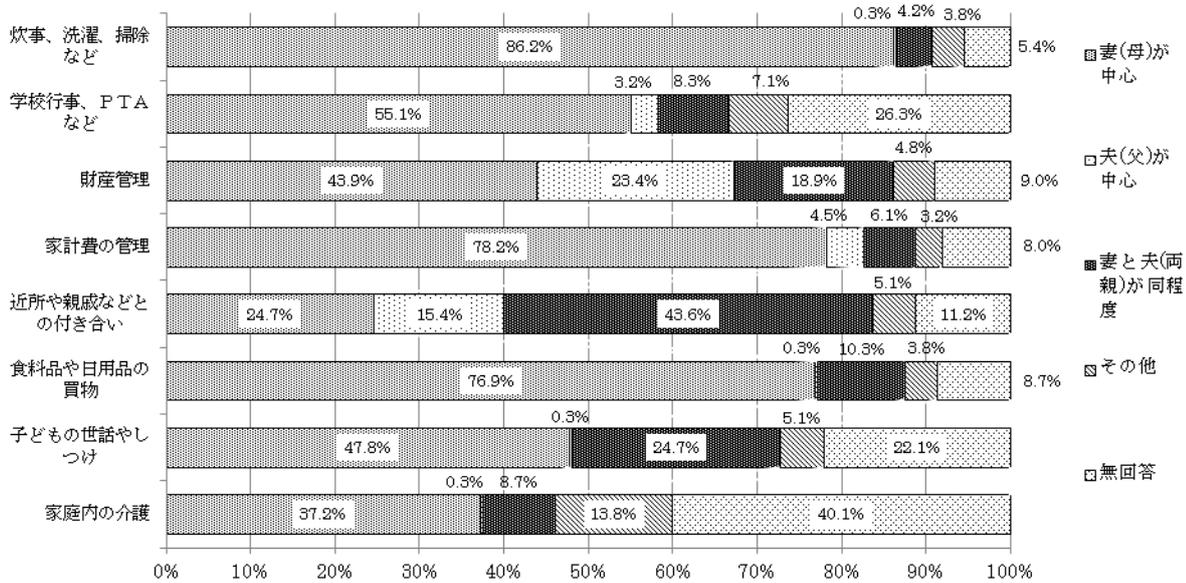


《平成18年度調査》 家庭での役割分担【現実・男性】



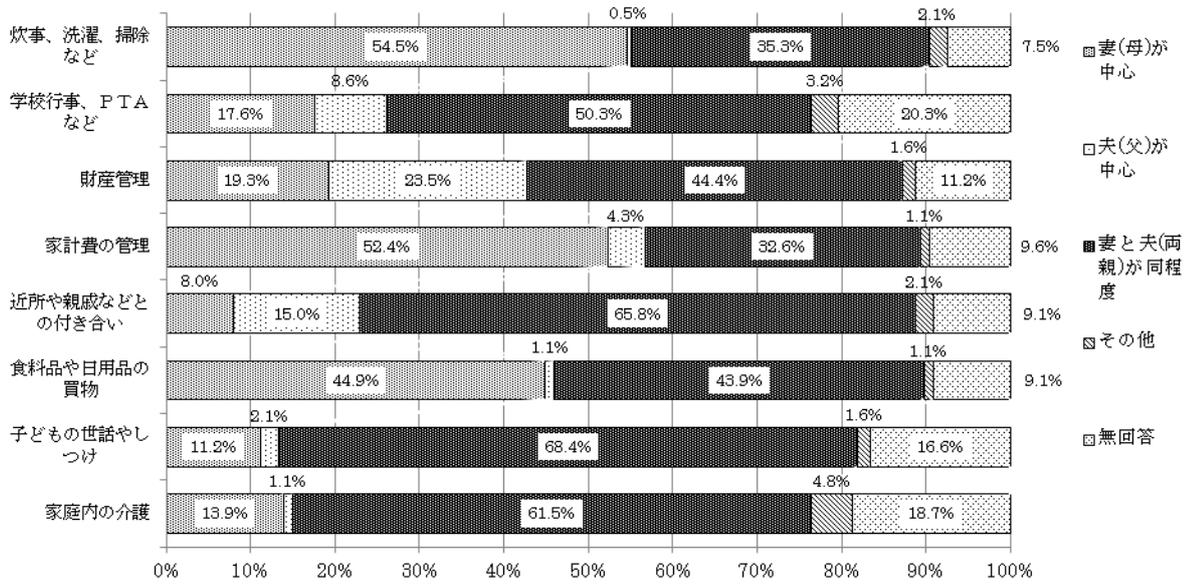
有効標本数=187

《平成18年度調査》 家庭での役割分担【現実・女性】



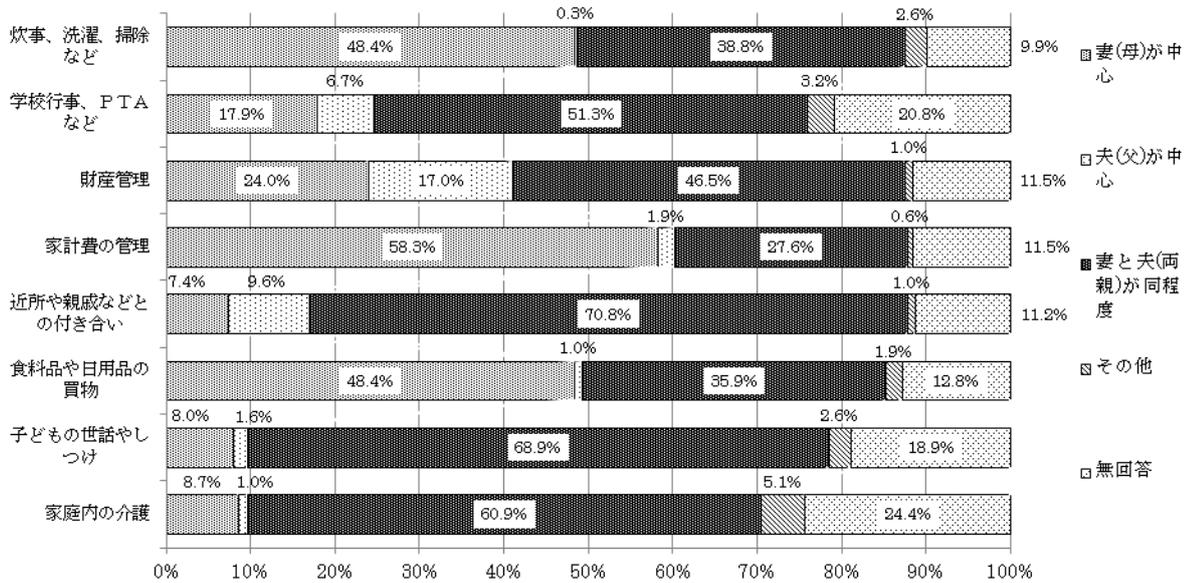
有効標本数=312

《平成18年度調査》 家庭での役割分担【理想・男性】



有効標本数=187

《平成18年度調査》 家庭での役割分担【理想・女性】



有効標本数=312

【問8】生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動・付き合い・学習・趣味など）の優先度はどのようになっていますか。「現実」と「理想」について次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

《現実》

全体でみると、「仕事を優先している」と回答した割合が、23.9%と最も多く、次いで「仕事と家庭生活を共に優先している」が20.3%となっている。

男女別にみると、男性の「仕事を優先している」が38.0%、女性は14.6%と23.4ポイント男性の方が高くなっている。

また、「家庭生活を優先している」については、男性が6.3%、女性は20.7%と、女性の方が14.4ポイント多くなっている。

年代別にみると、10～20歳代と50歳代では「仕事を優先している」と答えた割合が、30歳代と40歳代では「仕事と家庭生活を共に優先している」と答えた割合が高くなっている。

《理想》

全体、男女別、年代別それぞれみても「仕事、家庭生活、地域・個人の生活を同じ程度大切にしたい」と答えた割合が高くなっている。

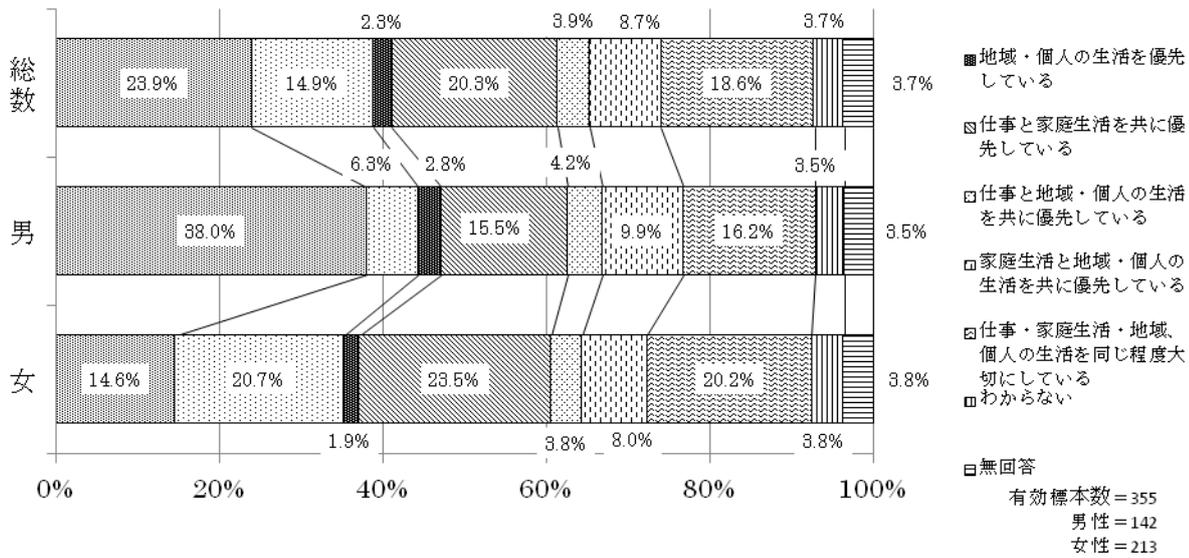
また、年代別に詳しくみると、30歳代から50歳代については、「仕事と家庭生活を共に優先したい」が次いで高くなり、60歳代では「家庭生活と地域・個人の生活を共に優先したい」、70歳以上では「家庭生活を優先したい」となっている。

《現実と理想との比較》

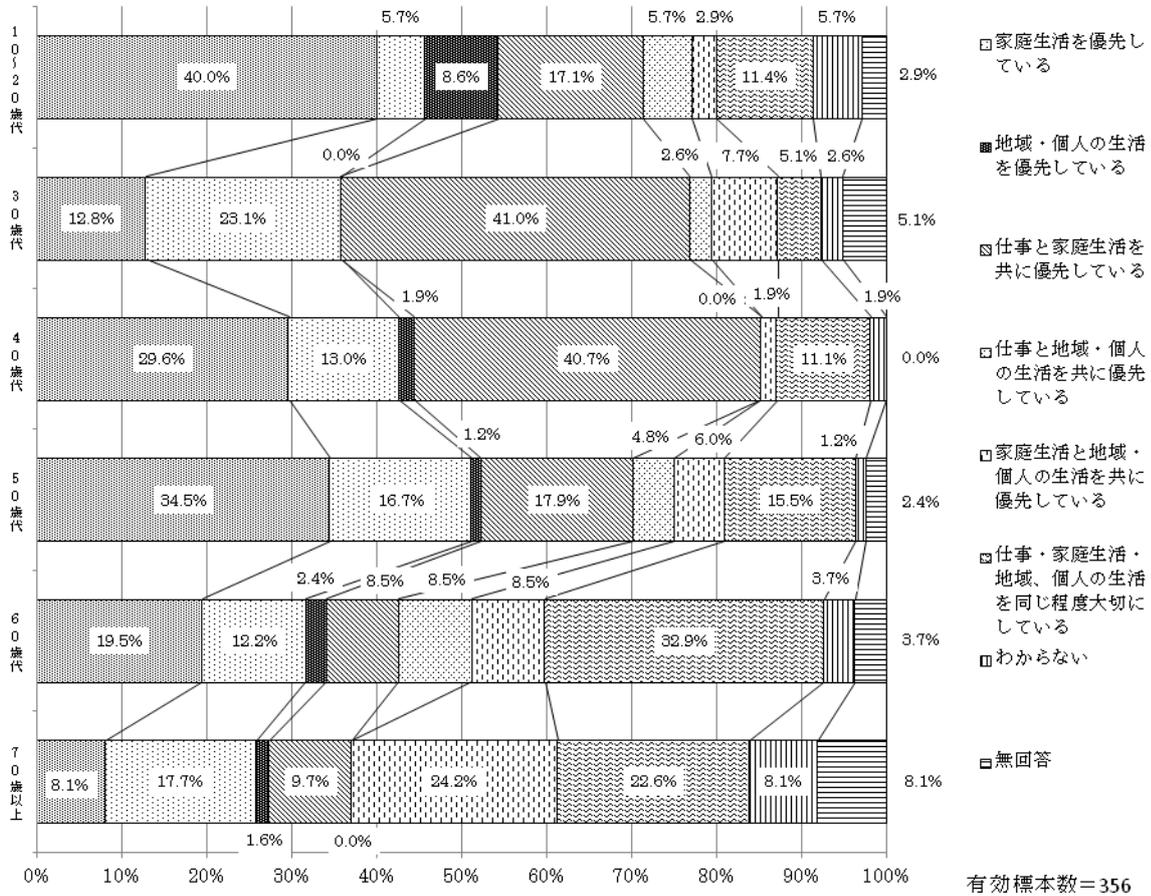
現実では「仕事、家庭生活、地域・個人の生活を同じ程度大切にしたい」と回答した割合は18.6%、理想では41.1%と、理想が22.5ポイント多くなっている。

また、「仕事を優先している」に関しては、現実では23.9%、理想は3.4%と、現実が20.5ポイント多くなっている。

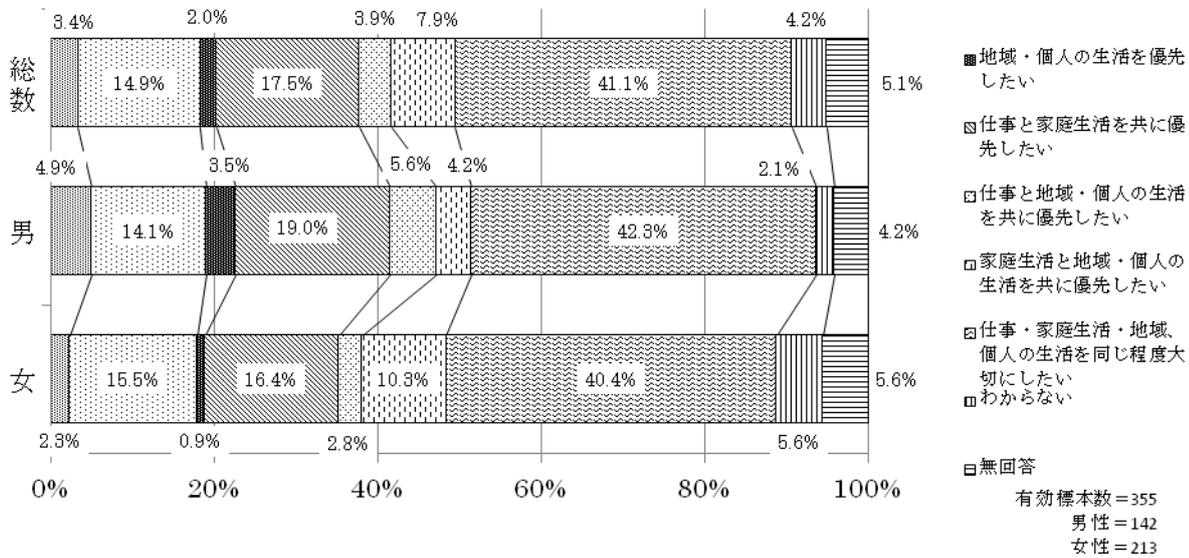
問 8 生活の中の優先度【現実】（男女別）



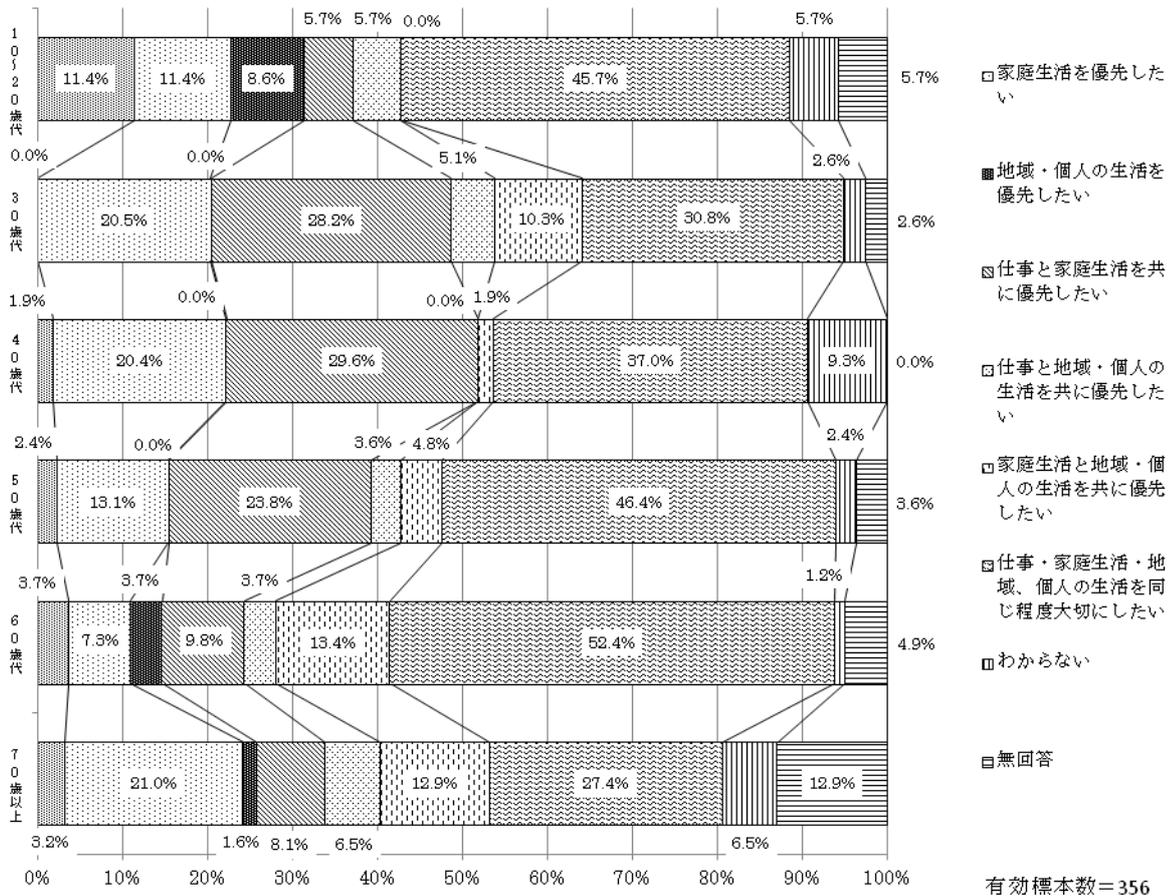
問 8 生活の中の優先度【現実】（年代別）



問8 生活の中の優先度【理想】（男女別）



問8 生活の中の優先度【理想】（年代別）



3. 女性が働くことについて

【問9】あなたは女性が職業を持つことについてどう思いますか。次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

全体で見ると「子どもができたら職業をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい」と答えた割合が、49.0%と最も高くなっている。

男女別にみると「職業を持たない方がよい」の男性は4.9%、女性は0.5%と4.4ポイント男性の方が高くなっている。

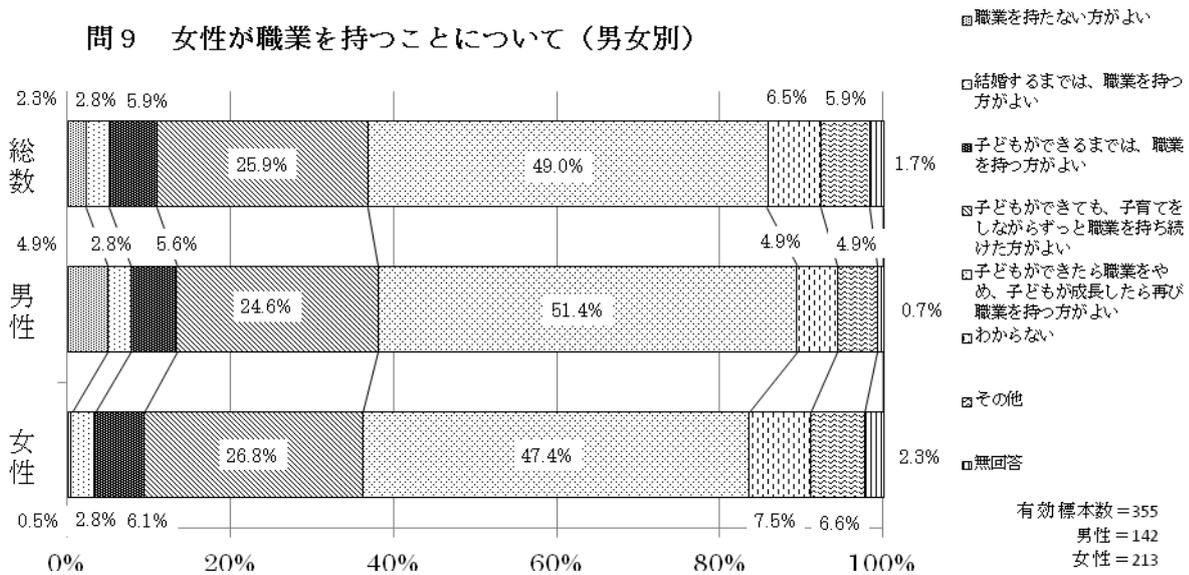
年代別にみると、全体と同様にどの年代でも「子どもができたら職業をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい」と答えた割合が最も高くなっている。また、30歳代と40歳代では、「職業を持たない方がよい」の割合が5%を超え、他の年代より高い割合となっている。

平成18年度調査と比較すると、全体では「子どもができてもしっかりと職業を持ち続けた方がよい」と答えた割合が、3.7ポイント高くなっている。また、「子どもができたら職業をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい」と答えた割合は、4.9ポイント低くなっている。

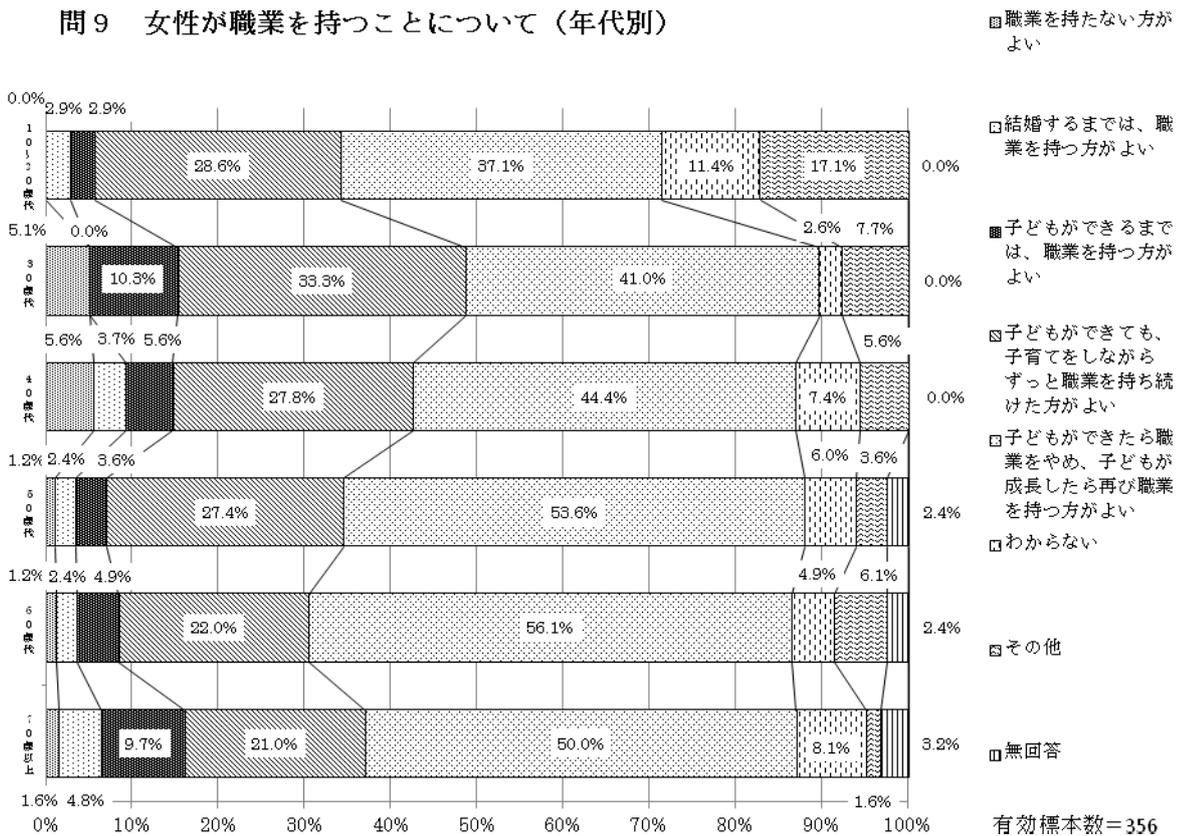
男女別にみると、男性は「子どもができるまでは、職業を持つ方がよい」と答えた割合が、8.3ポイント低くなっている。女性では、「子どもができたら職業をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい」と答えた割合が9.7ポイント低くなっている。

年代別にみると、10～20歳代で「子どもができてもしっかりと職業を持ち続けた方がよい」と答えた割合が9.2ポイント高くなっており、「子どもができたら職業をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい」と答えた割合は、24.2ポイント低い割合となっている。

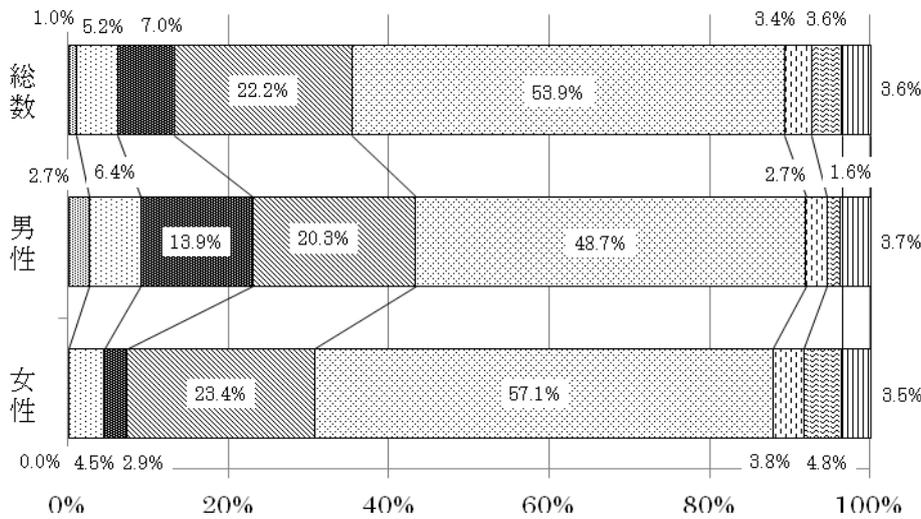
問9 女性が職業を持つことについて（男女別）



問9 女性が職業を持つことについて（年代別）

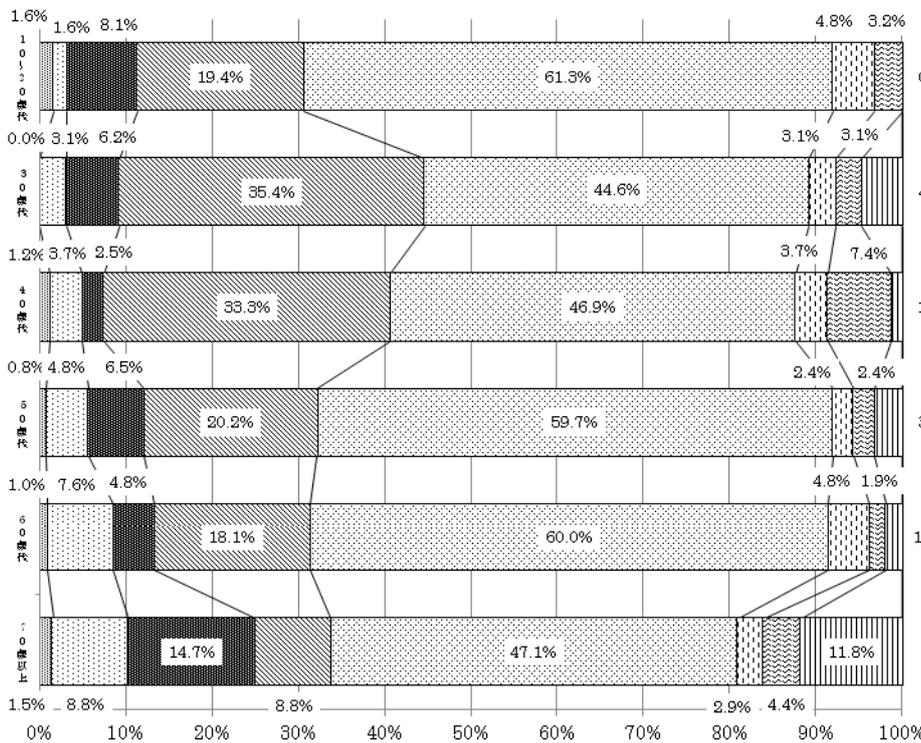


《平成18年度調査》女性が職業を持つことについて（男女別）



- 職業を持たない方がよい
 - 結婚するまでは、職業を持つ方がよい
 - 子どもができるまでは、職業を持つ方がよい
 - 子どもができて、子育てをしながらずっと職業を続けた方がよい
 - 子どもができたら職業をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい
 - わからない
 - その他
 - 無回答
- 有効標本数=499
男性=187
女性=312

《平成18年度調査》女性が職業を持つことについて（年代別）



- 職業を持たない方がよい
 - 結婚するまでは、職業を持つ方がよい
 - 子どもができるまでは、職業を持つ方がよい
 - 子どもができて、子育てをしながらずっと職業を続けた方がよい
 - 子どもができたら職業をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい
 - わからない
 - その他
 - 無回答
- 有効標本数=505

【問10】女性が職業を続ける上でどんな困難がありますか。又は、あると思いますか。次のA～Eの各項目の中から1つずつ選んで番号に○をつけてください。

A 家事

1. 家事が多すぎる
2. 時間に余裕がない
3. 家族が手伝ってくれない
4. 特になし
5. その他

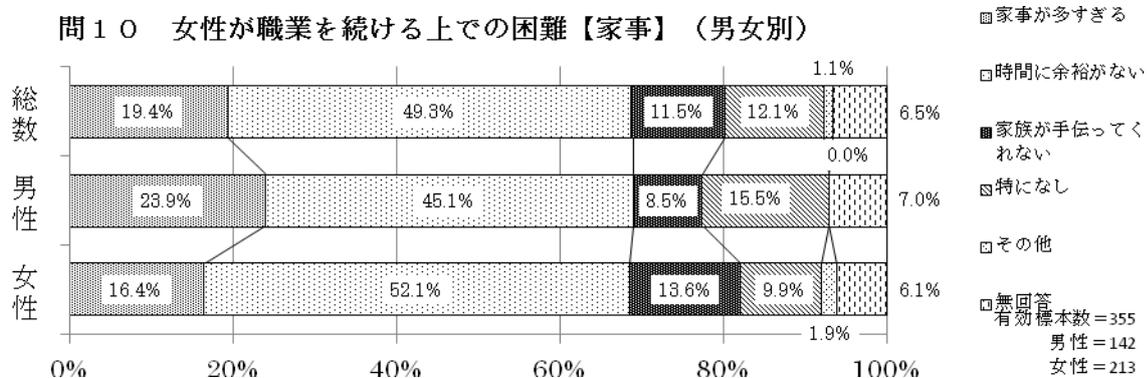
全体をみると「時間に余裕がない」と答えた割合が、49.3%と最も高くなっている。

男女別でみると、「家事が多すぎる」と答えた割合は男性が23.9%、女性が16.4%と、男性の方が7.5ポイント高くなっている。

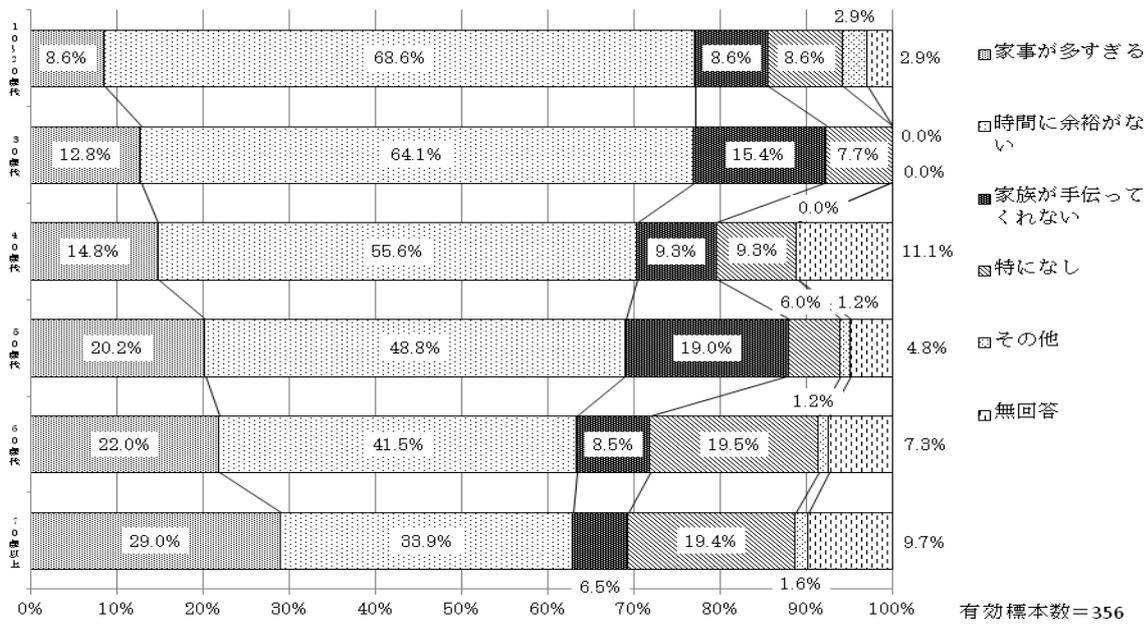
年代別でみると、どの年代についても「時間に余裕がない」と答えた割合が最も高くなっているが、年代が上がるにつれその割合は低くなっている。

平成18年度調査と比較すると、全体的に「家事が多すぎる」と答えた割合は低くなっている。

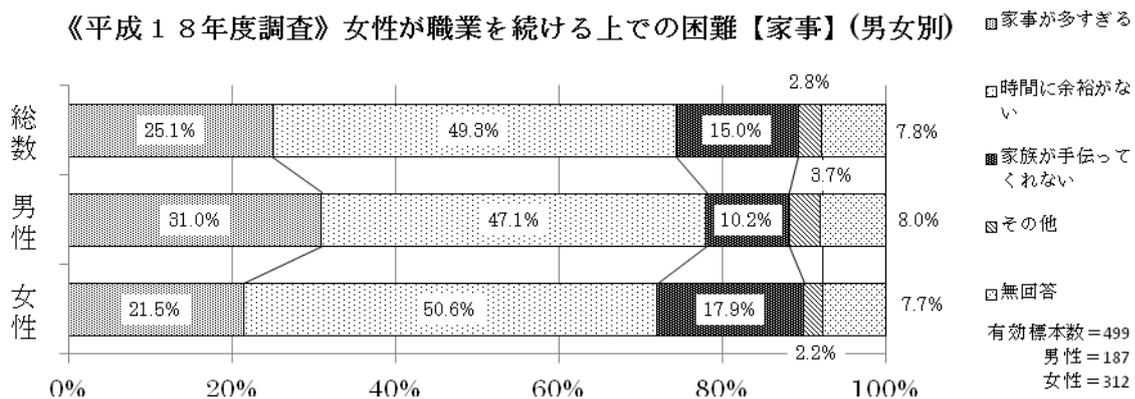
また、「時間に余裕がない」と答えた割合は全体では変わらないものの、年代別にみると10歳～20歳代から50歳代までで高くなっており、特に10～20歳代で15.4ポイント高くなっている。



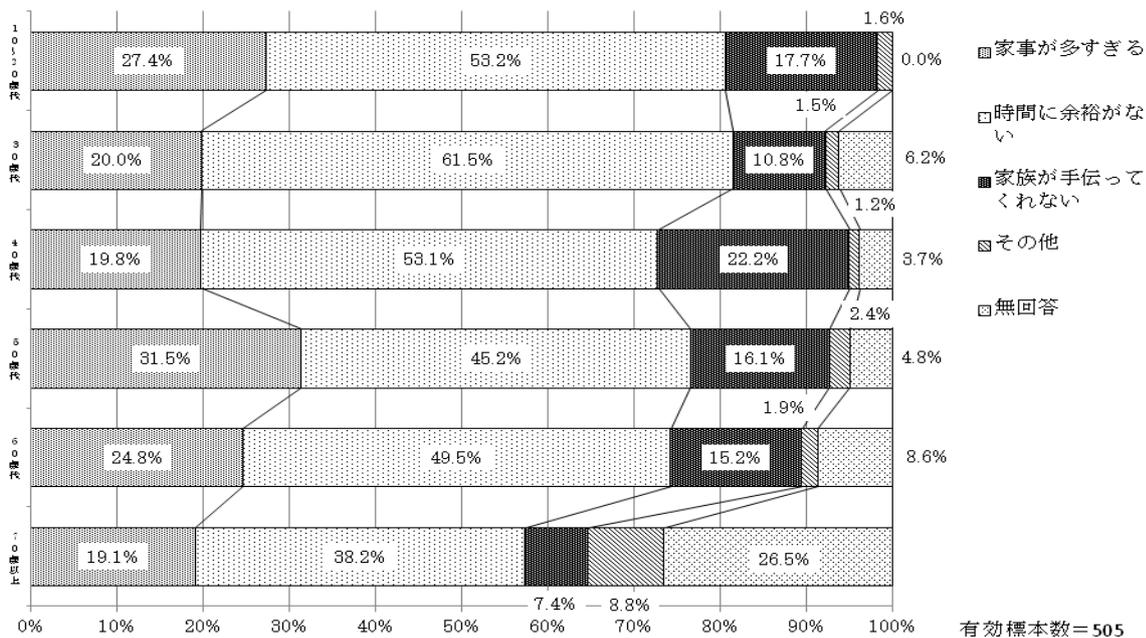
問10 女性が職業を続ける上での困難【家事】（年代別）



《平成18年度調査》女性が職業を続ける上での困難【家事】（男女別）



《平成18年度調査》女性が職業を続ける上での困難【家事】（年代別）



B 子育て

1. 育児休業制度が完備されていない
2. 延長保育・早朝保育時間が短い
3. 病気の時などの一時預かり施設がない
4. 特になし
5. その他

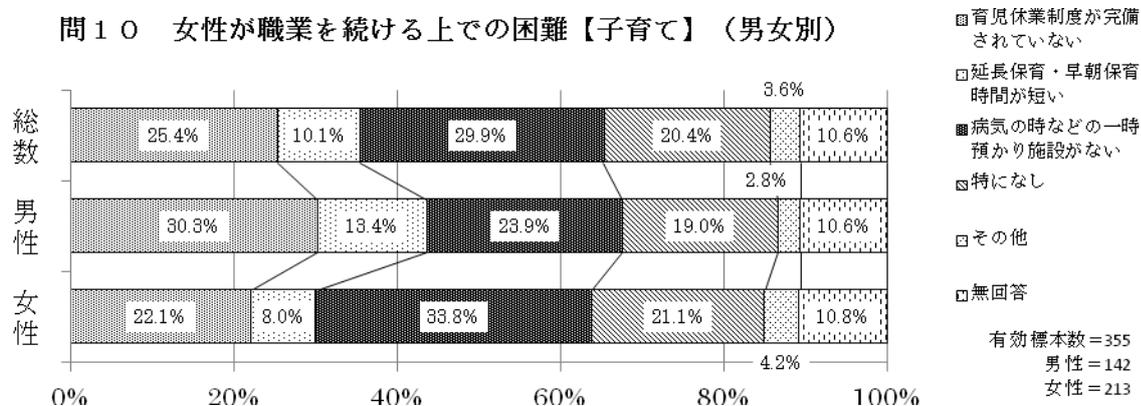
全体でみると「病気の時などの一時預かり施設がない」と答えた割合が、29.9%と最も高くなっており、次いで「育児休業制度が完備されていない」が高くなっている。

男女別にみると、「病気の時などの一時預かり施設がない」と答えた割合は男性が23.9%、女性が33.8%と、女性の方が9.9ポイント高くなっている。

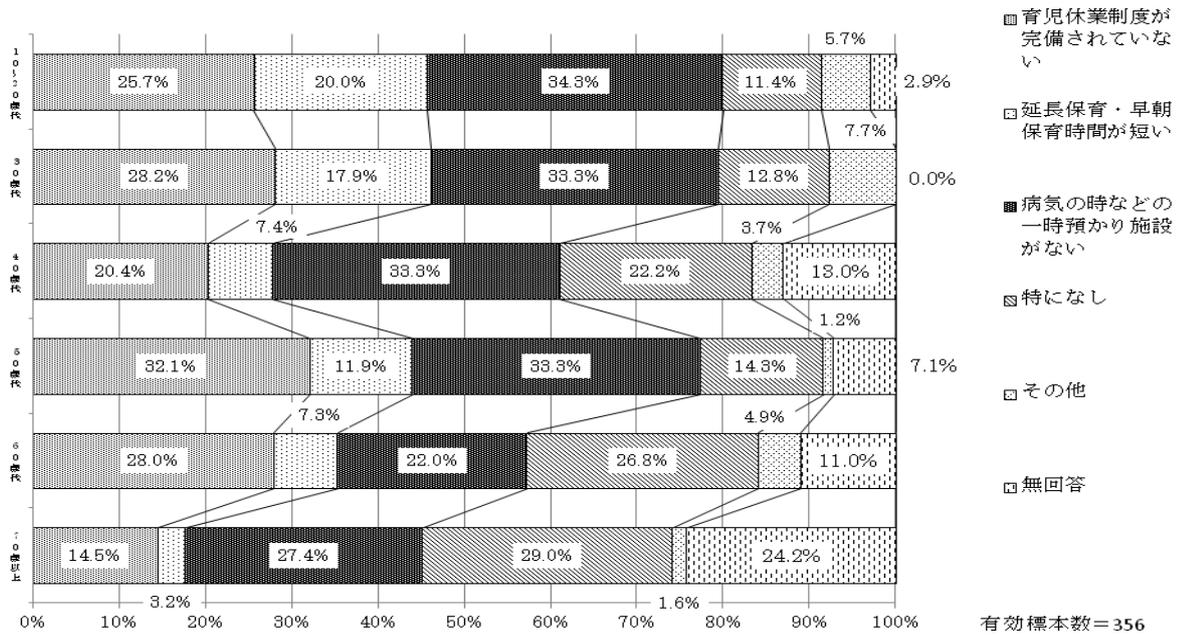
年代別にみると、10歳代から50歳代では「病気の時などの一時預かり施設がない」と答えた割合が高く、60歳代では、「育児休業制度が完備されていない」が高くなっている。

平成18年度調査と比較すると、「育児休業制度が完備されていない」と答えた割合は全体では15.3ポイントとかなり低くなっており、男女別でも年代別でも全体的に低くなっている。

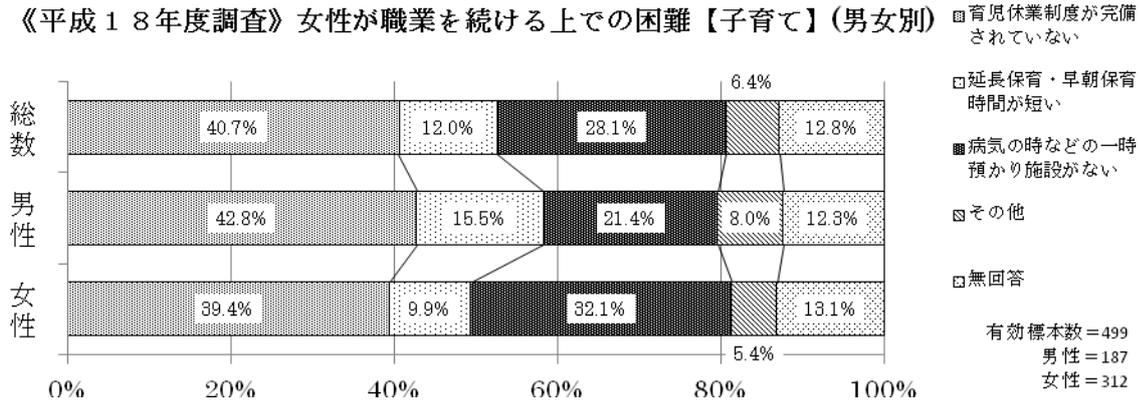
一方、「病気の時などの一時預かり施設がない」と答えた割合は全体ではやや高くなっており、年代別では10～20歳代で13.3ポイントと特に高くなっている。



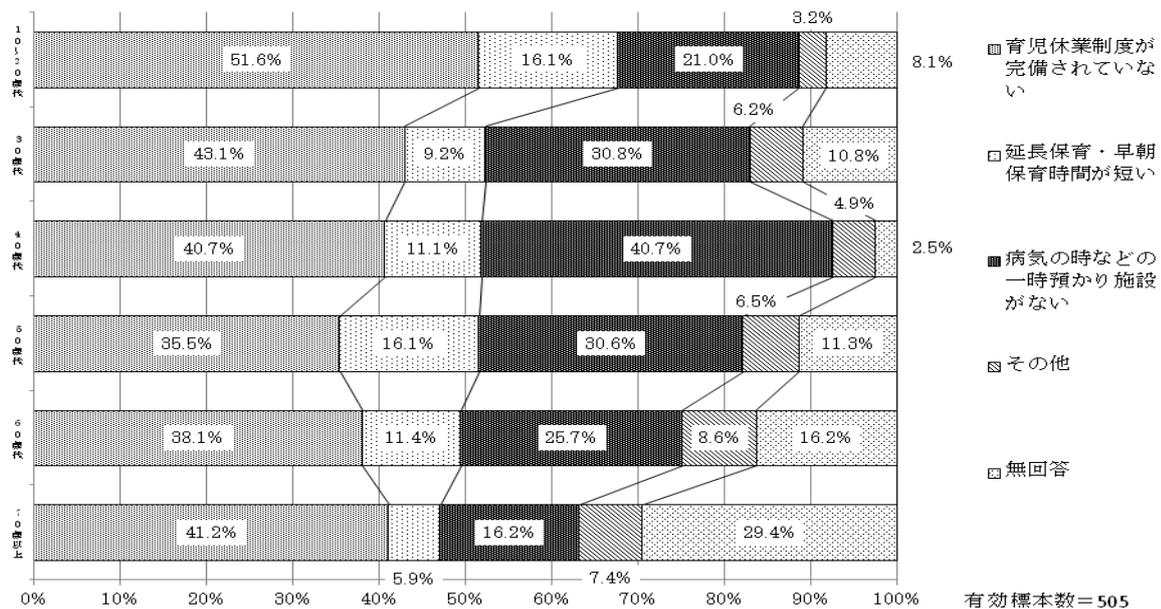
問10 女性が職業を続ける上での困難【子育て】（年代別）



《平成18年度調査》女性が職業を続ける上での困難【子育て】（男女別）



《平成18年度調査》女性が職業を続ける上での困難【子育て】（年代別）



C 介護

1. 病人や高齢者の世話の必要性がある
2. 介護休業制度が完備されていない
3. 介護休業制度が利用できる雰囲気でない
4. 特になし
5. その他

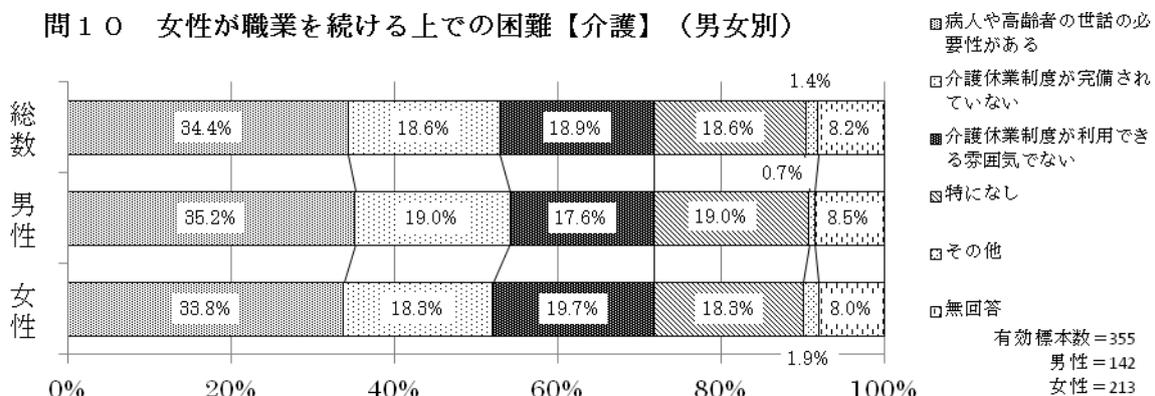
全体でみると、「病人や高齢者の世話の必要性がある」と答えた割合が、34.4%と高くなっている。

男女別でも、「病人や高齢者の世話の必要性がある」と答えた割合が一番多く、他の項目についても男女での回答の差は余りない。

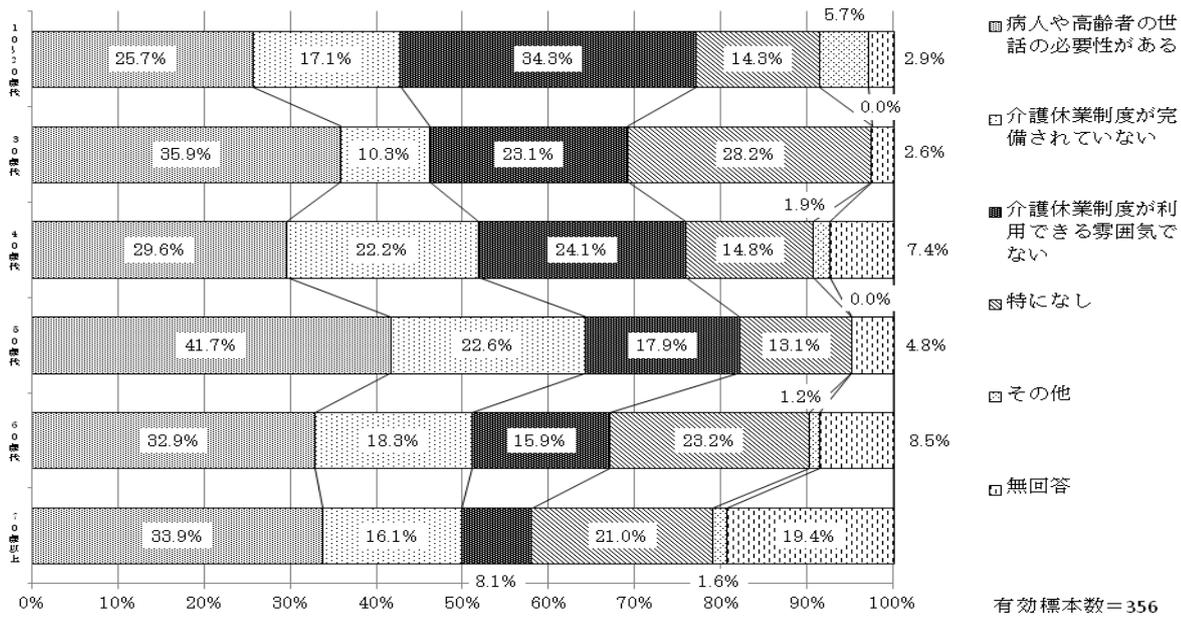
年代別にみると、50歳代では「病人や高齢者の世話の必要性がある」と答えた割合が41.7%と、他の年代より高くなっている。一方、10～20歳代では「介護休業制度が利用できる雰囲気でない」と答えた割合が最も高くなっている。

平成18年度調査と比較すると、全体では「病人や高齢者の世話の必要性がある」と答えた割合が3.6ポイント、「介護休業制度が完備されていない」と答えた割合が3.8ポイント低くなっているものの、全体的にはあまり変化はない。

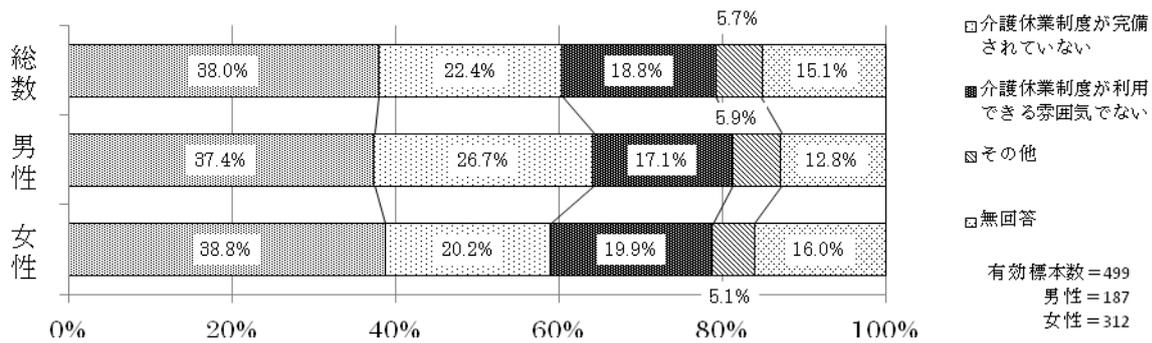
年代別にみると「病人や高齢者の世話の必要性がある」と答えた割合が10～20歳代と40歳代、50歳代で低くなっているものの、30歳代と60歳代、70歳以上では高くなっている。



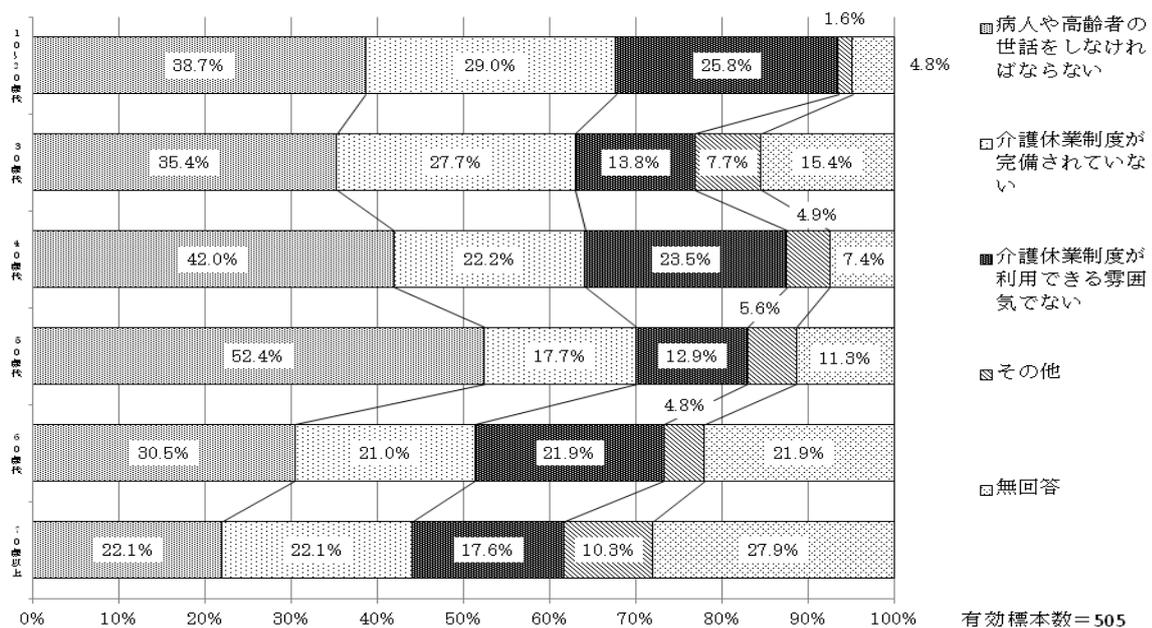
問10 女性が職業を続ける上での困難【介護】（年代別）



《平成18年度調査》女性が職業を続ける上での困難【介護】（男女別）



《平成18年度調査》女性が職業を続ける上での困難【介護】（年代別）



D 地域活動

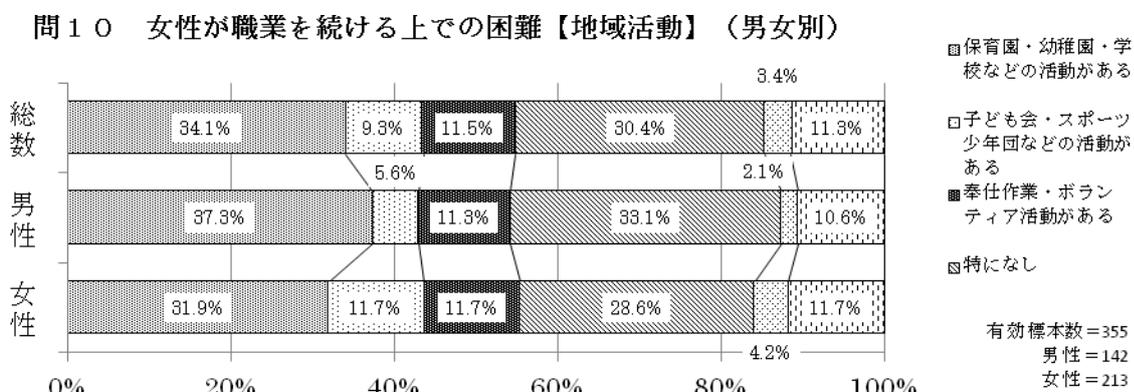
1. 保育園・幼稚園・学校などの活動がある
2. 子ども会・スポーツ少年団などの活動がある
3. 奉仕作業・ボランティア活動がある
4. 特になし
5. その他

全体で見ると、「保育園・幼稚園・学校などの活動がある」が34.1%と、高い割合となっており、次いで「特になし」が30.4%となっている。

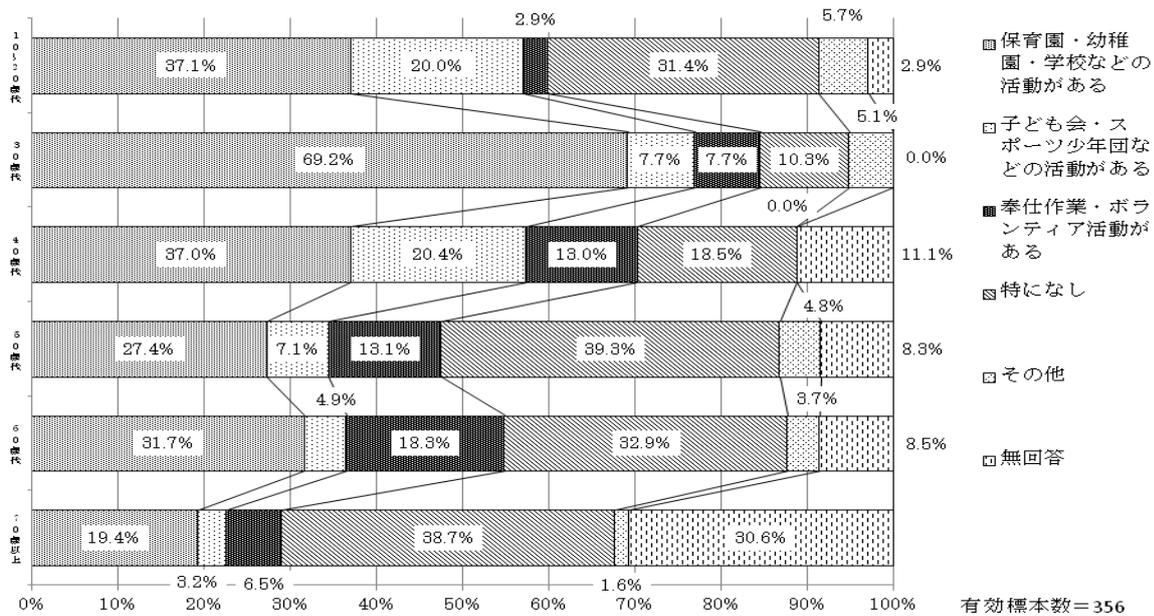
男女別にみると、「保育園・幼稚園・学校などの活動がある」と答えた割合が男性は37.3%、女性は31.9%と、男性が5.4ポイント高い割合となっている。また、「子ども会・スポーツ少年団などの活動がある」と答えた割合が男性は5.6%、女性は11.7%と、女性が6.1ポイント高い割合となっている。

年代別にみると、10～20歳代から40歳代までは「保育園・幼稚園・学校などの活動がある」と答えた割合が最も高くなっているが、50歳代から70歳以上までについては「特になし」と答えた割合が最も高くなっている。

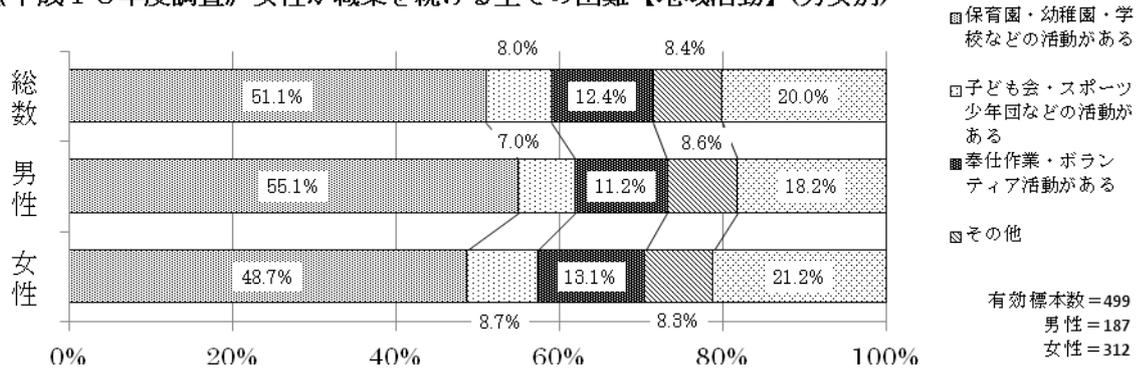
平成18年度調査と比較すると、全体では「保育園・幼稚園・学校などの活動がある」と答えた割合が17ポイントとかなり低くなっている。この項目については、男女とも低くなっており、年代別にみると多くの年代でかなり低くなっているものの、30歳代のみ9.2ポイント高くなっている。



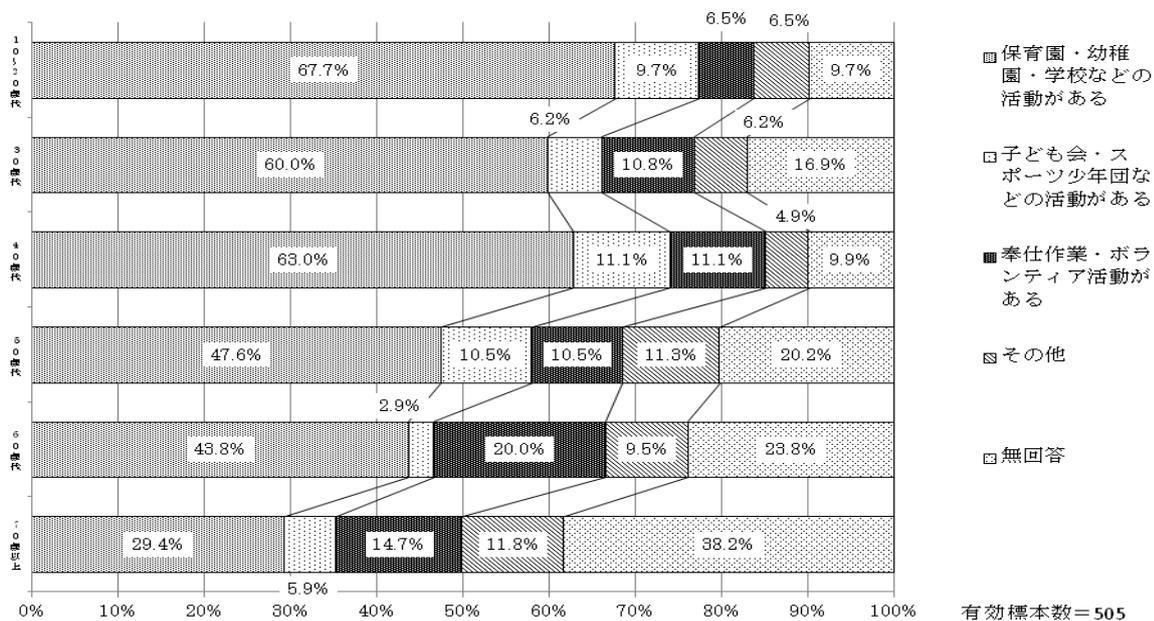
問10 女性が職業を続ける上での困難【地域活動】（年代別）



《平成18年度調査》女性が職業を続ける上での困難【地域活動】（男女別）



《平成18年度調査》女性が職業を続ける上での困難【地域活動】（年代別）



E 就労条件

1. 労働時間が不規則な場合がある
2. 配置・昇級・昇格に男女格差がある
3. 結婚・出産の際、退職しなければならない雰囲気がある
4. 特になし
5. その他

全体でみると、「労働時間が不規則な場合がある」と答えた割合が、29.9%と最も高くなっている。

男女別にみると、「特になし」と答えた割合が男性は21.1%、女性は26.3%と、女性が5.2ポイント高くなっている。

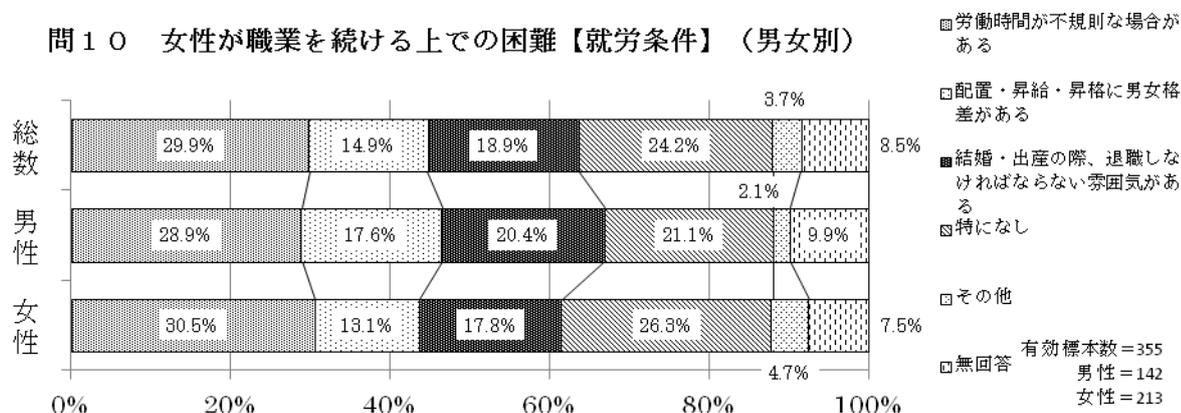
年代別にみると、10歳代から40歳代までで「労働時間が不規則な場合がある」と答えた割合が高くなっている。50歳代では「結婚・出産の際、退職しなければならない雰囲気がある」が最も高くなっている。また、60歳代では「労働時間が不規則な場合がある」と「特になし」が高い割合となっており、70歳以上では「特になし」が高い割合となっている。

平成18年度調査と比較すると、全体では「労働時間が不規則な場合がある」「配置・昇給・昇格に男女差がある」「結婚・出産の際、退職しなければならない雰囲気がある」と答えた割合は、どれも低くなっている。

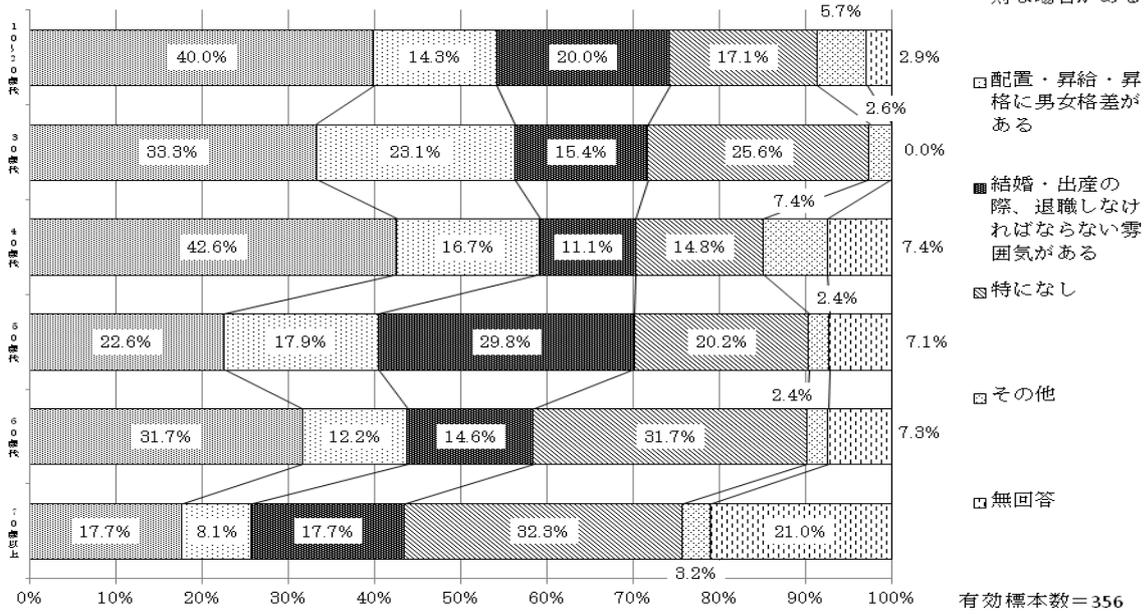
男女別にみても、男女ともこれら3つの項目に関してはどれも低くなっている。

年代別にみても多くの年代で低くなっているが、30歳代で「配置・昇給・昇格に男女差がある」と答えた割合が4.6ポイント、50歳代で「結婚・出産の際、退職しなければならない雰囲気がある」と答えた割合が3.2ポイント高くなっている。

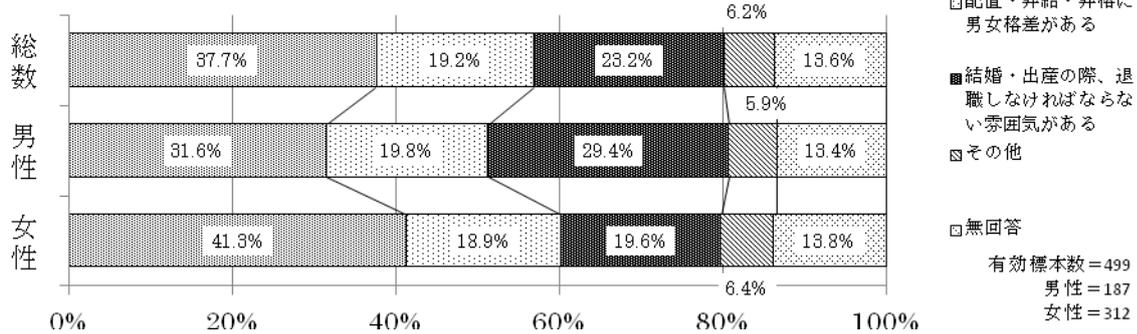
問10 女性が職業を続ける上での困難【就労条件】（男女別）



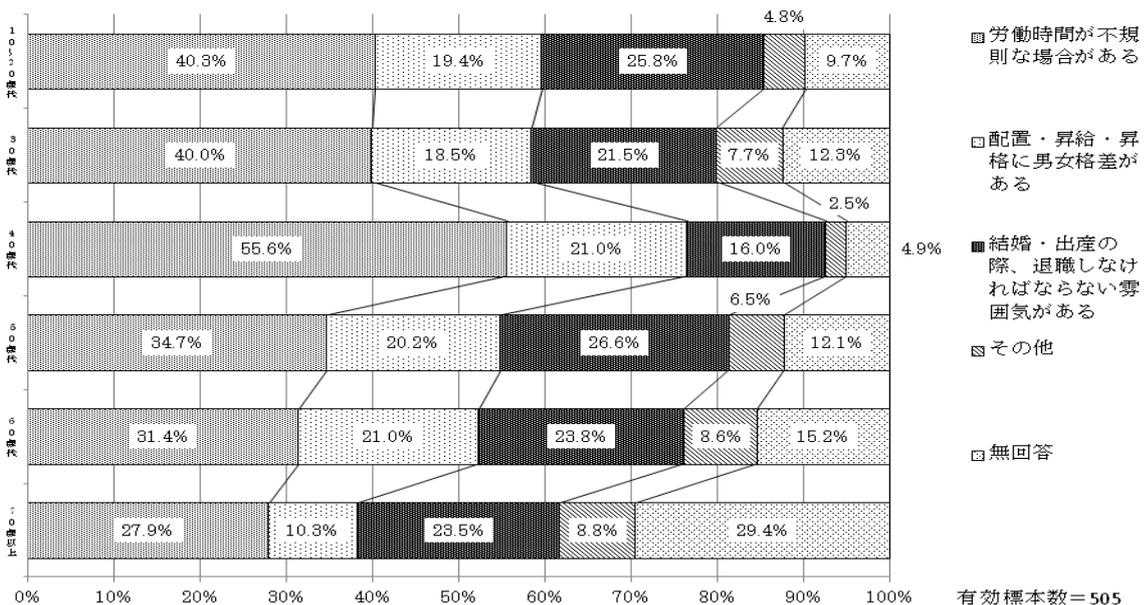
問10 女性が職業を続ける上での困難【就労条件】（年代別）



《平成18年度調査》女性が職業を続ける上での困難【就労条件】（男女別）



《平成18年度調査》女性が職業を続ける上での困難【就労条件】（年代別）



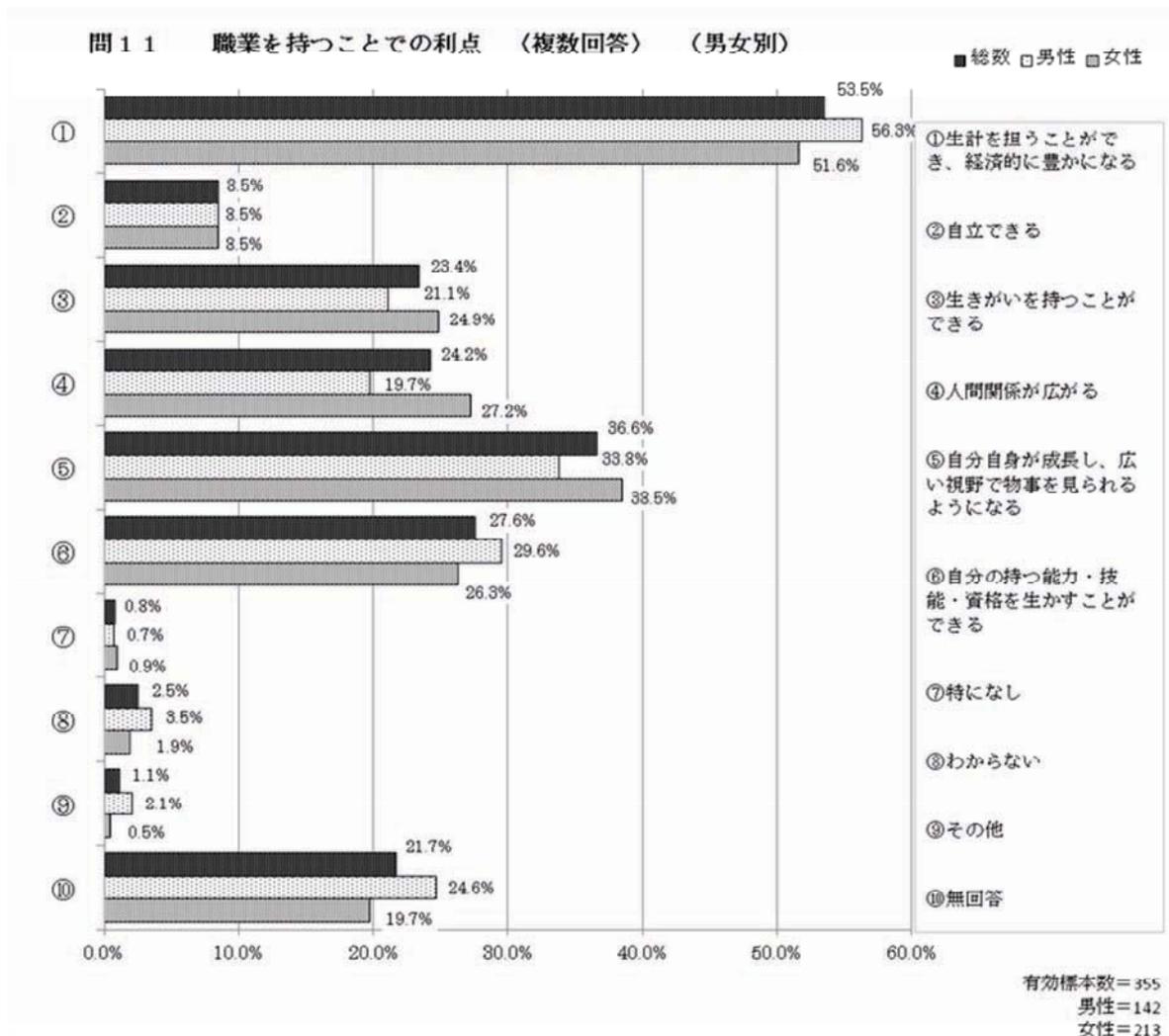
【問11】あなたは、女性が職業を持つことでどんな利点があると思いますか。次の中から2つ選んで番号に○をつけてください。

全体でみると、「①生計を担うことができ、経済的に豊かになる」と答えた割合が53.5%と最も高く、次いで「⑤自分自身が成長し、広い視野で物事を見られるようになる」が36.6%となっている。

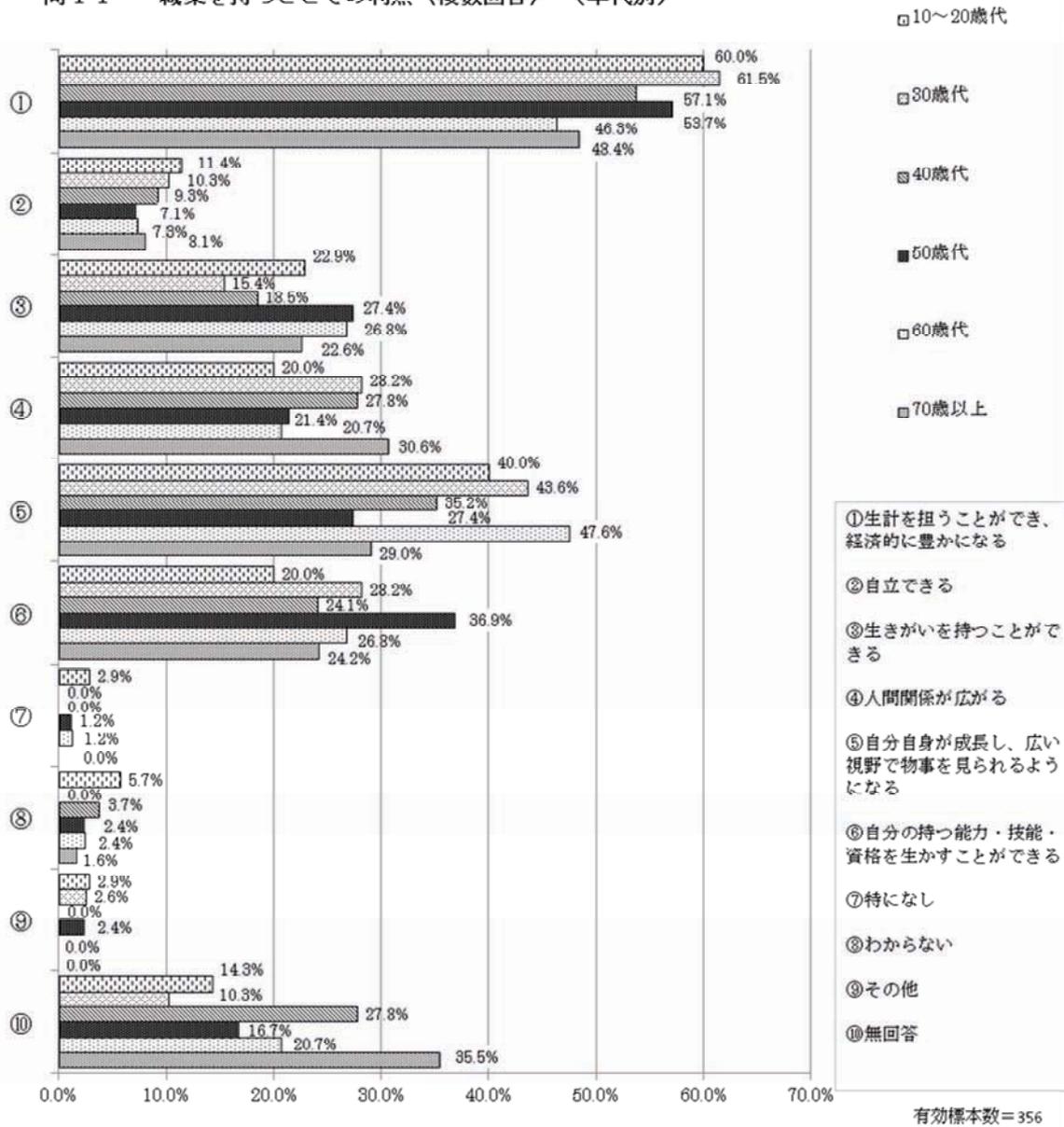
男女別にみると、「④人間関係が広がる」と答えた割合が男性は19.7%、女性は27.2%と、女性が7.5ポイント高い割合となっている。

年代別にみると、10～20歳代から50歳代までと70歳以上では「①生計を担うことができ、経済的に豊かになる」と答えた割合が高くなっており、60歳代では「⑤自分自身が成長し、広い視野で物事を見られるようになる」と答えた割合が高くなっている。

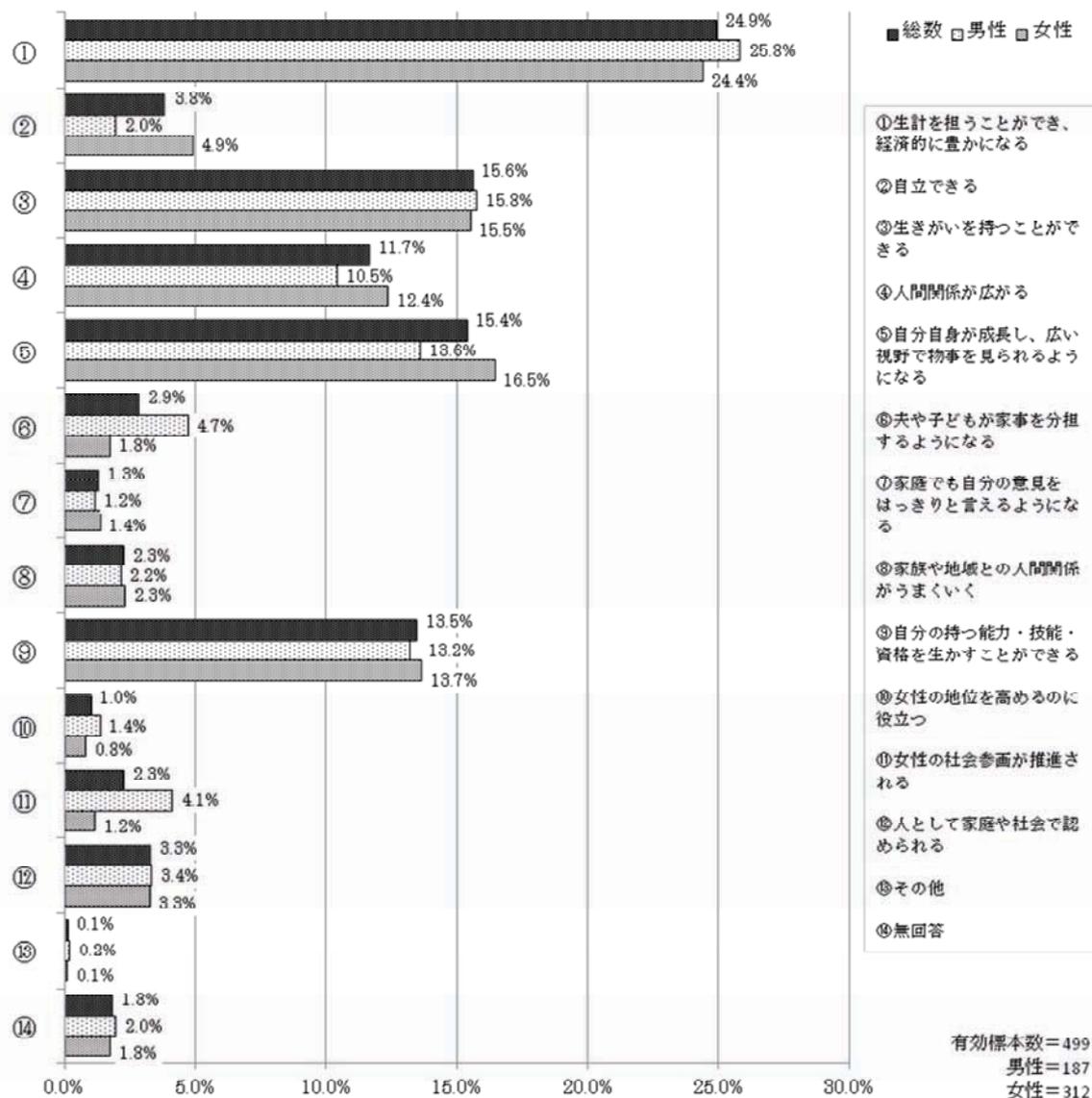
平成18年度調査と比較しても、「①生計を担うことができ、経済的に豊かになる」と答えた割合が最も高く、次いで「⑤自分自身が成長し、広い視野で物事を見られるようになる」と答えた割合が高いことは変わらない。



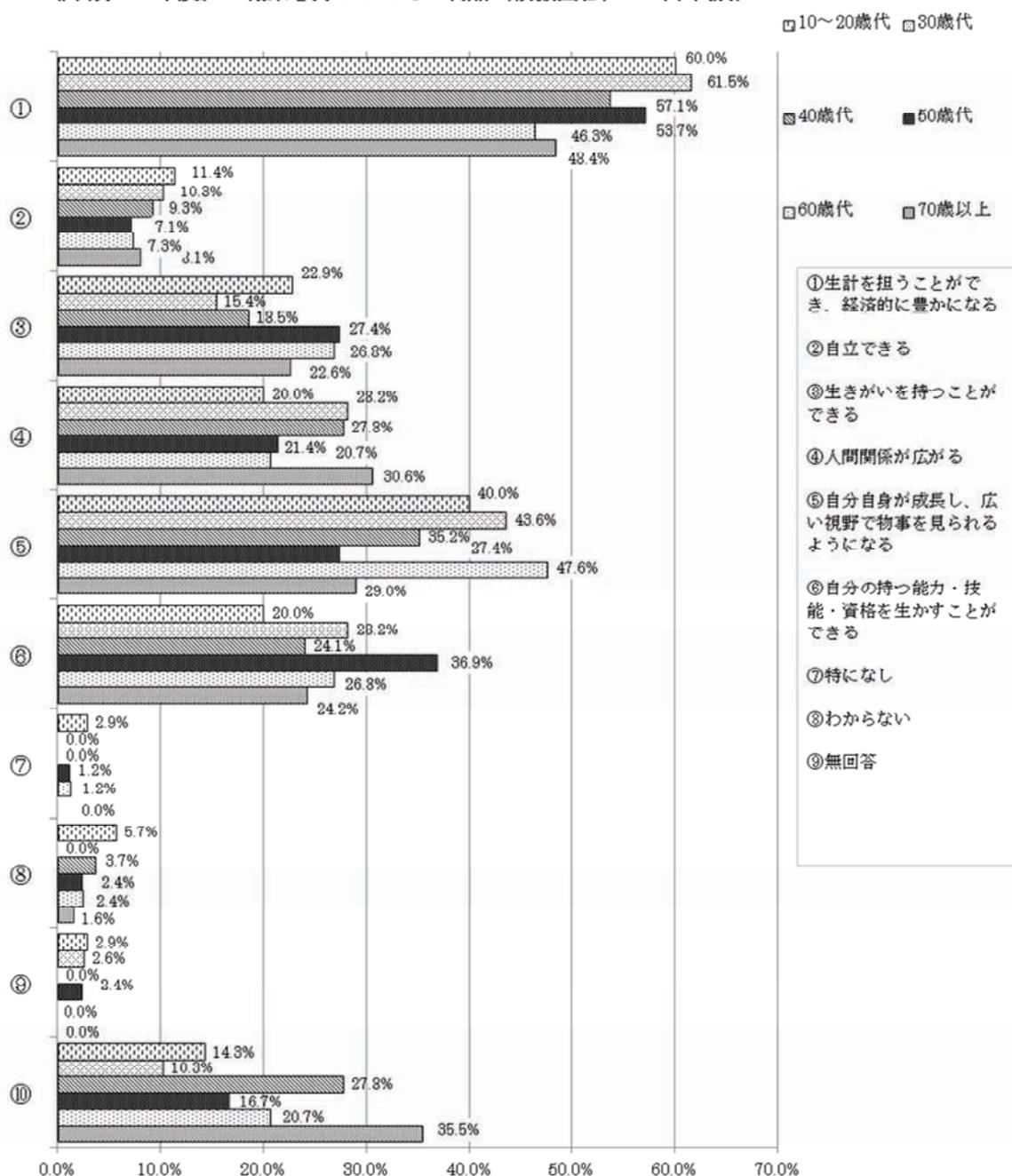
問 1 1 職業を持つことでの利点〈複数回答〉（年代別）



《平成18年度調査》 職業を持つことでの利点（複数回答）（男女別）



《平成18年度》 職業を持つことでの利点〈複数回答〉 〈年代別〉



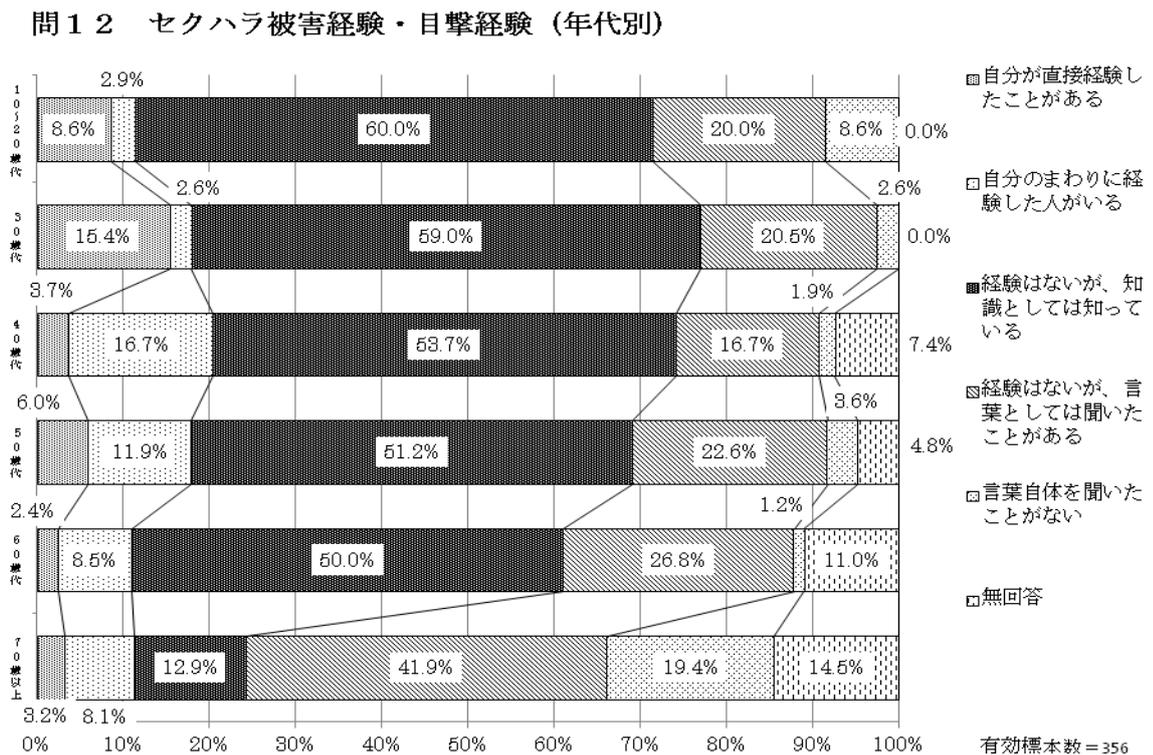
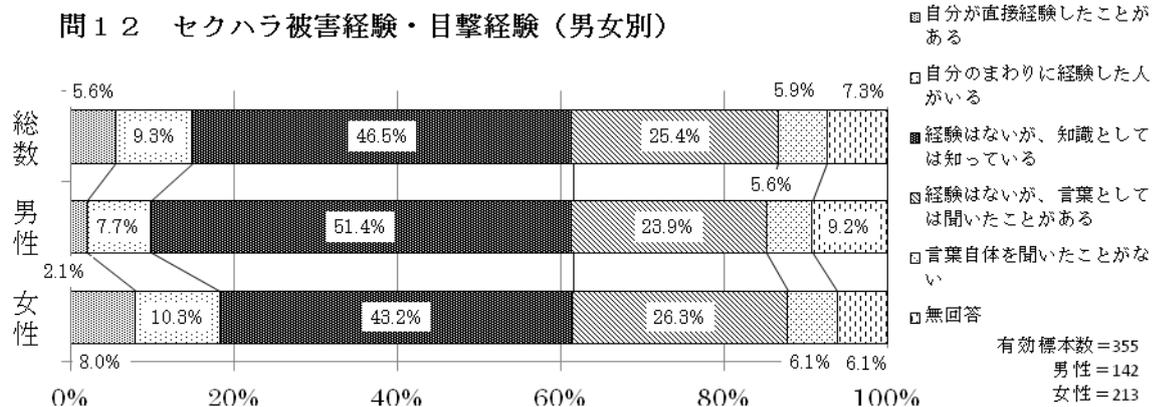
有効標本数=505

【問12】あなたは職場や学校などで性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）を受けた経験はありますか。又は、そのような場面を見聞きしたことがありますか。次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

全体でみると、「自分が直接経験したことがある」、「自分のまわりに経験した人がいる」を合わせた回答が、14.9%となる。

男女別にみると、「自分が直接経験したことがある」の男性は2.1%、女性は8.0%と、女性の方が5.9ポイント高くなっている。一方、「経験はないが、知識としては知っている」と答えた割合が男性は51.4%、女性は43.2%と、男性の方が8.2ポイント高くなっている。

年代別にみると、10～20歳代と30歳代で「自分が直接経験したことがある」と答えた割合が、他の年代より高くなっている。年代が上がるにつれ、「経験はないが、知識としては知っている」の割合が低くなっている。



4. 男女平等に関する意識について

【問13】あなたは、次にあげるア～ケまでの言葉のうち、その内容について知っているものはありますか。次の①～③の中から選んであてはまる欄に○をつけてください。

- ア. 男女共同参画社会 イ. 女性差別撤廃条約
ウ. 男女共同参画社会基本法 エ. 男女雇用機会均等法
オ. 育児・介護休業法 カ. ポジティブ・アクション(積極的改善措置)
キ. ワークライフバランス(仕事と生活の調和)
ク. ジェンダー-(社会的・文化的につくられた性別)
ケ. 山縣市男女共同参画プラン

- ①内容を知っている ②内容は知らないが、聞いたことはある
③知らない

男女ともに「内容を知っている」と答えた割合が高いものは、『エ. 男女雇用機会均等法』、『オ. 育児・介護休業法』となっている。

逆に「知らない」と答えた割合が高く、認知度が低いと考えられるものは、『カ. ポジティブ・アクション』、『ク. ジェンダー』、『ケ. 山縣市男女共同参画プラン』となっている。

男女別にみると、女性より男性の方が比較的どの項目も「内容を知っている」と答えた割合が高くなっている。

岐阜県調査と比較すると、山縣市調査では『男女共同参画社会』、『ポジティブ・アクション』、『ジェンダー』について、「内容を知っている」と答えた割合は岐阜県調査より低くなっている。また、『女子差別撤廃条約』、『男女雇用機会均等法』については、「知らない」と回答した割合が岐阜県調査に比べ低くなっている。

『男女共同参画社会』については、全体では「内容を知っている」と答えた割合が19.2%、「内容は知らないが、聞いたことはある」は39.4%となっている。年代別にみると、60歳代で「知らない」と答えた割合が最も低く、18.3%となっている。

『女子差別撤廃条約』については、全体では「内容を知っている」と答えた割合が10.7%、「内容は知らないが、聞いたことはある」は34.1%となっている。年代別にみると、40歳代で「知らない」と答えた割合が最

も高く、61.1%となっている。

『男女共同参画社会基本法』については、全体では「内容を知っている」と答えた割合が8.2%、「内容は知らないが、聞いたことはある」は31.8%となっている。年代別にみると、30歳代で「内容を知っている」と答えた割合が0%となっている。

『男女雇用機会均等法』については、全体では「内容を知っている」と答えた割合が40.0%、「内容は知らないが、聞いたことはある」は35.5%となっている。年代別にみると、10～20歳代と30歳代で「内容を知っている」と答えた割合が5割を超えている。

『育児・介護休業法』については、全体では「内容を知っている」と答えた割合が38.3%、「内容は知らないが、聞いたことはある」は43.1%となっている。年代別にみると、30歳代で「内容を知っている」と回答した割合が5割を超えている。

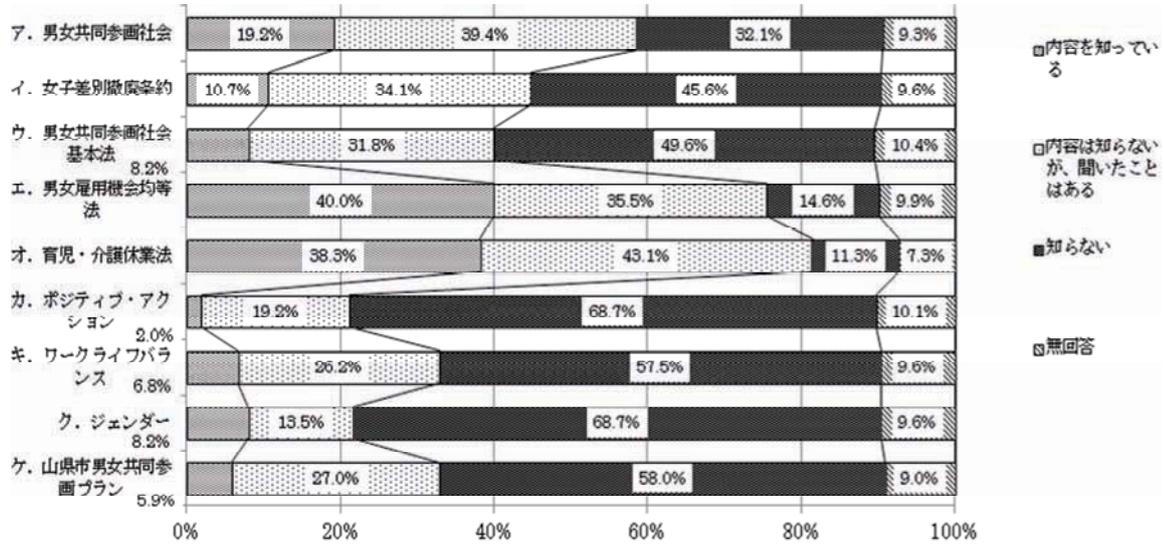
『ポジティブ・アクション』については、全体では「内容を知っている」と答えた割合が2.0%、「内容は知らないが、聞いたことはある」と答えた割合は19.2%となっている。年代別にみると、70歳以上で「内容を知っている」と答えた割合は0%となっており、どの年代についても「知らない」と答えた割合が、最も高くなっている。

『ワークライフバランス』については、全体では「内容を知っている」と答えた割合が6.8%、「内容は知らないが、聞いたことはある」は26.2%となっている。年代別にみると、50歳代で「知らない」と答えた割合が65.5%と最も高くなっている。

『ジェンダー』については、全体では「内容を知っている」と答えた割合が8.2%、「内容は知らないが、聞いたことはある」は13.5%となっている。年代別にみると、10～20歳代で「内容を知っている」と答えた割合は25.7%で、年代が上がるにつれてその割合は低くなり、70歳以上では0%となっている。

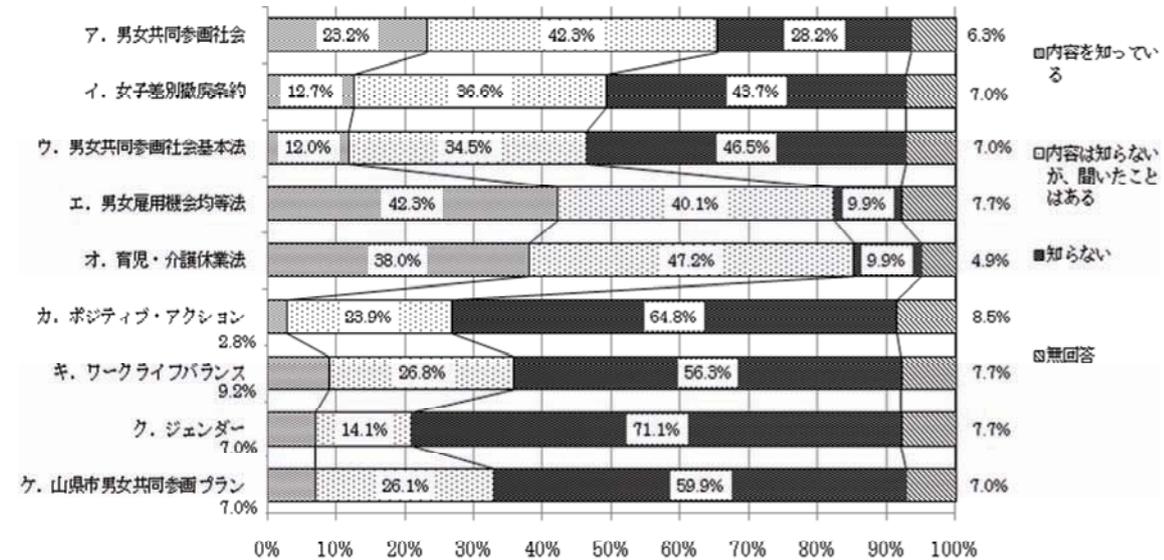
『山県市男女共同参画プラン』については、全体では「内容を知っている」と答えた割合が5.9%、「内容は知らないが、聞いたことはある」は27.0%となっている。年代別にみると、10～20歳代で「内容を知っている」と答えた割合は0%となっており、「知らない」と答えた割合は82.9%と非常に高くなっている。

問13 男女共同参画に関する言葉の認知度【全体】



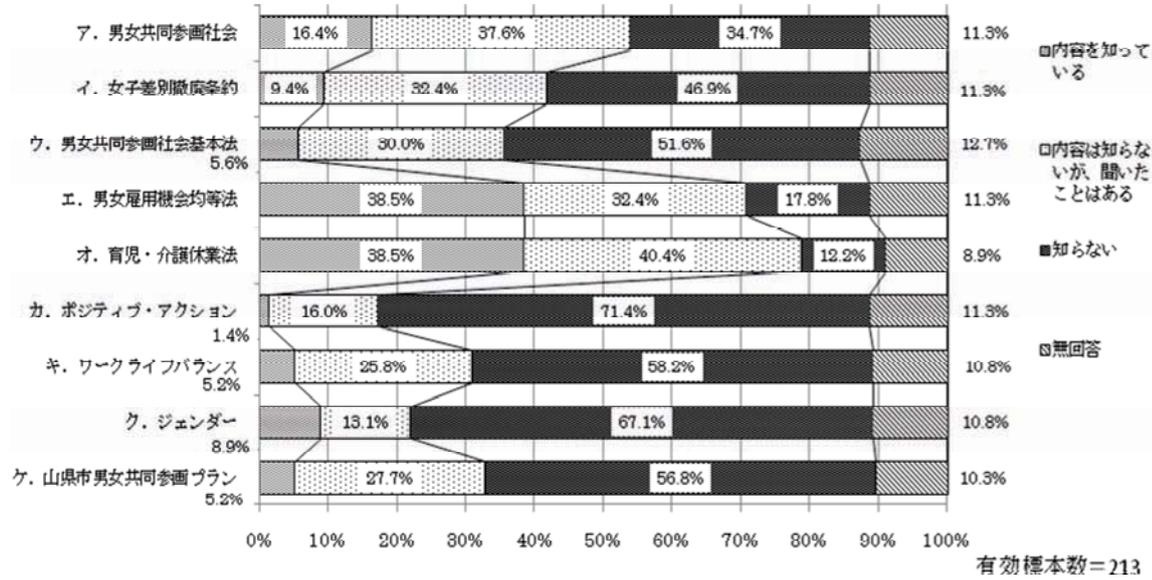
有効標本数=142

問13 男女共同参画に関する言葉の認知度【男性】

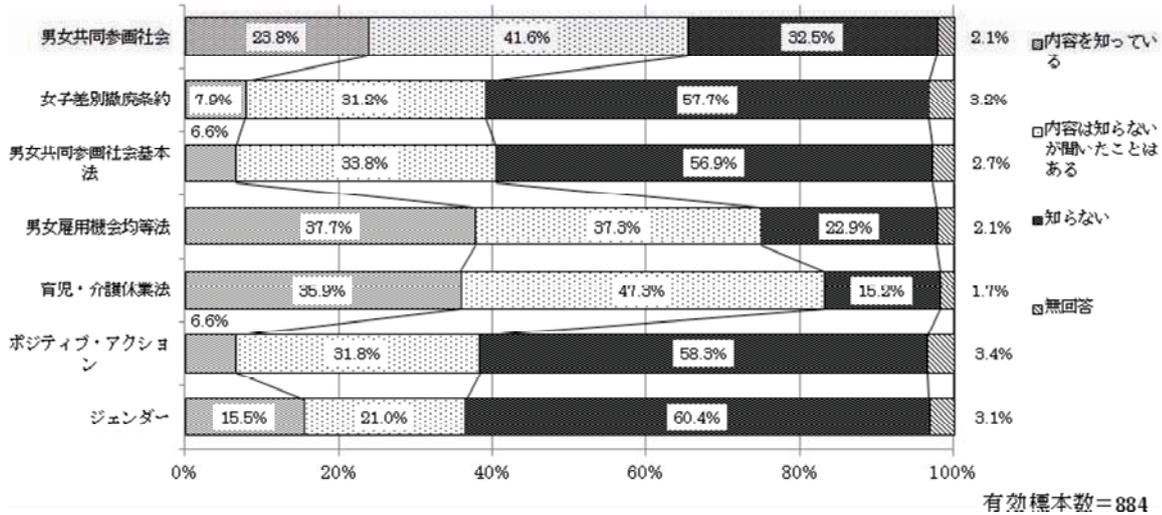


有効標本数=142

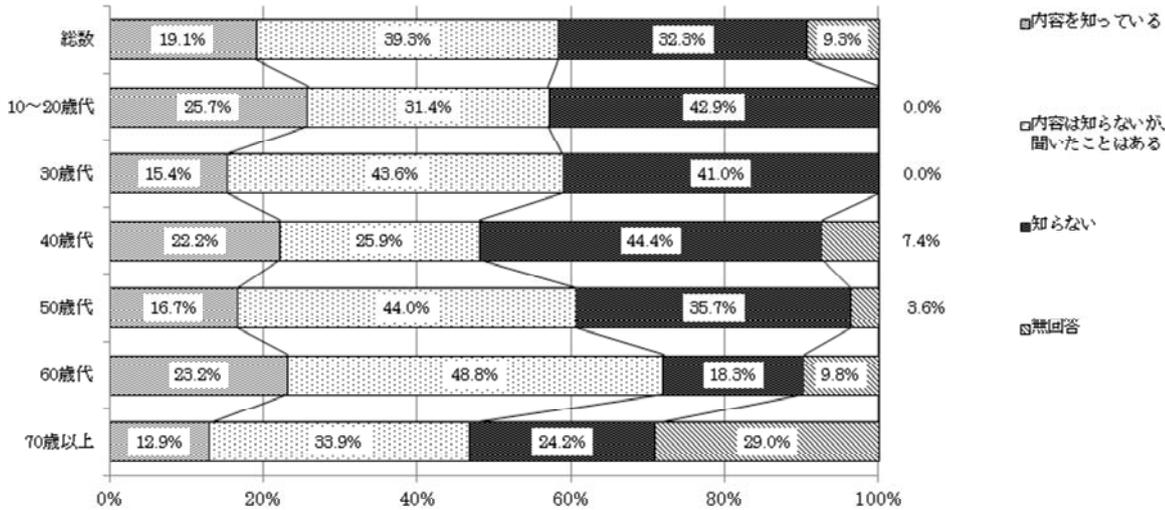
問13 男女共同参画に関する言葉の認知度【女性】



《参考》 岐阜県 男女共同参画に関する県民意識調査（平成20年2月実施）

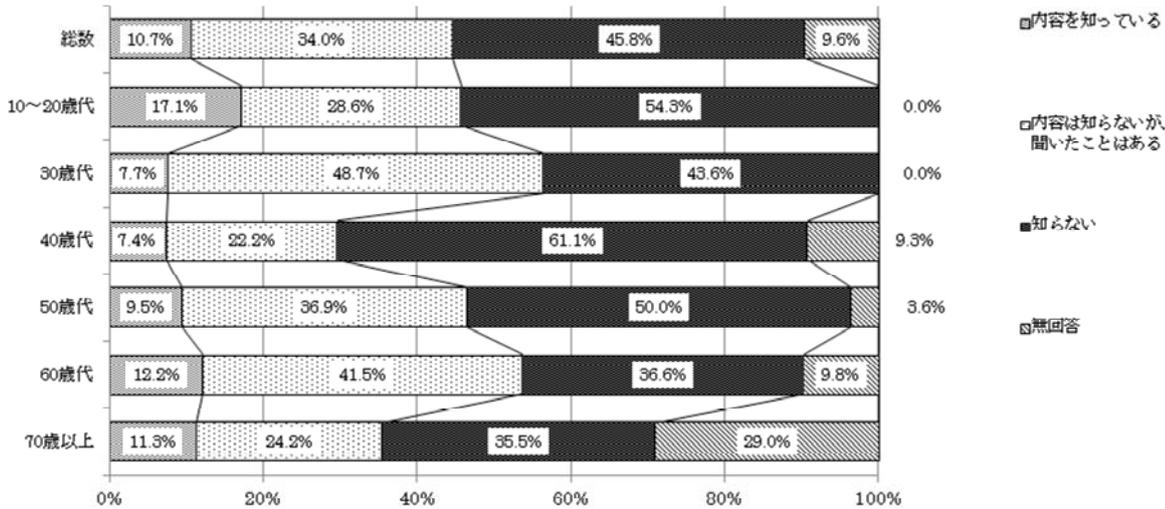


問 1 3 男女共同参画に関する言葉の認知度【ア. 男女共同参画社会】（年代別）



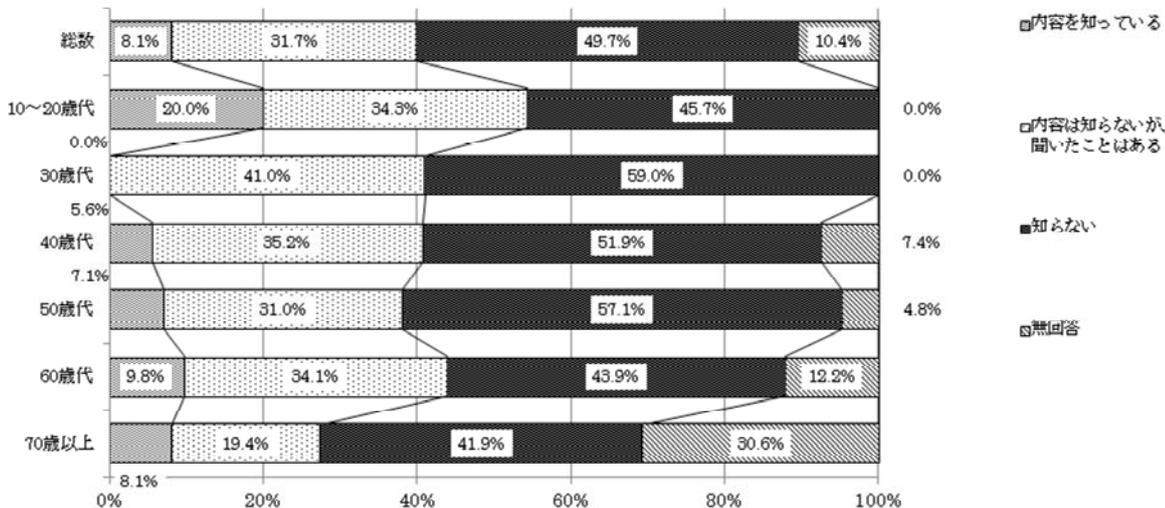
有効標本数=356

問 1 3 男女共同参画に関する言葉の認知度【イ. 女子差別撤廃条約】（年代別）



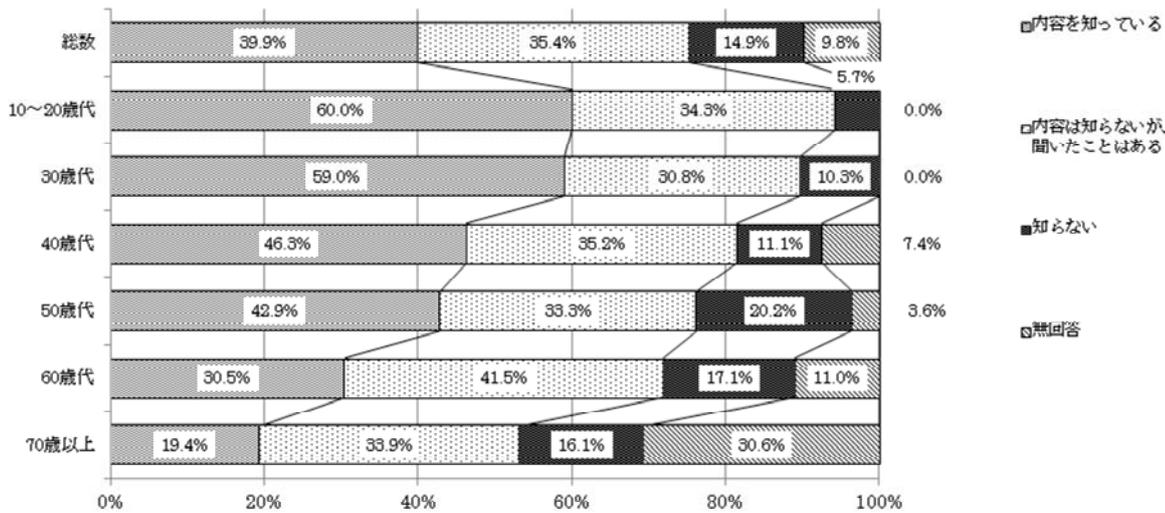
有効標本数=356

問 1 3 男女共同参画に関する言葉の認知度【ウ. 男女共同参画社会基本法】（年代別）



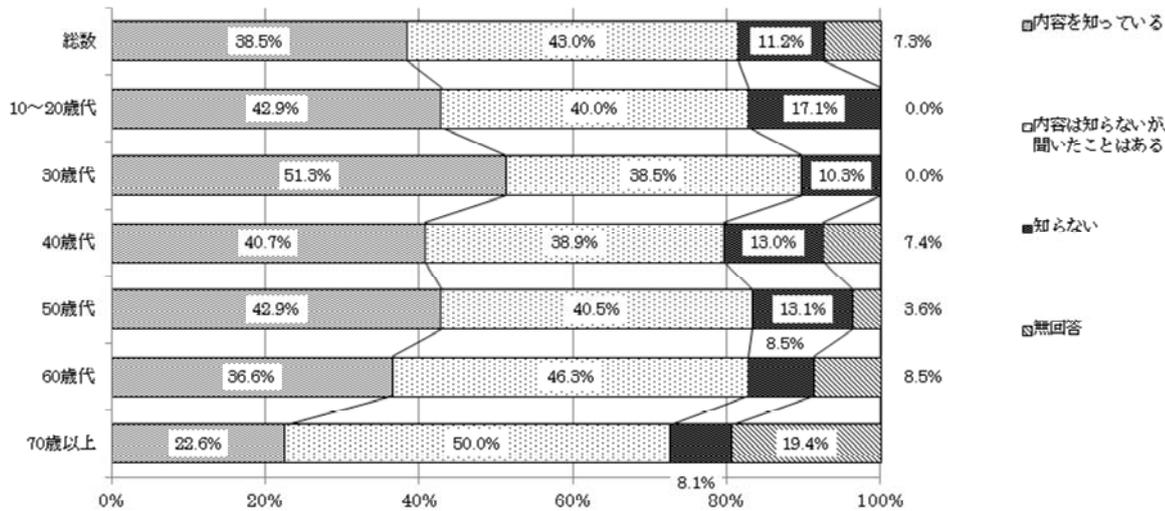
有効標本数=356

問13 男女共同参画に関する言葉の認知度【エ. 男女雇用機会均等法】(年代別)



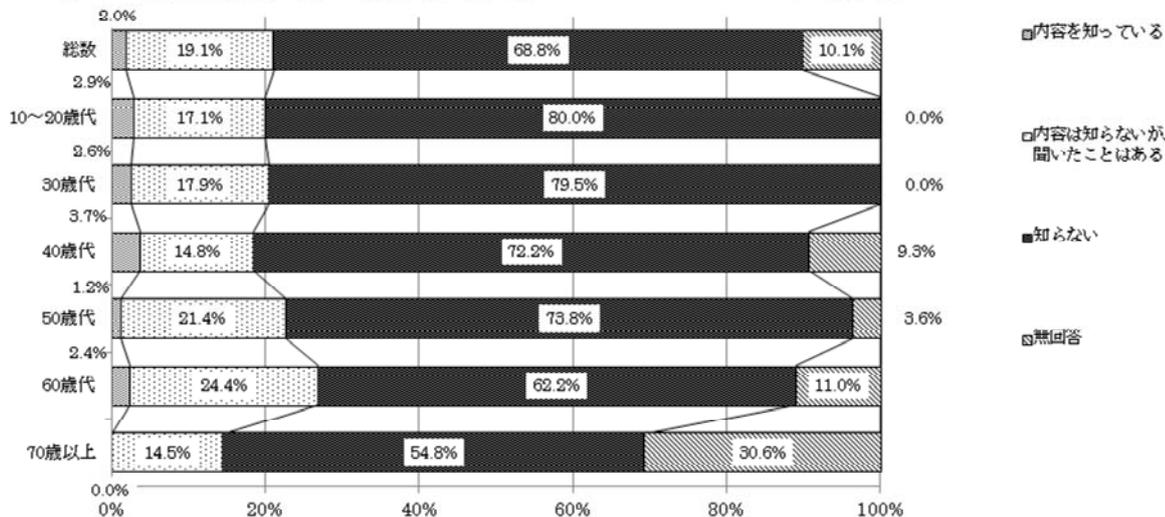
有効標本数=356

問13 男女共同参画に関する言葉の認知度【オ. 育児・介護休業法】(年代別)



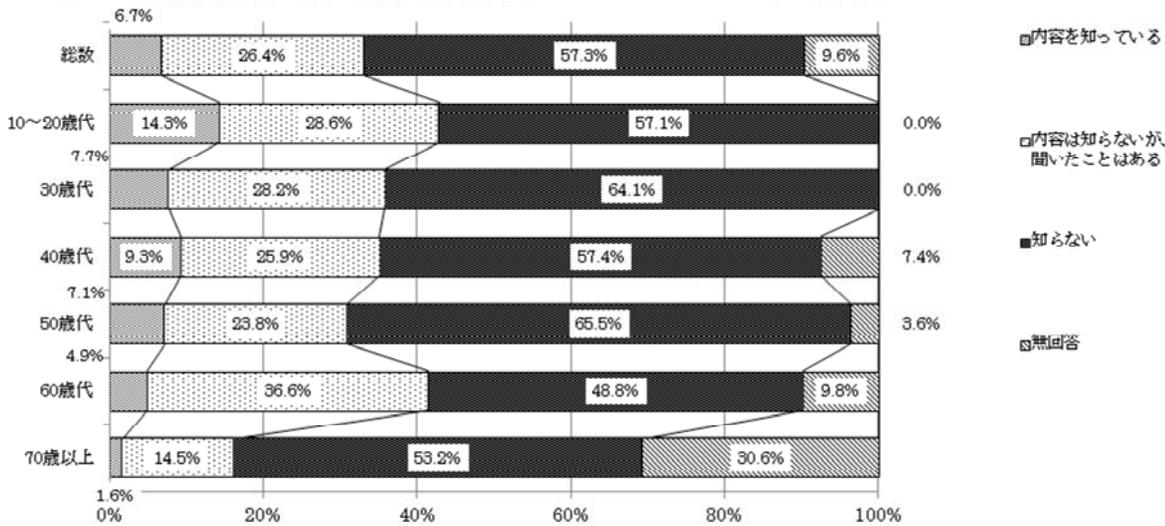
有効標本数=356

問13 男女共同参画に関する言葉の認知度【カ. ポジティブ・アクション】(年代別)



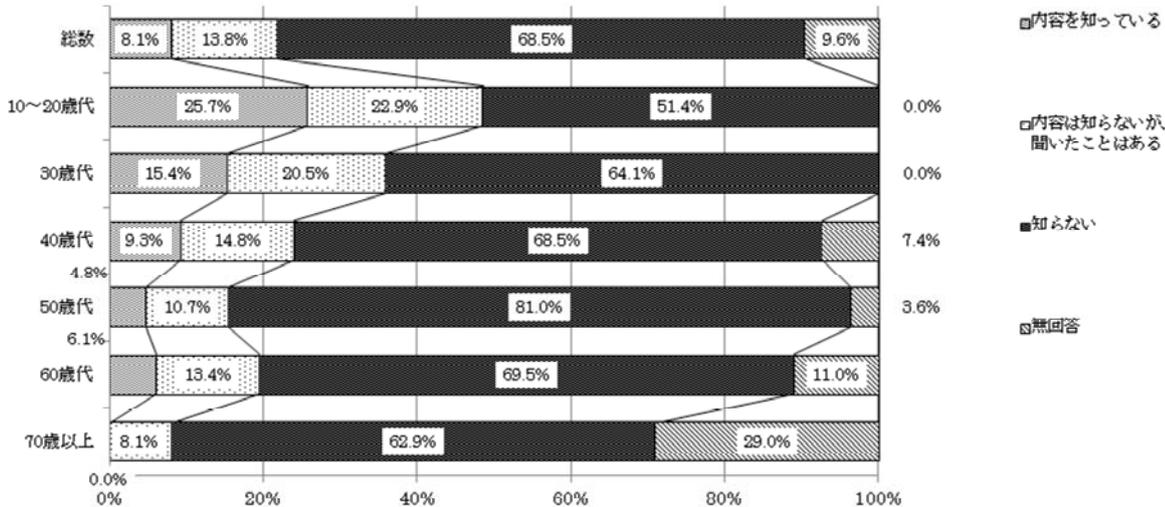
有効標本数=356

問13 男女共同参画に関する言葉の認知度【キ. ワークライフバランス】(年代別)



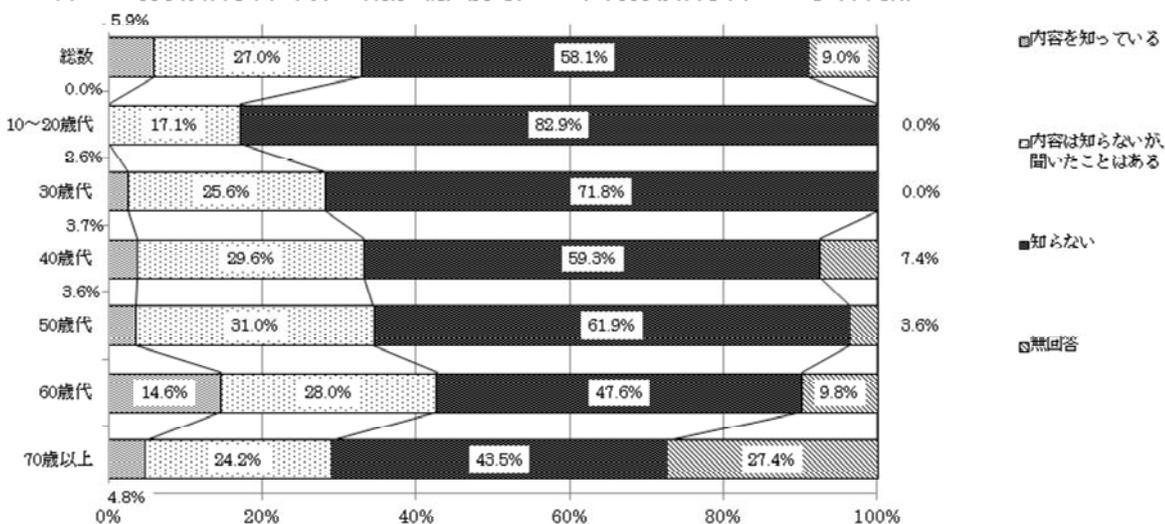
有効標本数=356

問13 男女共同参画に関する言葉の認知度【ク. ジェンダー】(年代別)



有効標本数=356

問13 男女共同参画に関する言葉の認知度【ケ. 山県市男女共同参画プラン】(年代別)



有効標本数=356

【問14】あなたは、次にあげるア～コで男女の地位は平等になっていると思いますか。次の①～⑥の中から選んであてはまる欄に○をつけてください。

ア．家庭生活の中 イ．職業の選択や職場 ウ．学校教育の場
エ．政治の場 オ．法律上や制度上 カ．社会通念・習慣・しきたり
キ．家業の後継者選び ク．地域の中
ケ．ボランティアなど団体活動の場 コ．社会全体

①男性が優遇 ②どちらかといえば男性が優遇 ③平等
④どちらかといえば女性が優遇 ⑤女性が優遇 ⑥わからない

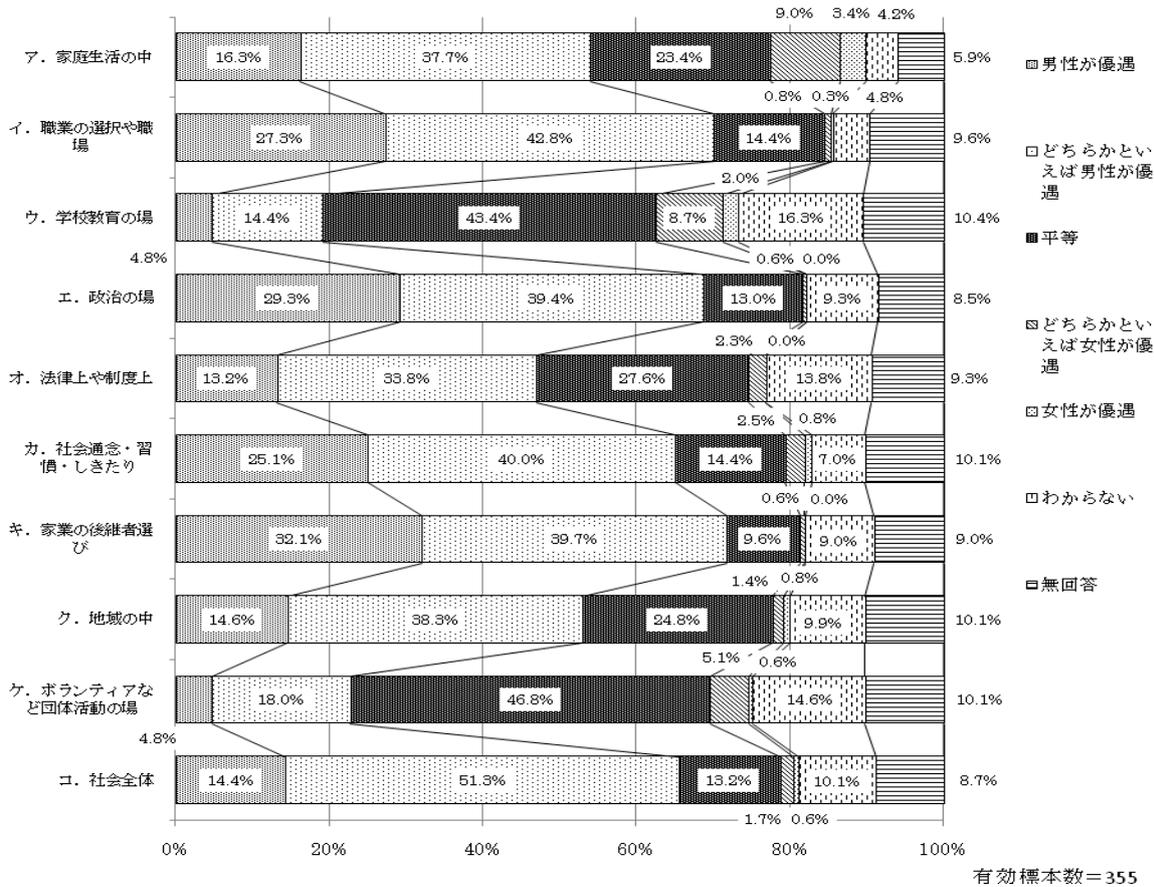
全体で見ると、『ウ．学校教育の場』、『ケ．ボランティアなど団体活動の場』以外の項目では「男性が優遇」、「どちらかといえば男性が優遇」と答えた割合が高くなっている。

男女別にみると、どの項目についても「平等」と答えた割合が、女性より男性の方が高くなっている。一方、すべての項目において「男性が優遇」、「どちらかといえば男性が優遇」と答えた割合が、男性より女性の方が高くなっている。

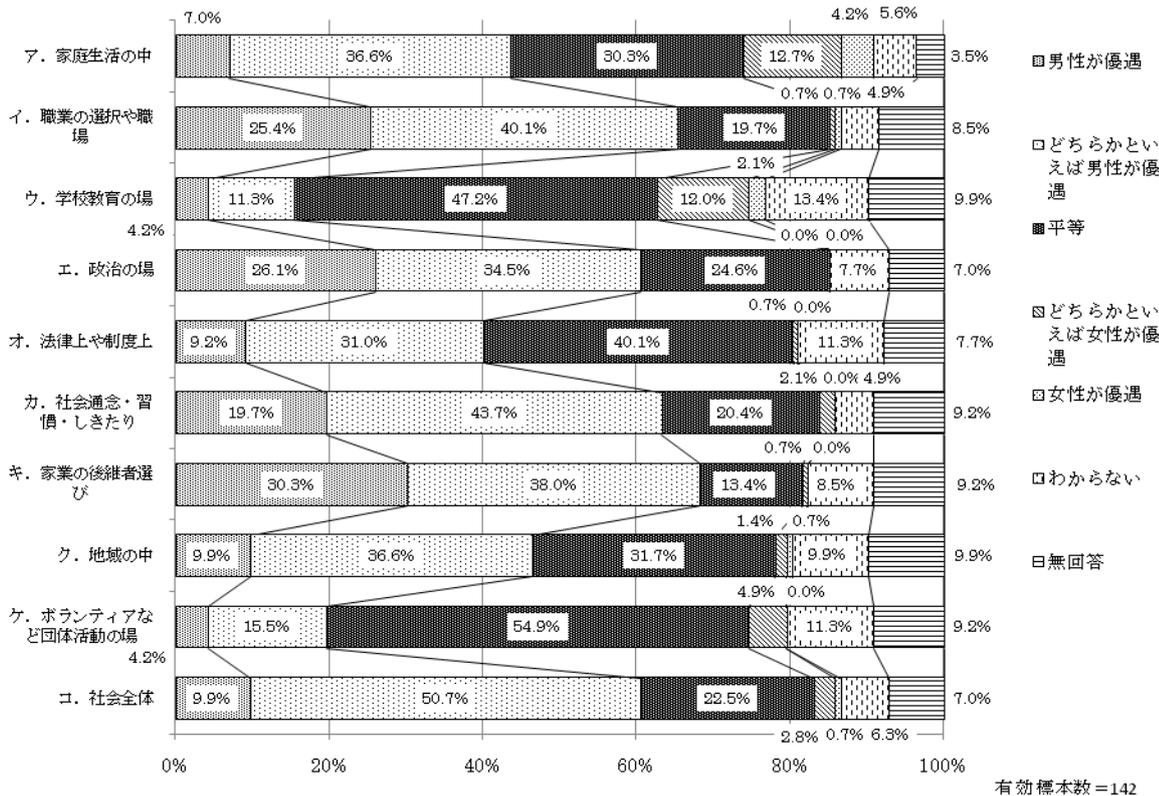
平成18年度調査と比較すると、男性については、どの項目についても「男性が優遇」と答えた割合が低くなっている。しかし女性については、『ア．家庭生活の中』、『イ．職業選択や職場』、『ウ．学校教育の場』において、「男性が優遇」と答えた割合が前回より高くなっている。

『ク．地域の中』については、男女とも「平等」と答えた割合が高くなっている。しかし、『オ．法律上や制度上』、『ケ．ボランティアなど団体活動の場』、『コ．社会全体』については、男性は「平等」と答えた割合が前回より高くなっているが、女性では低くなっている。

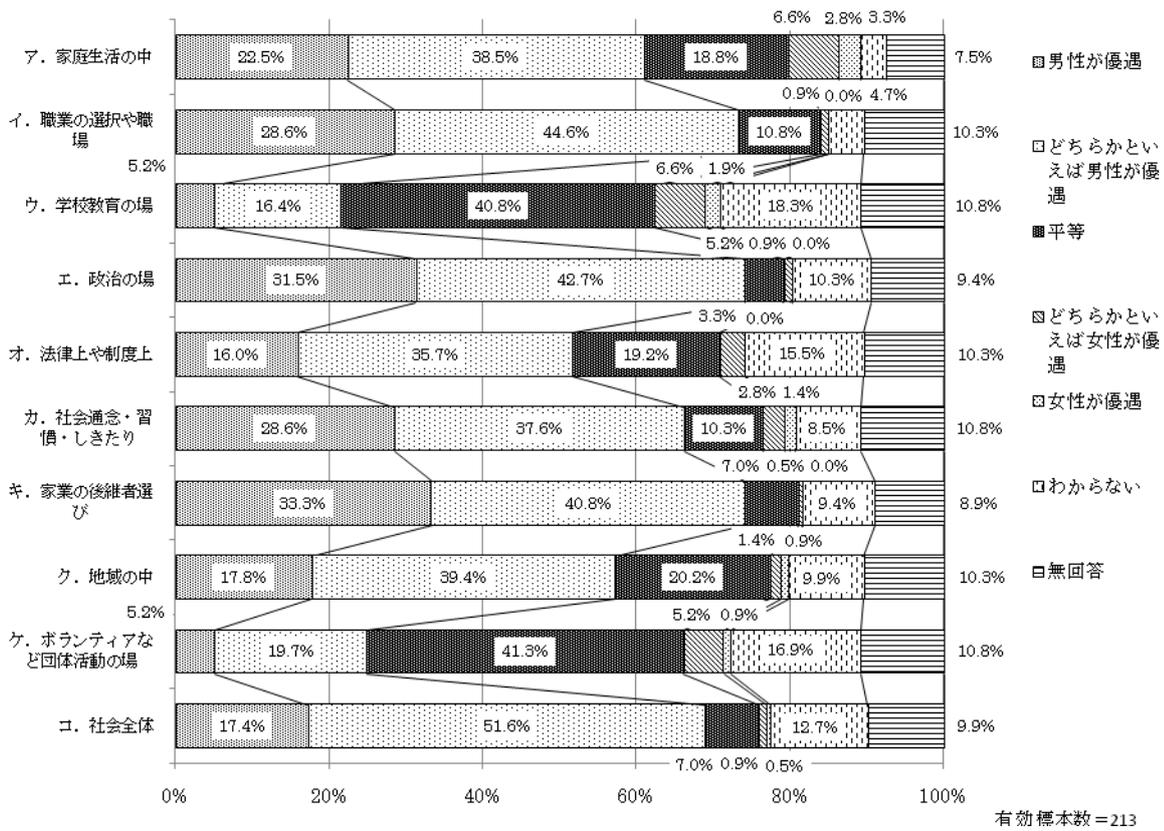
問 1 4 男女の地位の平等感【全体】



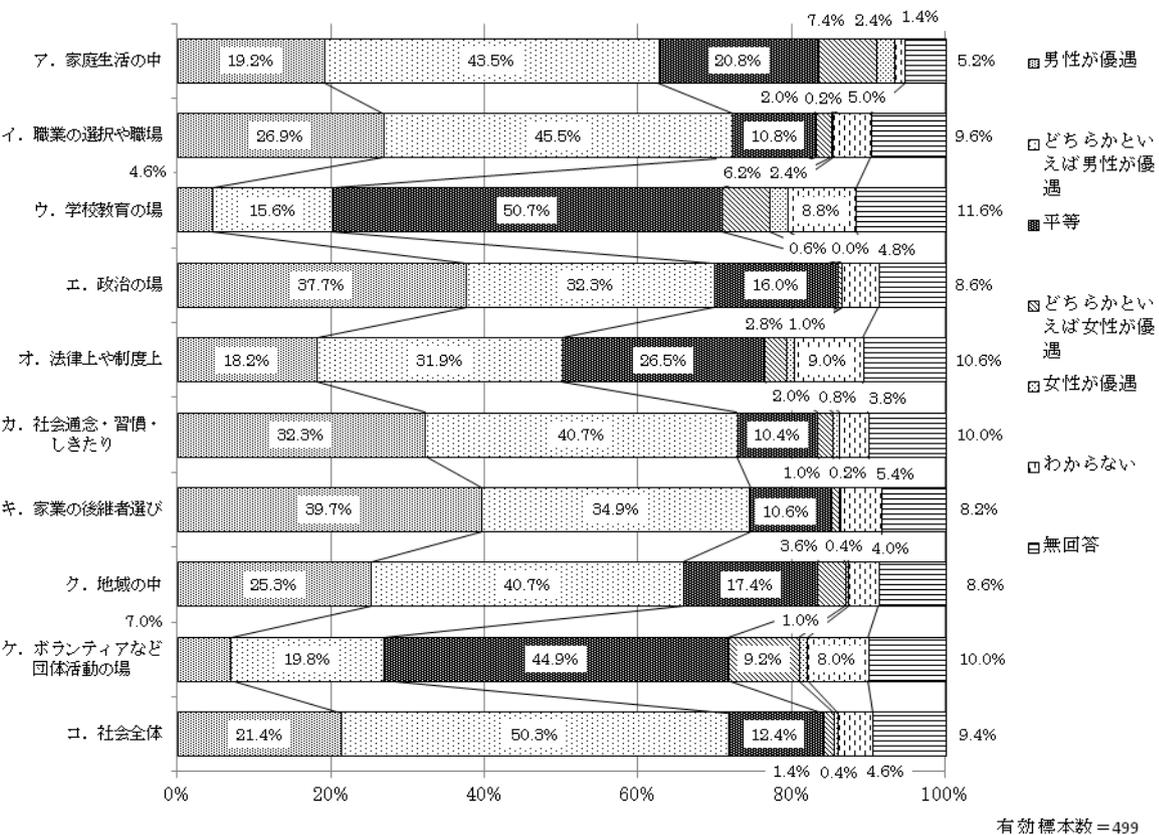
問 1 4 男女の地位の平等感【男性】



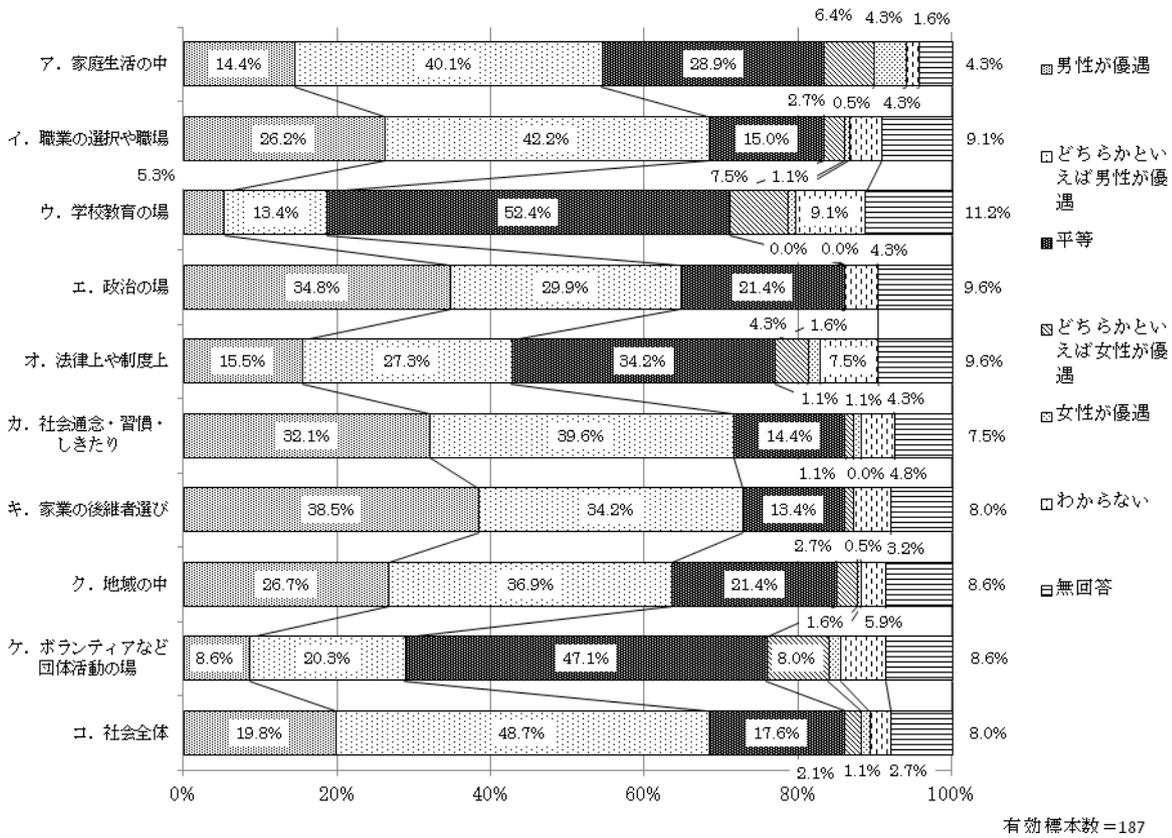
問 1 4 男女の地位の平等感【女性】



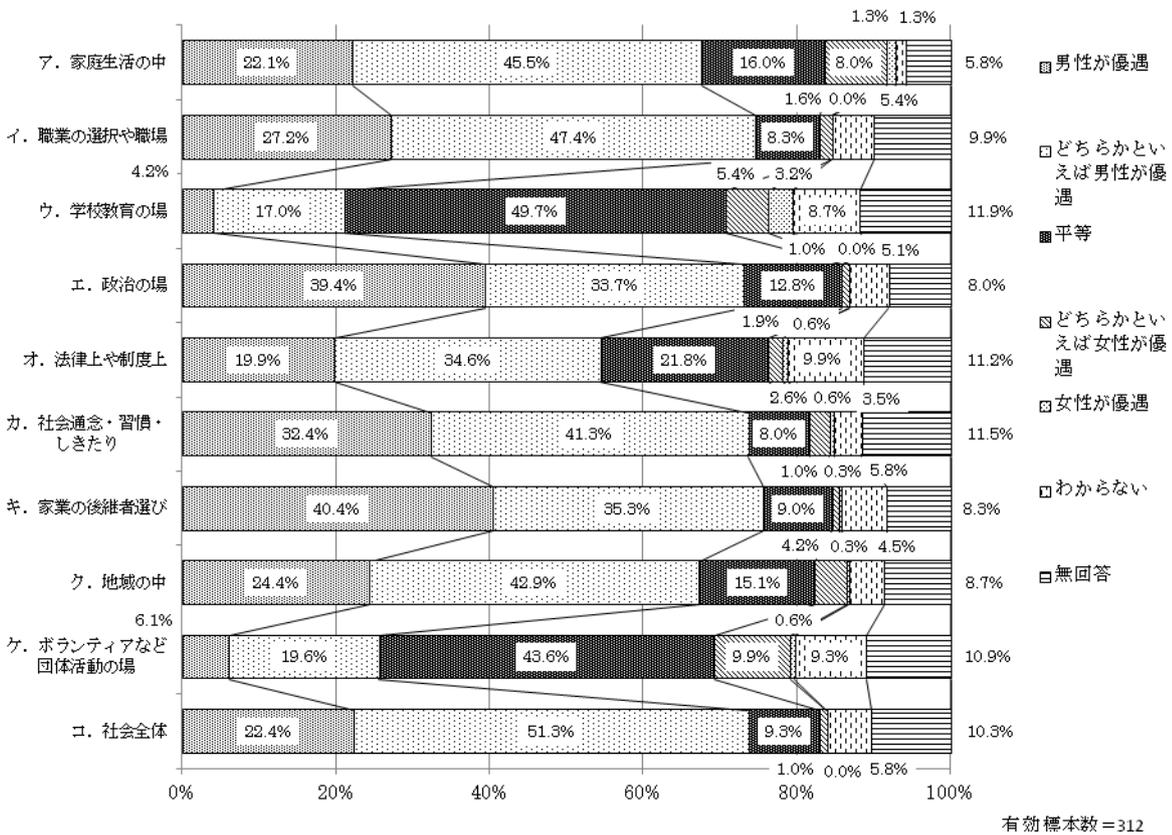
《平成18年度調査》 男女の地位の平等感【全体】



《平成18年度調査》 男女の地位の平等感【男性】



《平成18年度調査》 男女の地位の平等感【女性】

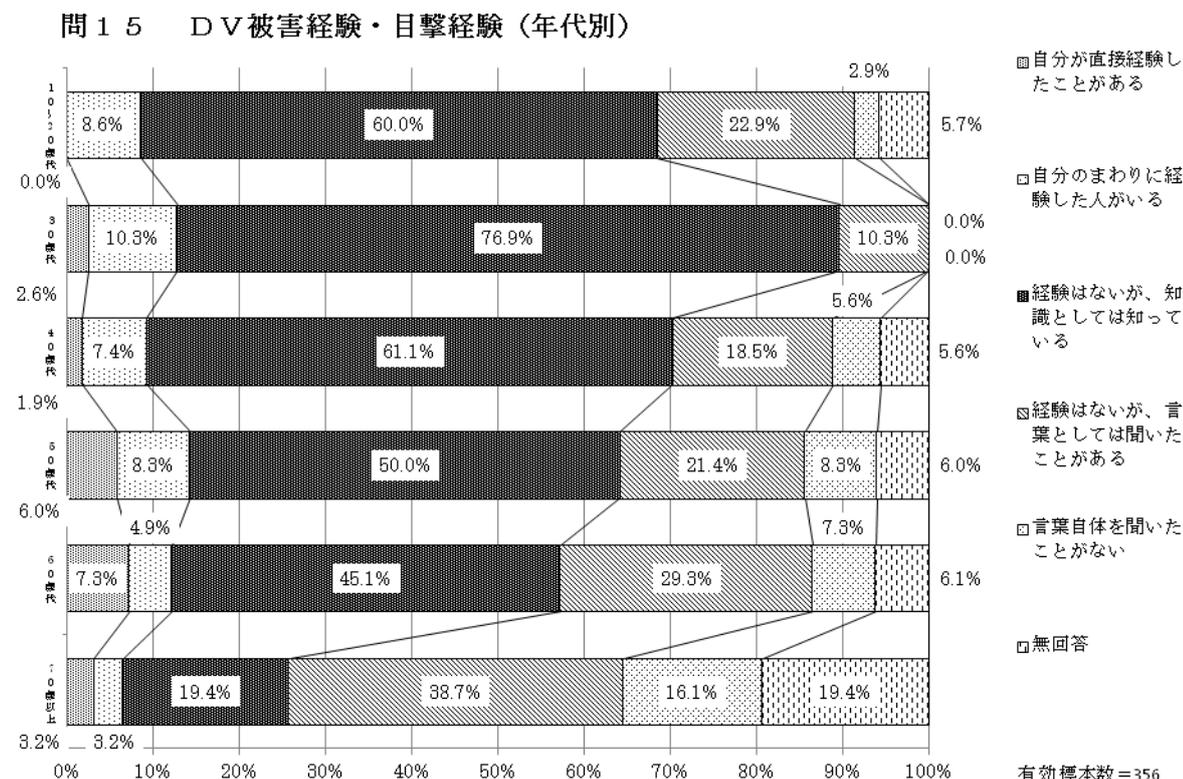
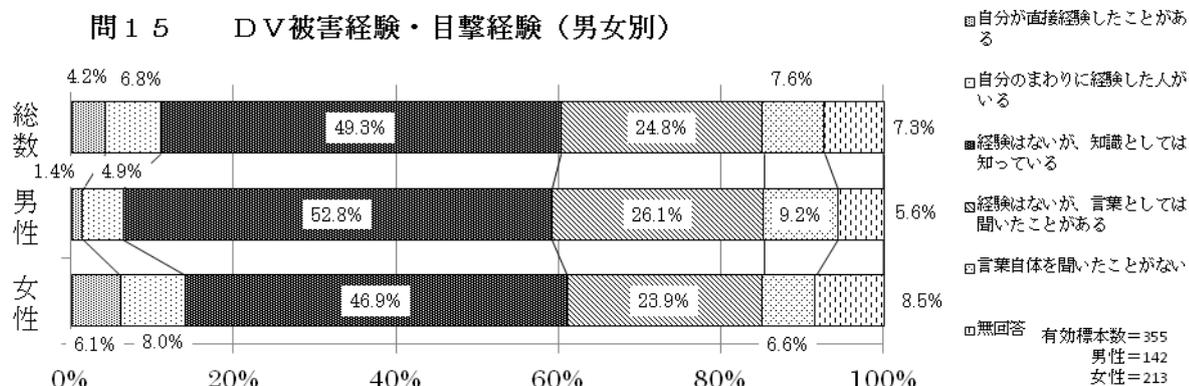


【問15】あなたは、この1年間に配偶者や恋人からDV（ドメスティック・バイオレンス）を受けたことがありますか。又は、そのような場面を見たことがありますか。次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

全体でみると、「自分が直接経験したことがある」、「自分のまわりに経験した人がある」と答えた割合を合わせると、全体の1割を占めている。

男女別にみると、「自分が直接経験したことがある」、「自分のまわりに経験した人がある」と答えた割合を合わせると、男性は6.3%、女性は14.1%と、女性が7.8ポイント高くなっている。

年代別にみると、年代が高くなると「言葉自体を聞いたことがない」と答えた割合が高くなる傾向がある。



5. 子どもの教育・将来像について

【問16】子どもの育て方についてあなたはどのように思いますか。次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

全体で見ると、「その子に合った育て方がよい」と答えた割合が、60.8%と最も高くなっている。

男女別にみると、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」と答えた割合が男性は29.6%、女性は16.4%と、男性の方が13.2ポイント高くなっている。また、「その子に合った育て方がよい」と答えた割合については、男性が52.1%、女性は66.7%と、女性の方が14.6ポイント高くなっている。

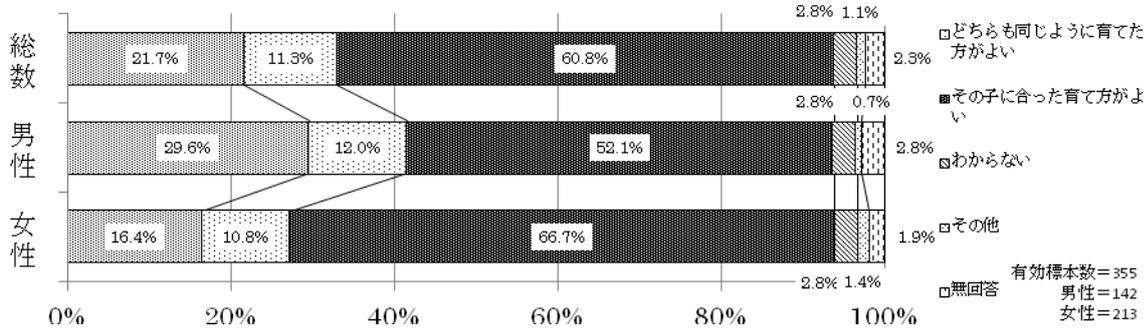
年代別にみると、70歳以上を除き、「その子に合った育て方がよい」と答えた割合が最も高くなっている。70歳以上については、「男の子は男らしく、女の子は女の子らしく育てる」と答えた割合が、他の年代に比べ高くなっている。

平成18年度調査と比較すると、全体で見ると、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」と答えた割合が6.2ポイント低くなり、「その子に合った育て方がよい」と答えた割合については4.1ポイント高くなっている。

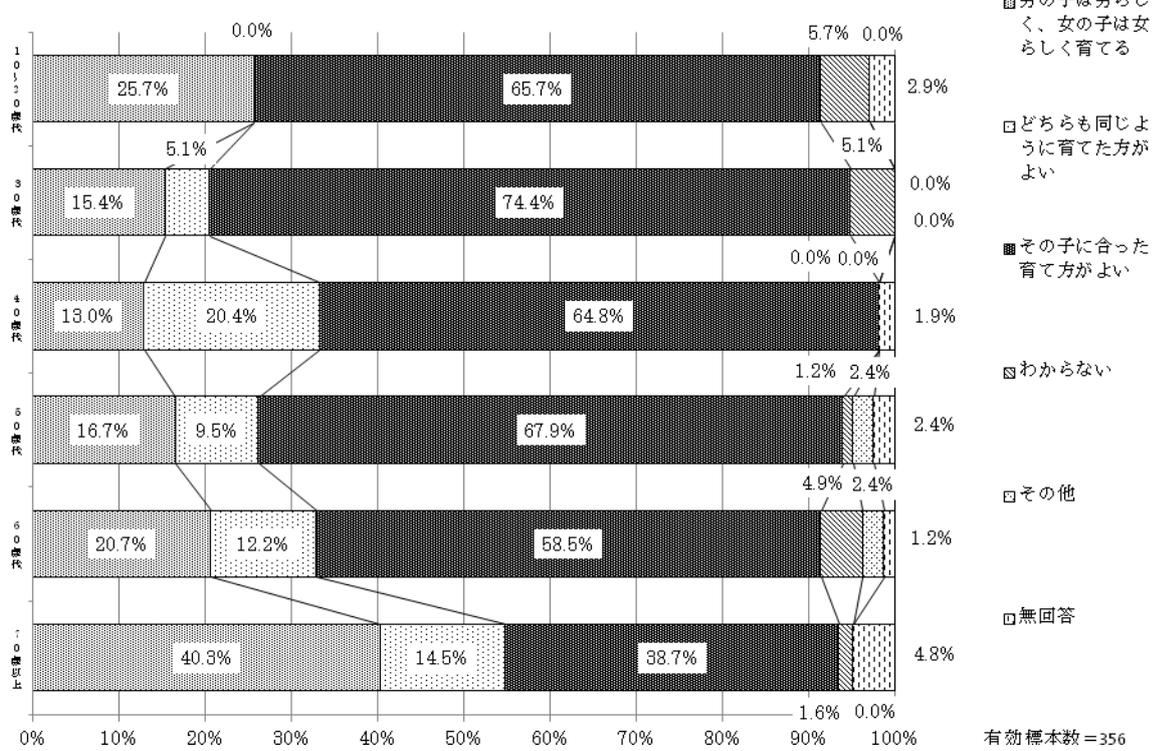
男女別にみると、女性については「その子に合った育て方がよい」と答えた割合が、7.1ポイント高くなっている。

年代別にみると、10～20歳代以外の年代で「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」と答えた割合が低くなっている。その中でも50歳代と60歳代については、10ポイント以上低くなっている。

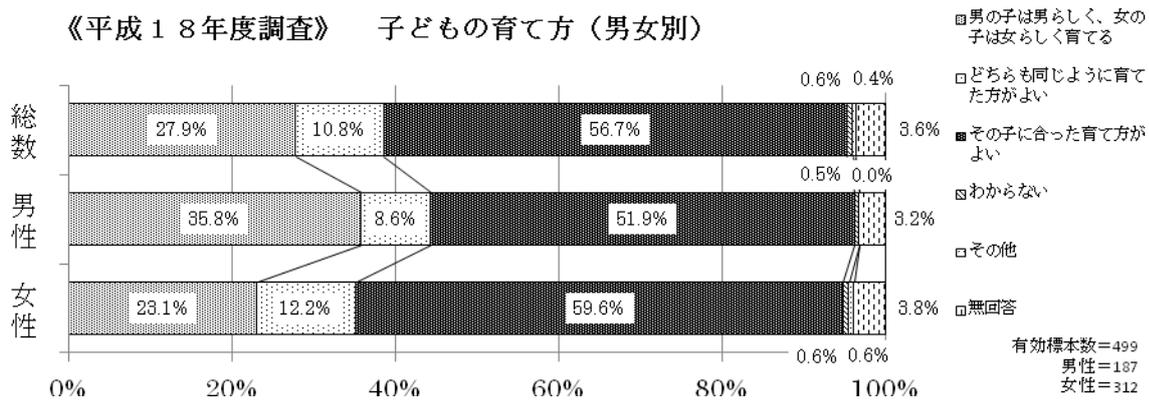
問16 子どもの育て方（男女別）



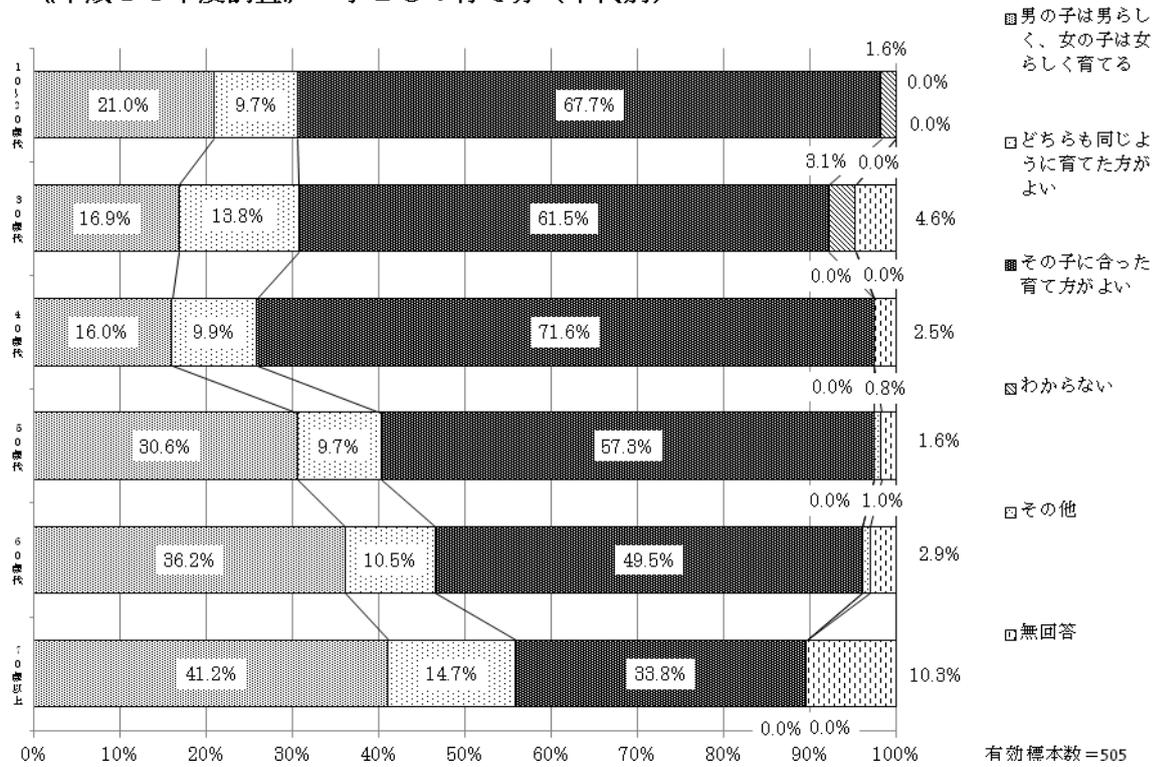
問16 子どもの育て方（年代別）



《平成18年度調査》 子どもの育て方（男女別）



《平成18年度調査》 子どもの育て方（年代別）



【問17】あなたは、自分の子ども又は、自分に子どもがあると仮定した場合にその子にどの程度の教育を受けさせるのが望ましいと思いますか。男の子、女の子別に次のア～クの中から1つ選んであてはまる欄に○をつけてください。

ア．中学　イ．高校　ウ．専門学校　エ．高専　オ．短大
カ．大学　キ．大学院　ク．学歴にこだわらない

全体で見ると、男の子も女の子も「大学」と答えた割合が最も高くなっているが、男の子と女の子で比較してみると、男の子に関しては5割を超えているのに対して、女の子に関しては3割程度となっている。

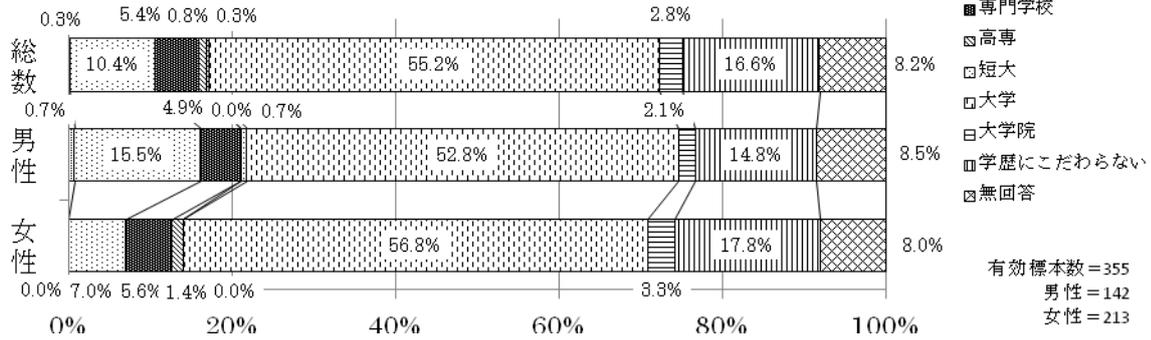
「専門学校」「短大」について比較してみると、女の子の方が「専門学校」「短大」と答えた割合が高くなっている。

男女別にみると、男の子については「高校」と答えた割合は、男性が15.5%、女性が7.0%と、男性が8.5ポイント高い割合となっている。

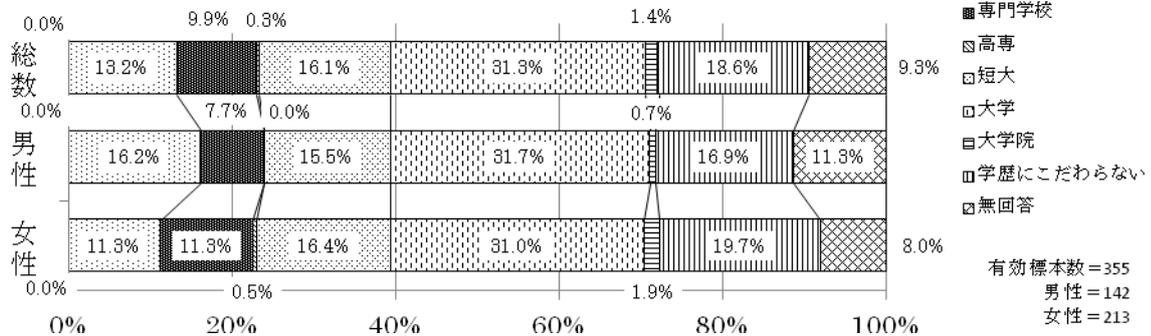
平成18年度調査と比較しても、男の子も女の子も「(四年制)大学」と答えた割合が最も高く、男の子に関してはその割合が5割を超えていることに変わりはなく、女の子に関しても変わらず3割程度である。

ただ、女の子に関しては「短大」と答えた割合が全体では6.7ポイント低くなっており、男女別にみても、男性、女性とも低くなっている。

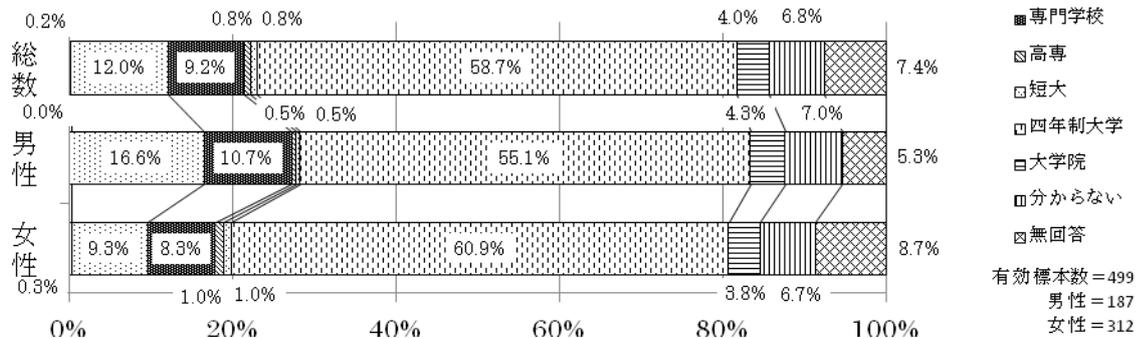
問 1 7 教育の程度【男の子】



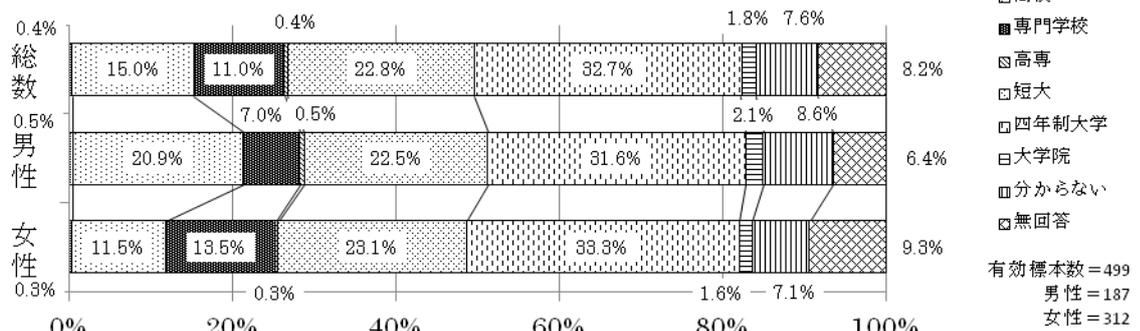
問 1 7 教育の程度【女の子】



《平成18年度調査》 教育の程度【男の子】



《平成18年度調査》 教育の程度【女の子】



6. 少子・高齢社会について

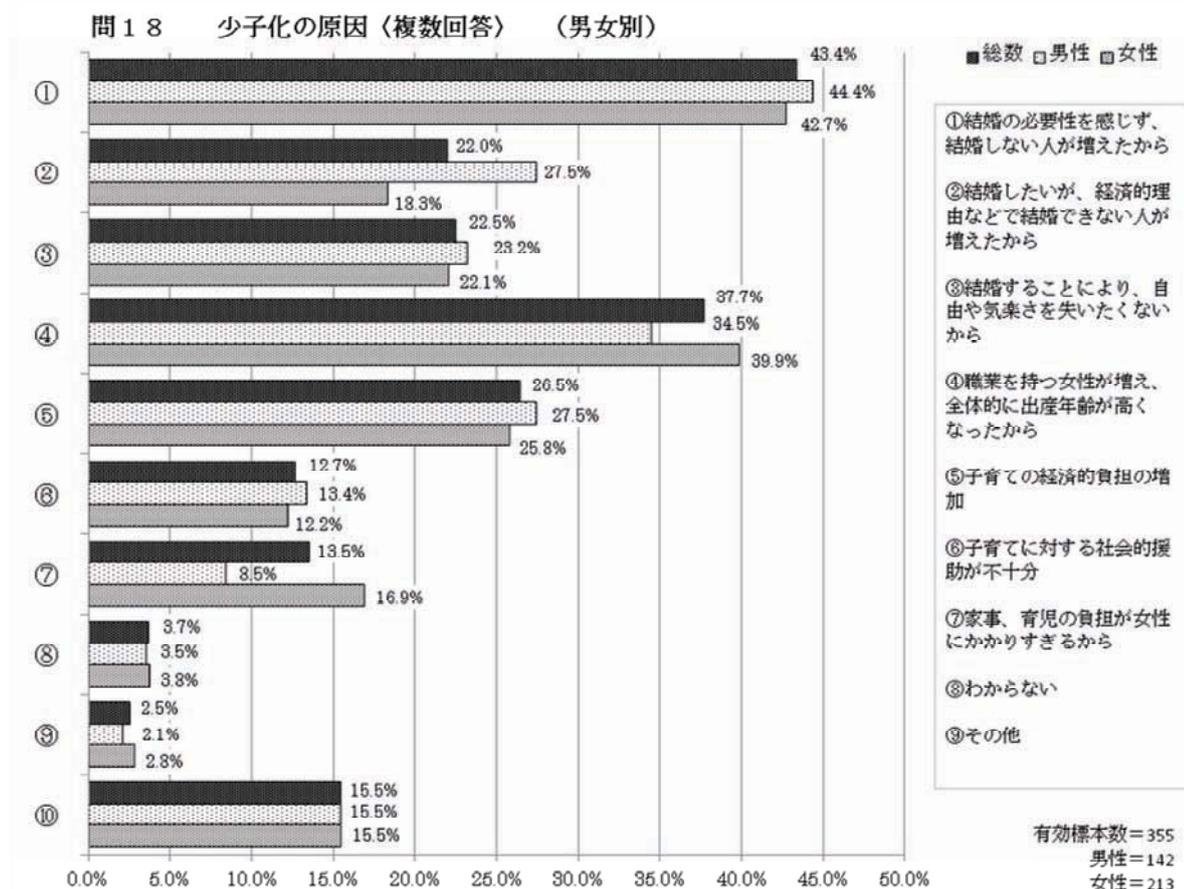
【問18】少子化がますます進んでいますがその原因はどこにあると思いますか。次の中から2つ選んで番号に○をつけてください。

全体でみると、「①結婚の必要性を感じず、結婚しない人が増えたから」と答えた割合が最も高く、43.4%となっている。次いで、「④職業を持つ女性が増え、全体的に出産年齢が高くなったから」が37.7%となっている。

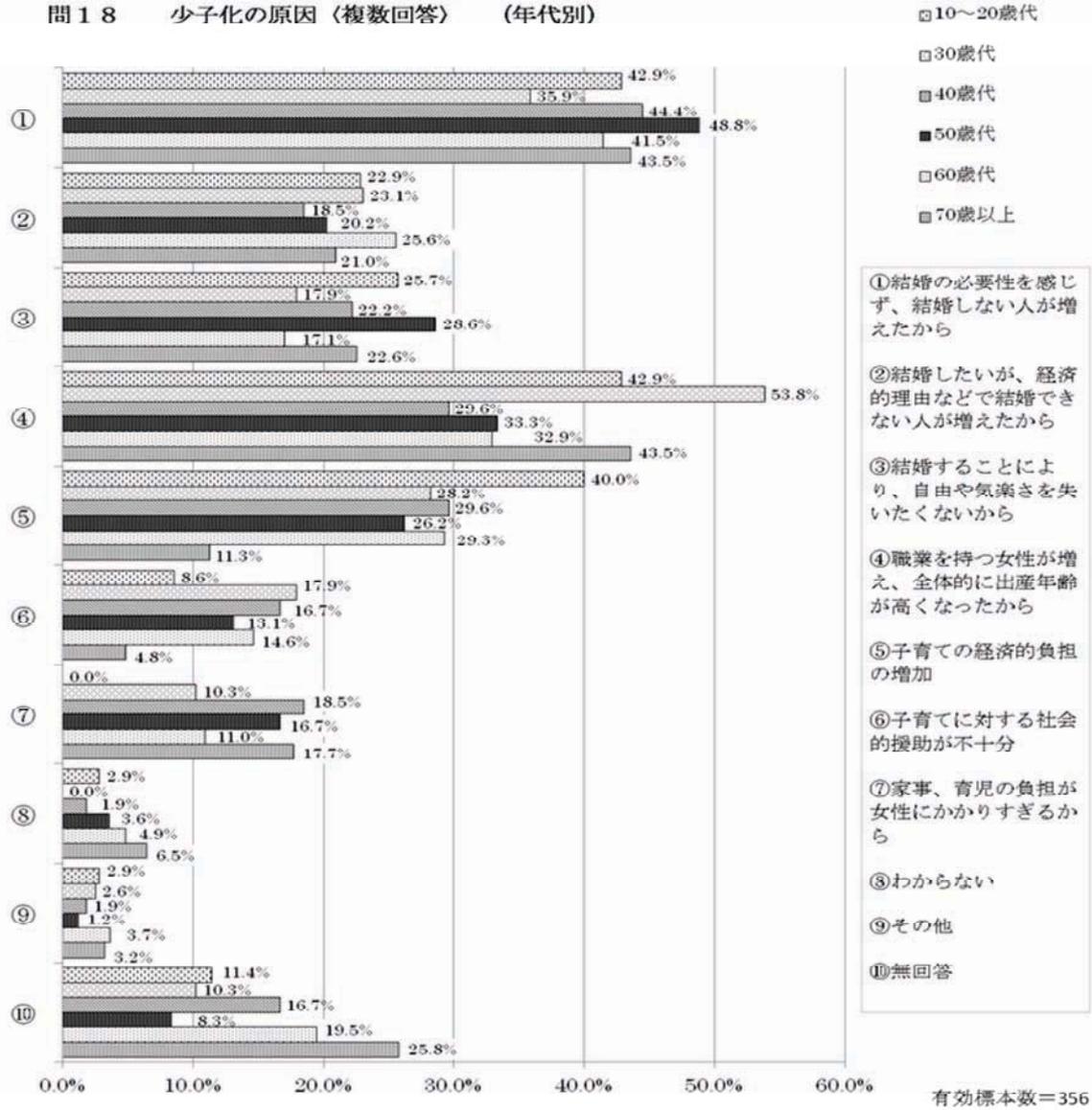
男女別にみると、「②結婚したいが、経済的理由などで結婚できない人が増えたから」と答えた割合は男性は27.5%、女性は18.3%と、男性が9.2%ポイント高くなっている。

また、「⑦家事、育児の負担が女性にかかりすぎているから」と答えた割合については、男性が8.5%、女性は16.9%と、女性の方が8.4ポイント高くなっている。

年代別にみると、30歳代以外の年代で「①結婚の必要性を感じず、結婚しない人が増えたから」と答えた割合が高くなっているが、30歳代については、「④職業を持つ女性が増え、全体的に出産年齢が高くなったから」と答えた割合が最も高くなっている。



問18 少子化の原因（複数回答）（年代別）



【問19】家族等の介護は、従来、女性の負担となりがちでしたが、それについてどう思いますか。次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

全体でみると、「介護保険サービス（デイサービスなど）を利用し負担を減らす（社会全体で支え合う）」の割合が、57.2%と最も高くなっている。

男女別にみると、「介護保険サービス（デイサービスなど）を利用し負担を減らす（社会全体で支え合う）」と答えた割合は、男性が50.0%、女性が62.0%と、女性の方が12ポイント高い割合となっている。

また、「改善すべきである（家族みんなで介護するなど）」と答えた割合は男性が29.6%、女性は20.7%と、男性の方が8.9ポイント高くなっている。

年代別にみると、年代が高くなるにつれ、「改善すべきである（家族みんなで介護するなど）」の割合が低くなっている。一方、「介護保険サービス（デイサービスなど）を利用し負担を減らす（社会全体で支え合う）」については、年代が高くなるにつれ、その割合は高くなっている。

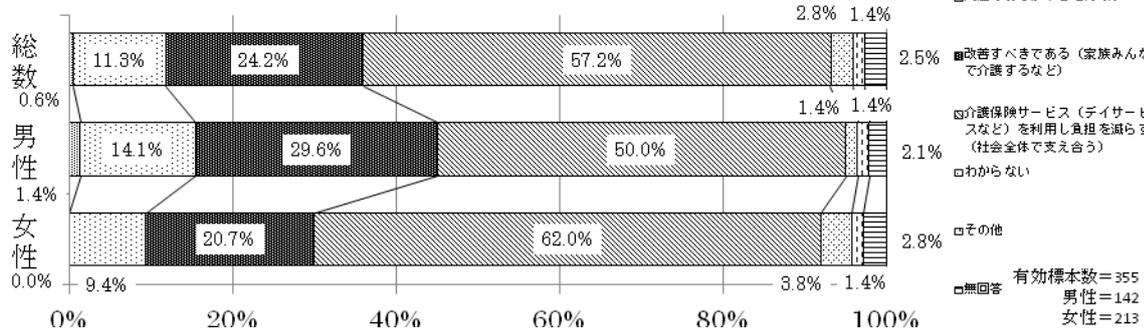
平成18年度調査と比較すると、全体的には「介護保険サービス（デイサービスなど）を利用し負担を減らす（社会全体で支え合う）」（「介護保険制度を利用する」）と答えた割合が25.3ポイント高くなり、「問題であるがやむを得ない」と答えた割合は、13.8ポイント低くなっている。

男女別にみると、男性より女性の方が「改善すべきである」と答えた割合が低くなっている。

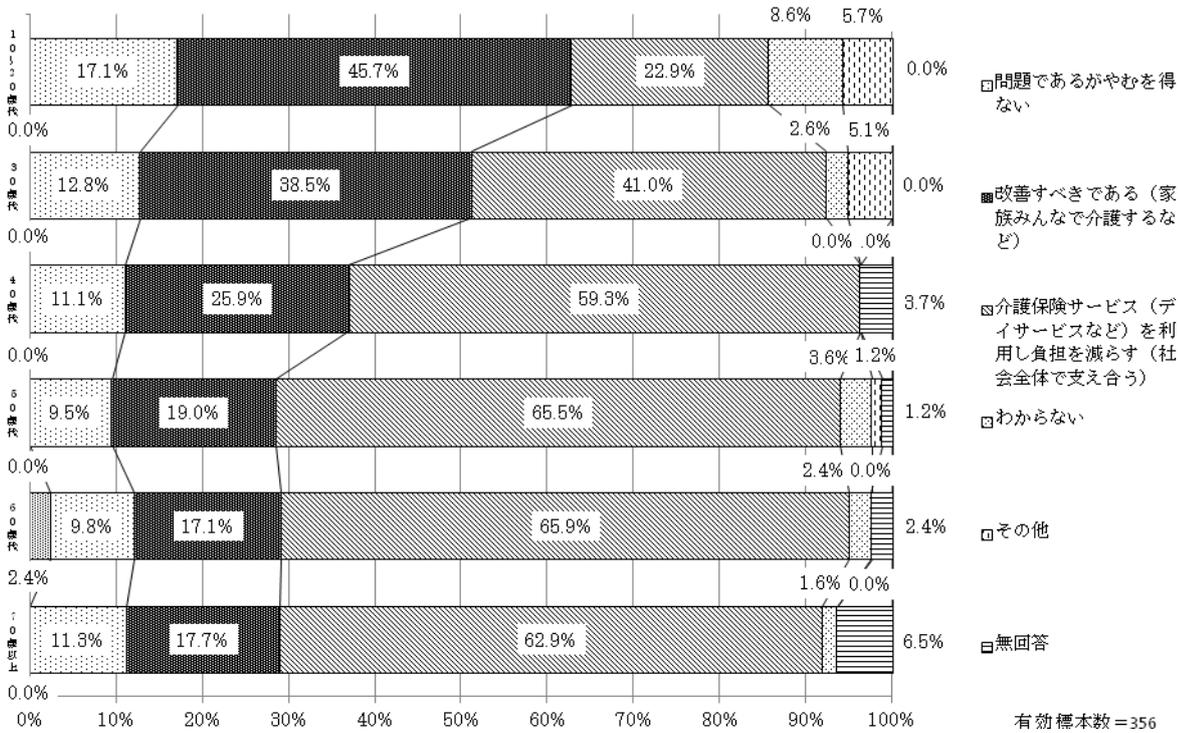
年代別にみると、70歳以上を除いてどの年代でも「改善すべきである（家族みんなで介護するなど）」と答えた割合が低くなり、「介護保険サービス（デイサービスなど）を利用し負担を減らす（社会全体で支え合う）」（「介護保険制度を利用する」）と答えた割合が高くなっている。

また、「問題であるがやむを得ない」については、どの年代も低くなっている。

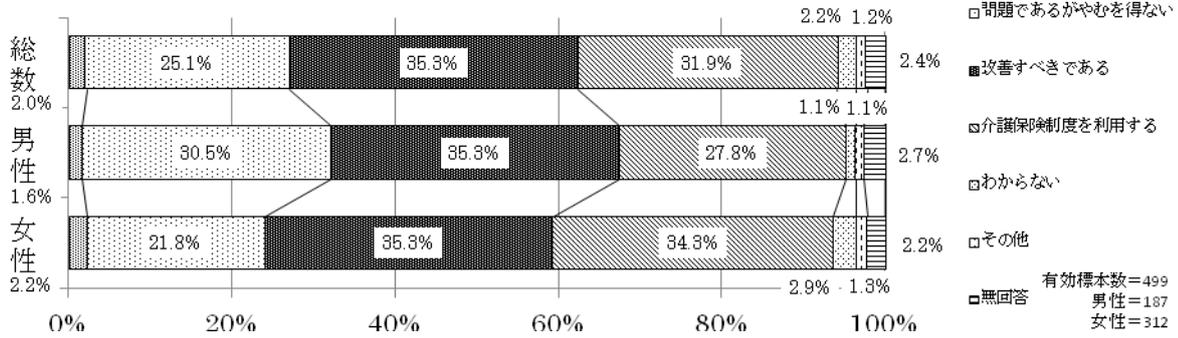
問 19 介護の女性負担（男女別）



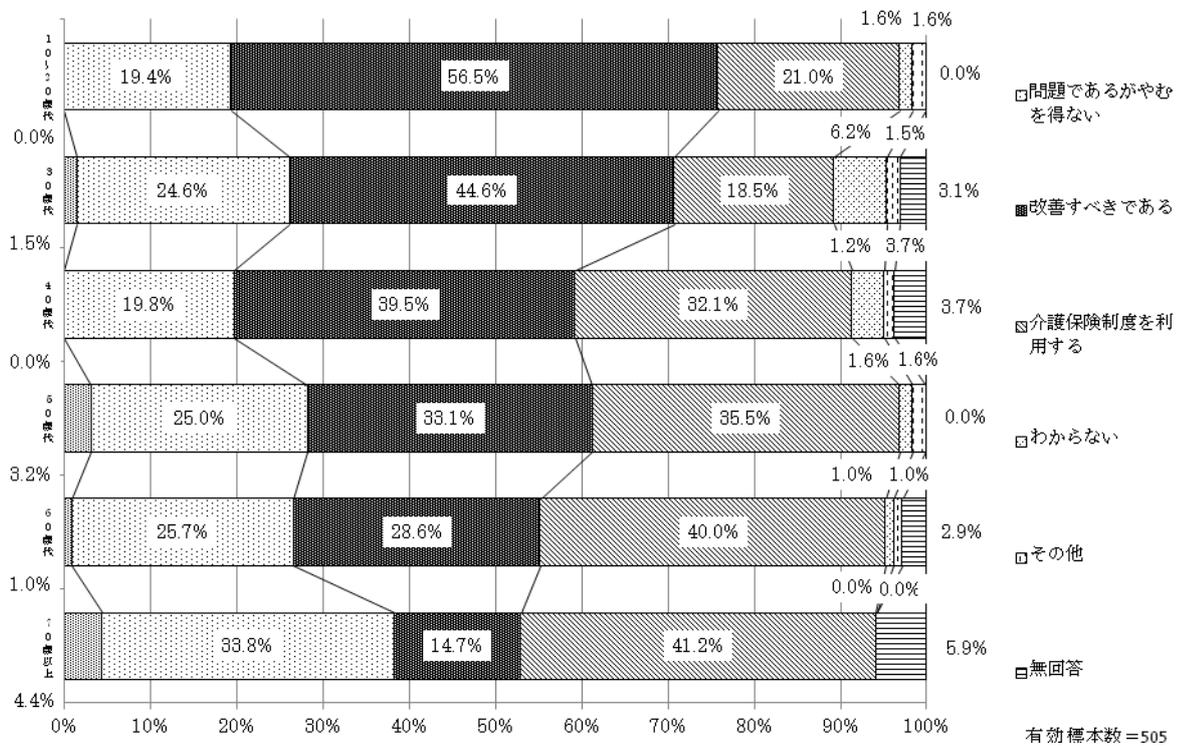
問 19 介護の女性負担（年代別）



《平成18年度調査》 介護の女性負担（男女別）



《平成18年度調査》 介護の女性負担（年代別）



7. 社会参加について

【問20】あなたは現在、地域でどのような活動に参加していますか。あてはまるものすべて選んで番号に○をつけてください。

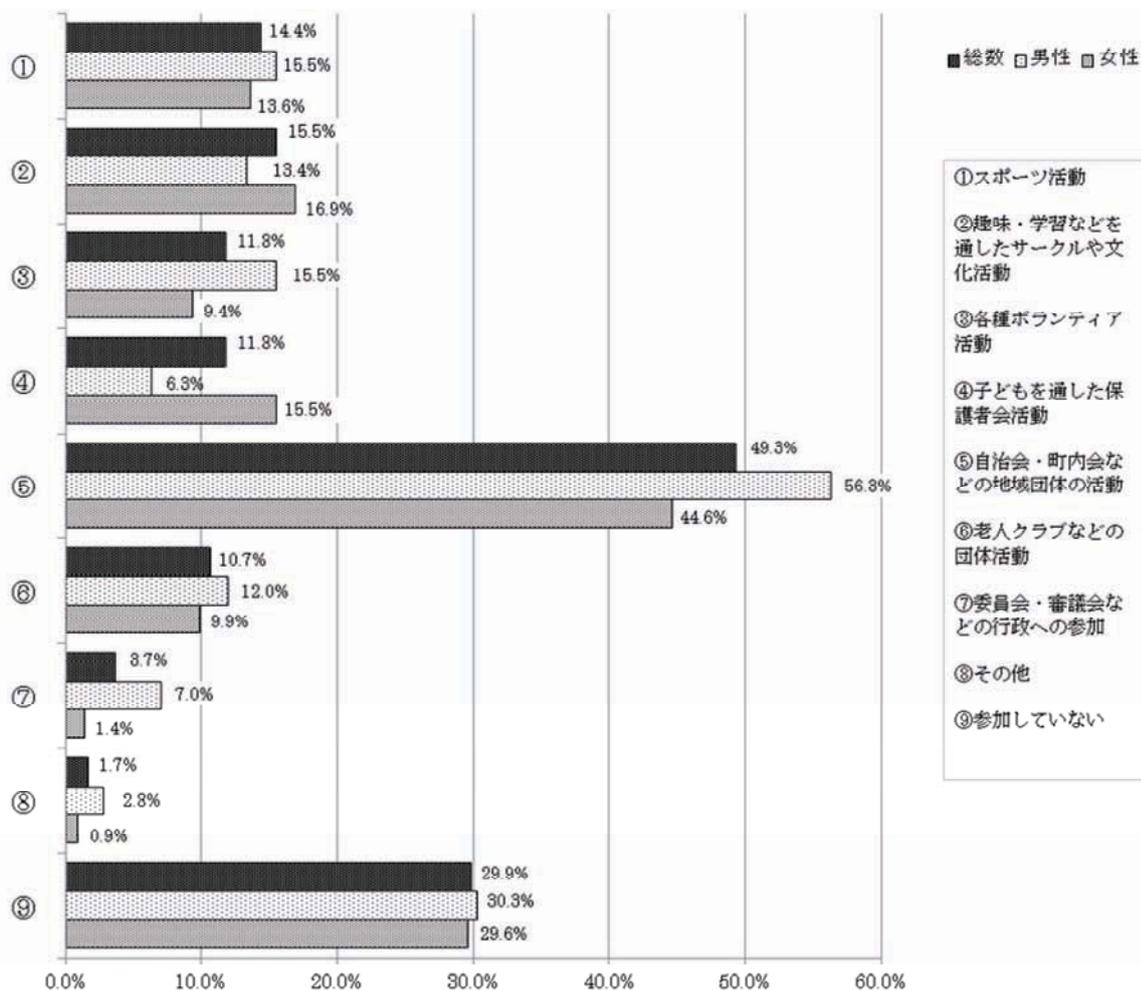
全体で見ると、「⑤自治会・町内会などの地域団体の活動」の割合が、49.3%と最も高くなっている。次いで、「⑨参加していない」が29.9%と、高くなっている。

男女別にみると、「⑤自治会・町内会などの地域団体の活動」と答えた割合は男性が56.3%、女性が44.6%と、男性の方が11.7ポイント高くなっている。また、「④子どもを通じた保護者会活動」と答えた割合は男性が6.3%、女性が15.5%と、女性の方が9.2ポイント高くなっている。

年代別にみると、10～20歳代と70歳以上を除いた年代で「⑤自治会・町内会などの地域団体の活動」と答えた割合が最も高くなっている。10～20歳代では「⑨参加していない」と答えた割合が最も高く、70歳以上では「⑥老人クラブなどの団体活動」、「⑨参加していない」と答えた割合が高くなっている。

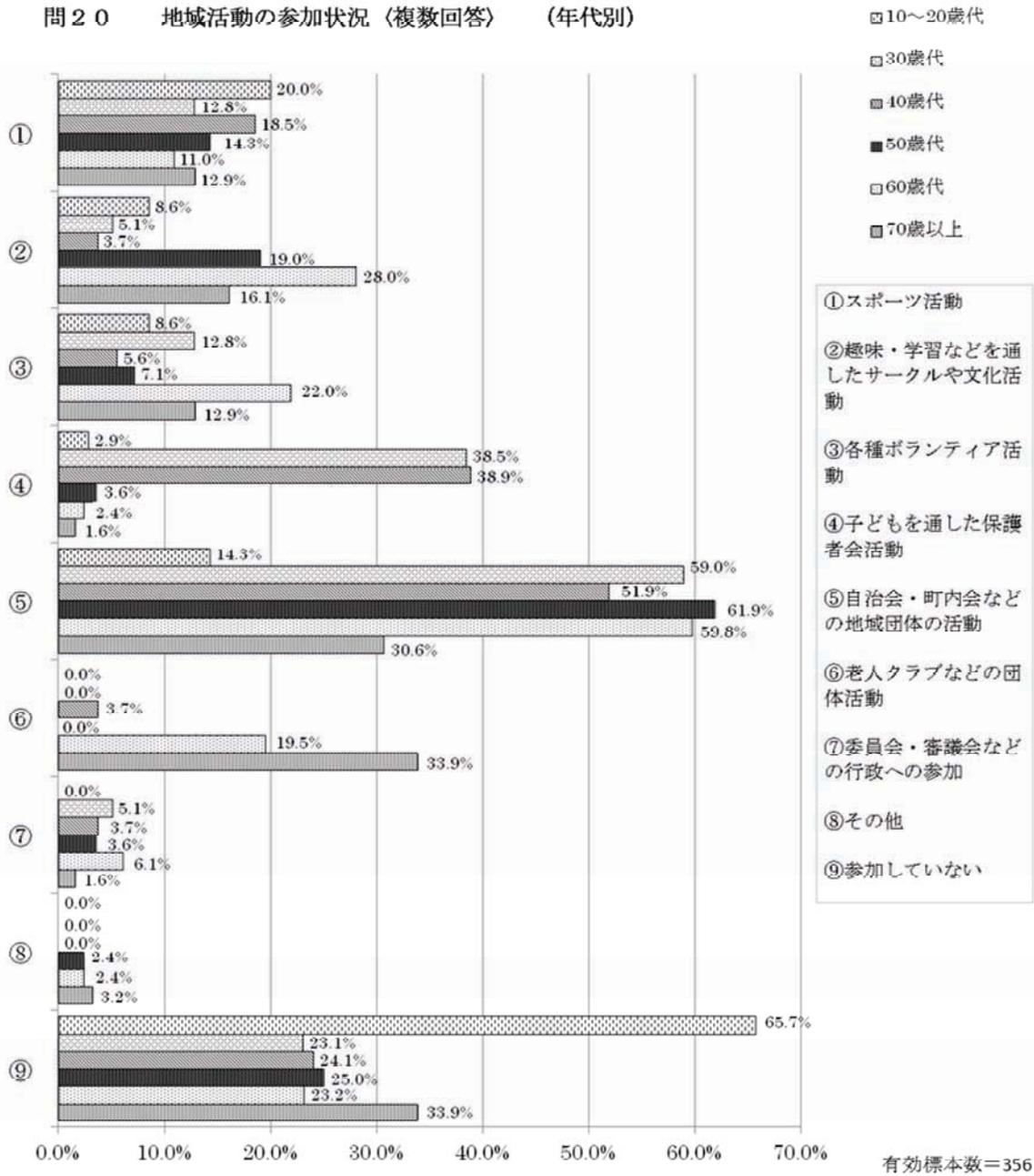
また、「④子どもを通じた保護者会活動」と答えた割合については、30歳代と40歳代が高く、「②趣味・学習などを通じたサークルや文化活動」と答えた割合については、50歳代から70歳以上までが高くなっている。

問20 地域活動の参加状況（複数回答）（男女別）



有効標本数 = 355
 男性 = 142
 女性 = 213

問20 地域活動の参加状況（複数回答）（年代別）



【問 2 1】女性の行政への参加が少しずつ進んでいます。山口市では審議会等の委員 310 名中女性委員は 102 名（32.9%）となっています。あなたはこのことをどう思いますか。次の中から 1 つ選んで番号に○をつけてください。

全体でみると、「性別よりも資質・人柄を優先した方がよい」と答えた割合が 50.4% と最も高くなっている。

男女別にみると、「男女半々まで増えた方がよい」と答えた割合は男性が 21.1%、女性は 12.2% と、男性の方が 8.9 ポイント高くなっている。「今のままでよい」と答えた割合についても、男性が 13.4%、女性は 6.6% と、男性の方が 6.8 ポイント高くなっている。

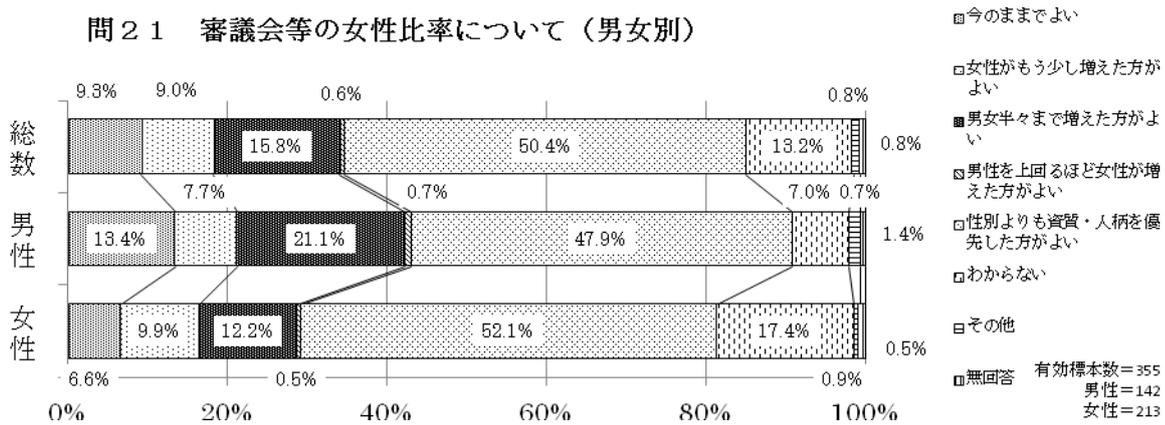
年代別にみると、どの年代も「性別よりも資質・人柄を優先した方がよい」が最も高い割合となっている。

また、「男女半分まで増えた方がよい」と答えた割合が 10～20 歳代から 60 歳代までは 15% 以上あるが、70 歳以上のみ 4.8% と低くなっている。70 歳以上では「今のままでよい」と答えた割合が、他の年代よりも高くなっている。

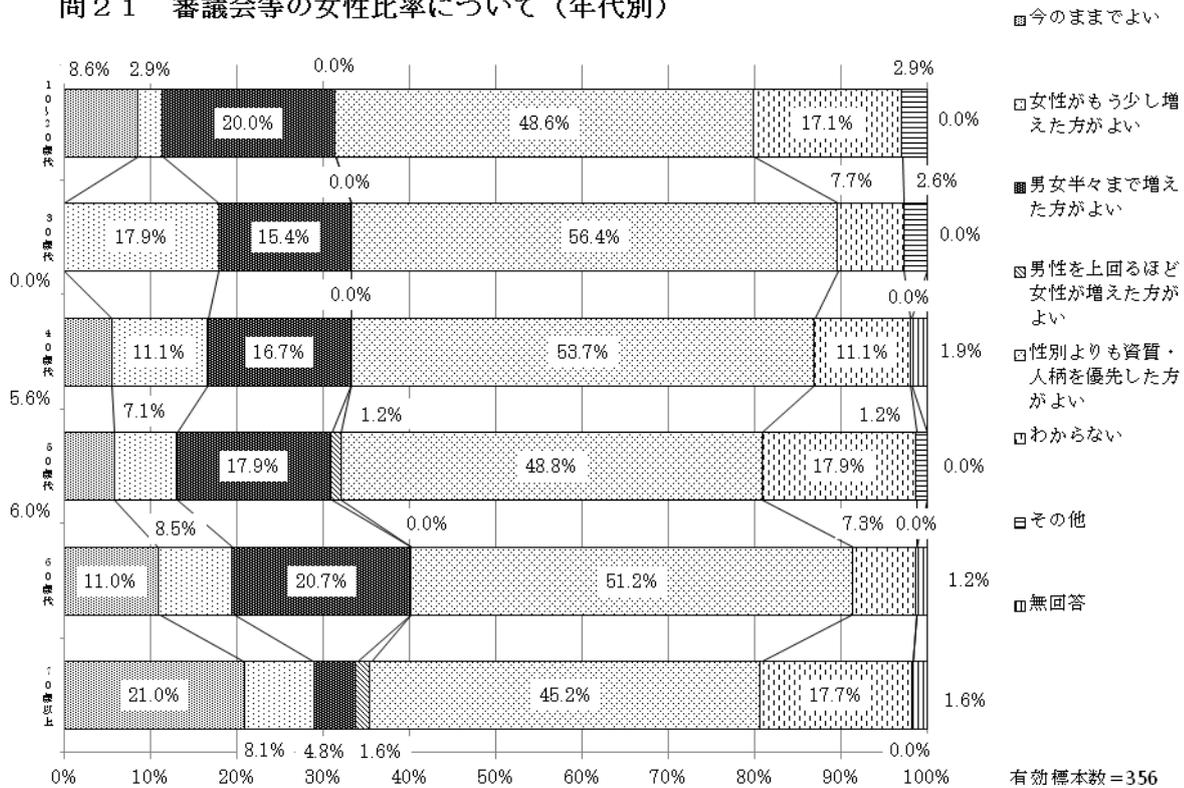
平成 18 年度調査と比較すると、「女性がもう少し増えた方がよい」と答えた割合は、全体では 23.1 ポイントとかなり低くなっており、男女別にみても男女とも、年代別にみてもどの年代とも低くなっている。

また、「男女半々まで増えた方がよい」と答えた割合は全体では 9.8 ポイント高くなっており、男女別にみると男女とも、年代別にみると 10～20 歳代から 60 歳代までで高くなっている。

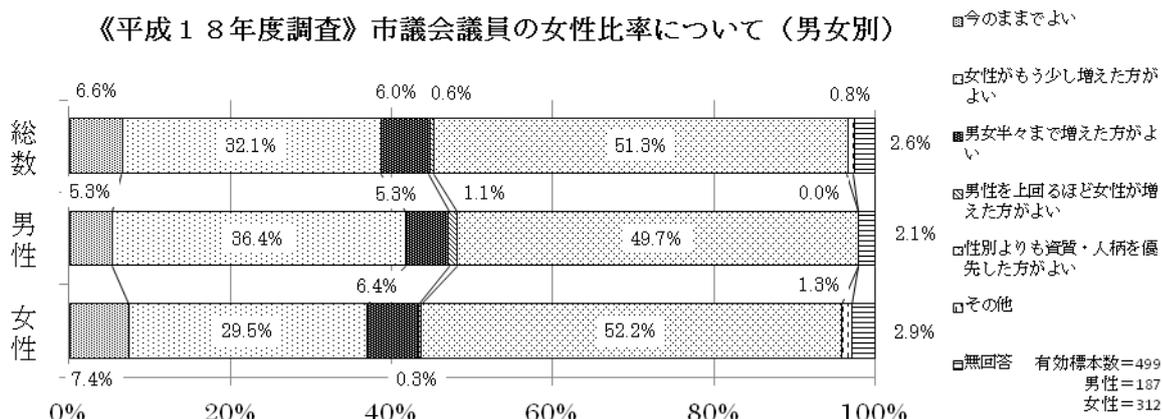
問 2 1 審議会等の女性比率について（男女別）



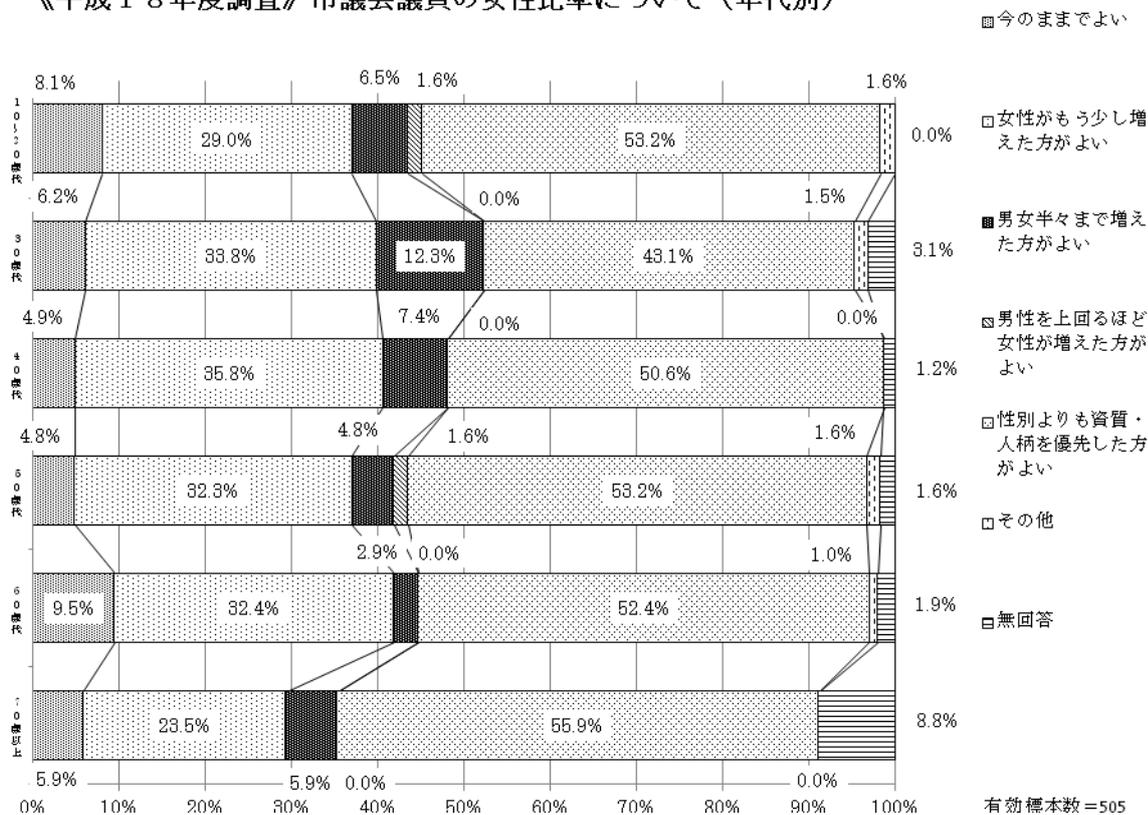
問 2 1 審議会等の女性比率について（年代別）



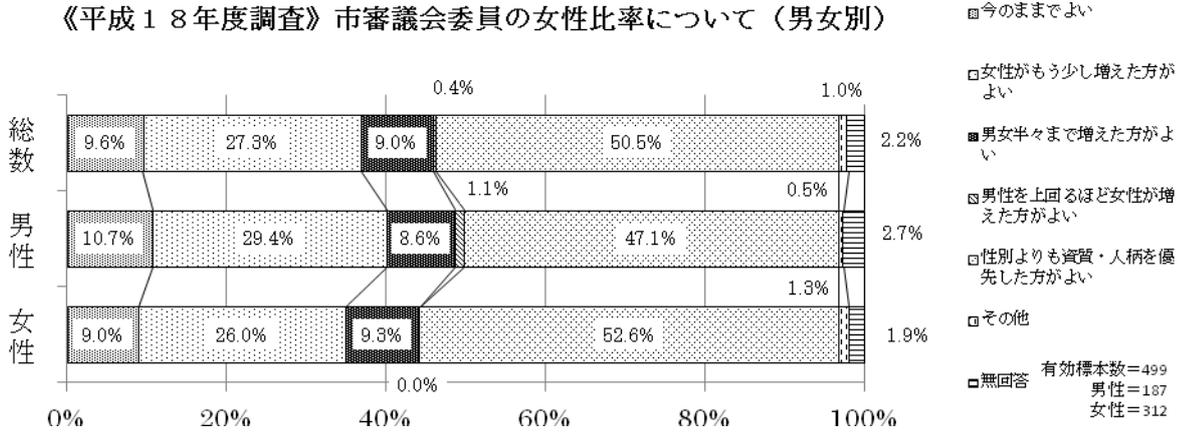
《平成18年度調査》市議会議員の女性比率について（男女別）



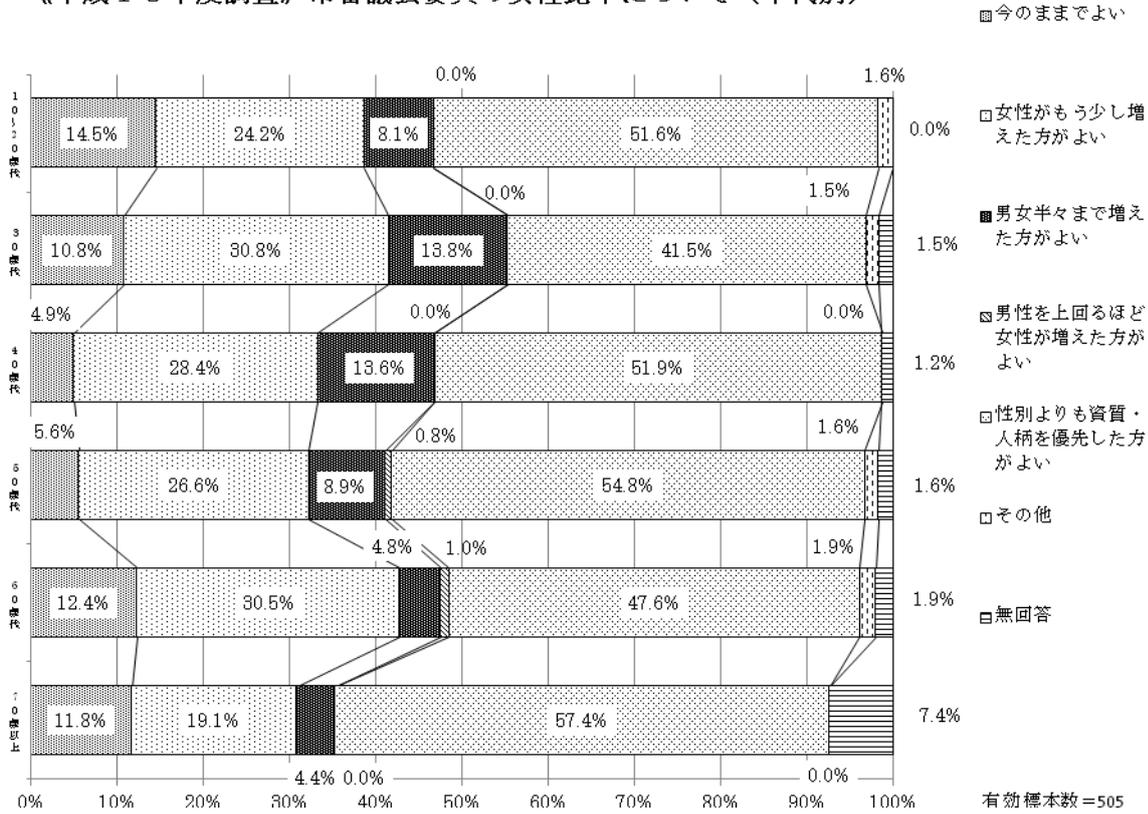
《平成18年度調査》市議会議員の女性比率について（年代別）



《平成18年度調査》市審議会委員の女性比率について（男女別）



《平成18年度調査》市審議会委員の女性比率について（年代別）



【問22】今後、行政より審議会委員等の公募がありましたら、あなたは応募しますか。次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

全体で見ると、「応募しない」と答えた割合が、54.6%と最も高くなっている。次いで、「わからない」が高くなっている。

男女別にみると、「応募しない」と答えた割合は男性が46.5%、女性が60.1%と、女性の方が13.6ポイント高くなっている。

また、「応募する」と答えた割合は男性が6.3%、女性は3.8%と、男性の方が2.5ポイント高くなっている。

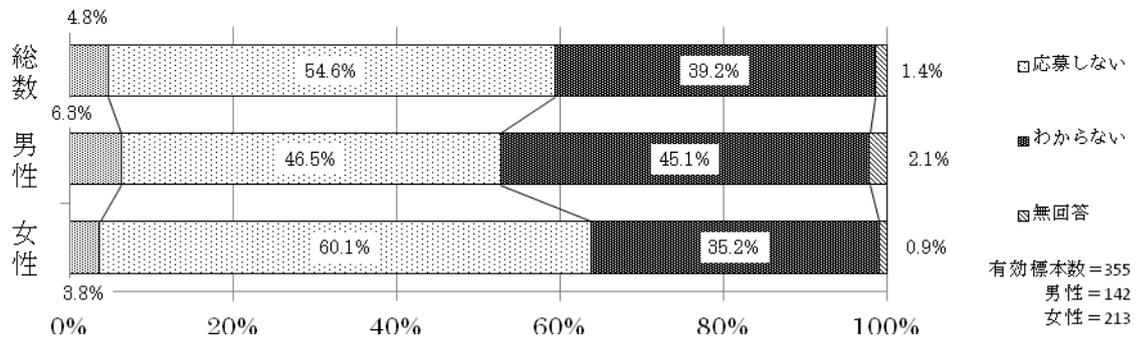
年代別にみると、60歳代以外の年代で「応募しない」と答えた割合が最も高く、30歳代では「応募する」と答えた割合が0%となっている。

平成18年度調査と比較すると、全体的には「応募しない」と答えた割合が4.5ポイント低くなっており、「応募する」と答えた割合も3ポイント低くなっている。

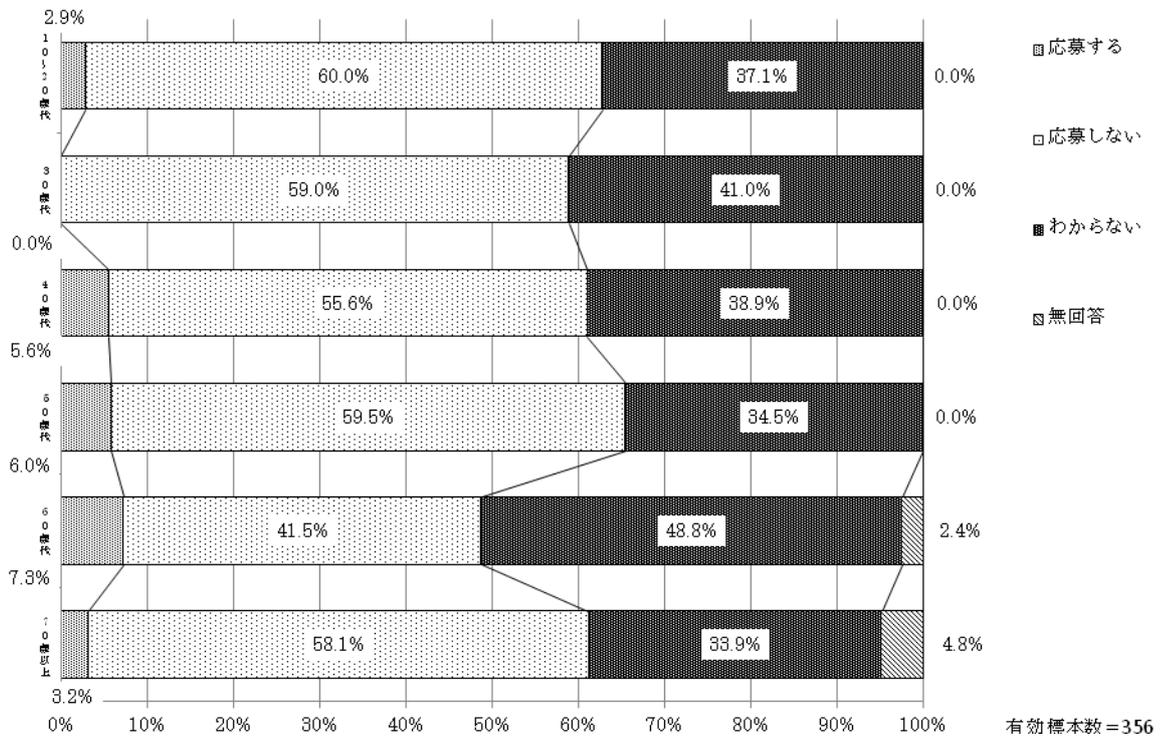
男女別にみると、女性より男性の方が「応募する」と答えた割合は高いが、平成18年度調査時よりは4.9ポイント低くなっている。

年代別にみると、40歳代以外の年代で「応募する」と答えた割合が低くなっている。また、「わからない」と答えた割合については、30歳代以外の年代で高くなっている。

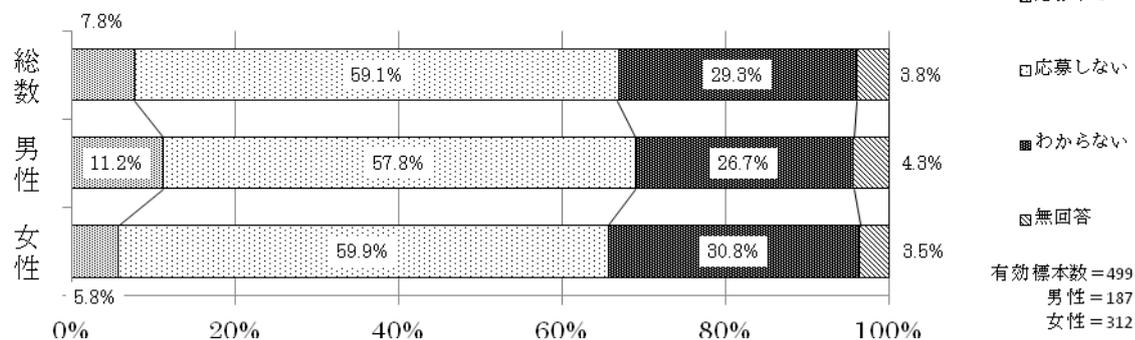
問 2 2 公募に対する応募意志（男女別）



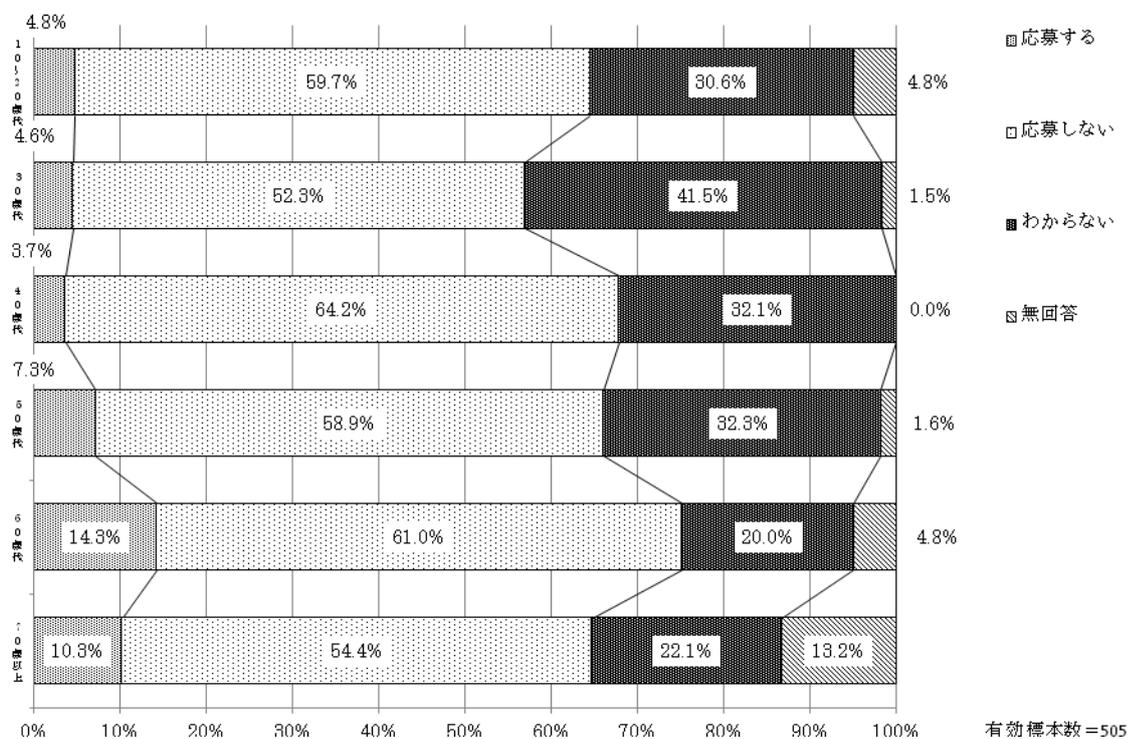
問 2 2 公募に対する応募意志（年代別）



《平成18年度調査》 公募に対する応募意志（男女別）



《平成18年度調査》 公募に対する応募意志（年代別）



【問23】問22で「応募しない」又は「わからない」と答えた方におたずねします。その理由を、次の中のあてはまるものすべて選んで番号に○をつけてください。

全体でみると、「⑤自信がない」と答えた割合が39.6%と最も高く、次いで「①仕事が忙しい」と答えた割合が32.1%となっている。

男女別にみると、「①仕事が忙しい」と答えた割合は男性が40.0%、女性は27.1%と、男性の方が12.9ポイント高くなっている。一方「②家事・育児が忙しい」と答えた割合は男性が2.3%、女性が20.2%と、女性の方が17.9ポイント高くなっている。

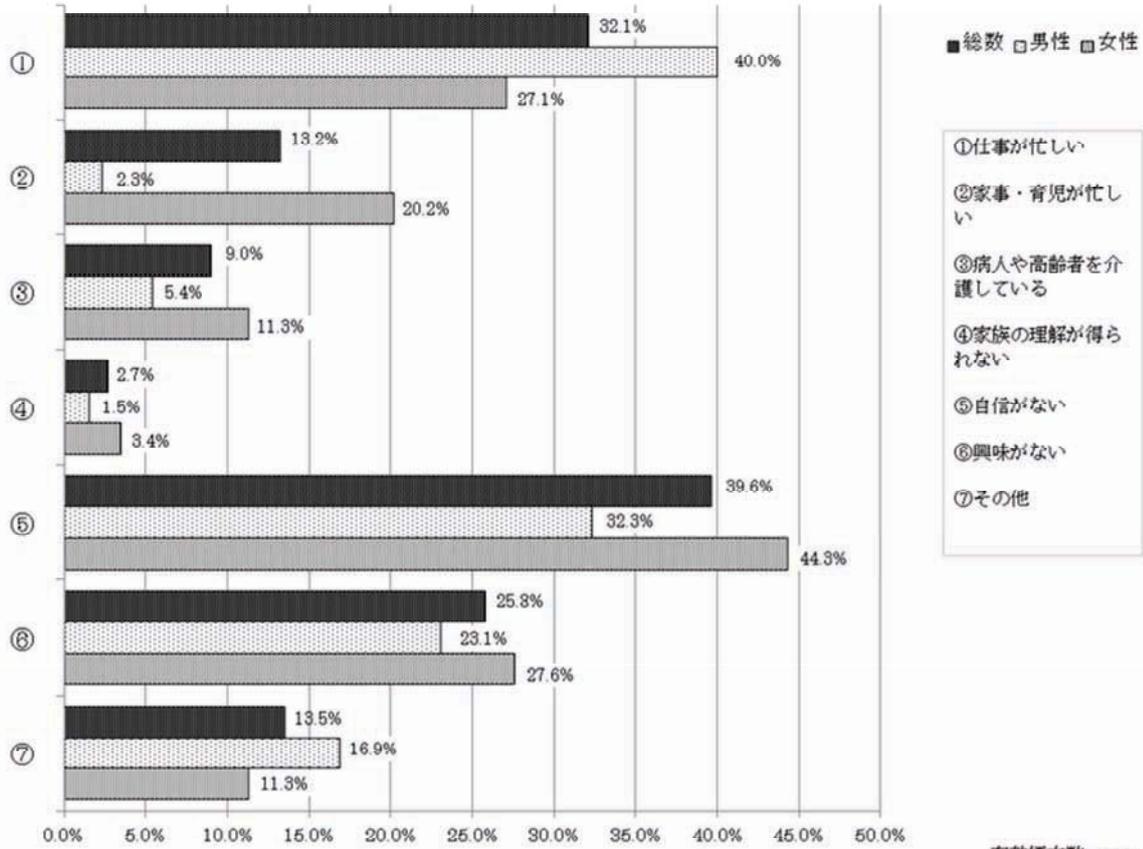
また、「⑤自信がない」と答えた割合は男性が32.3%、女性が44.3%と、女性の方が12ポイント高くなっている。

年代別にみると、30歳代から50歳代まででは、「①仕事が忙しい」と答えた割合が高く、60歳代から70歳代まででは「⑤自信がない」と答えた割合が高くなっている。また、50歳代では「③病人や高齢者を介護している」と答えた割合が、他の年代より高くなっている。

平成18年度調査と比較しても、男女別でみると、男性では「①仕事が忙しい」と答える割合が最も高く、女性は「⑤自信がない」と答える割合が最も高かったことは変わらない。

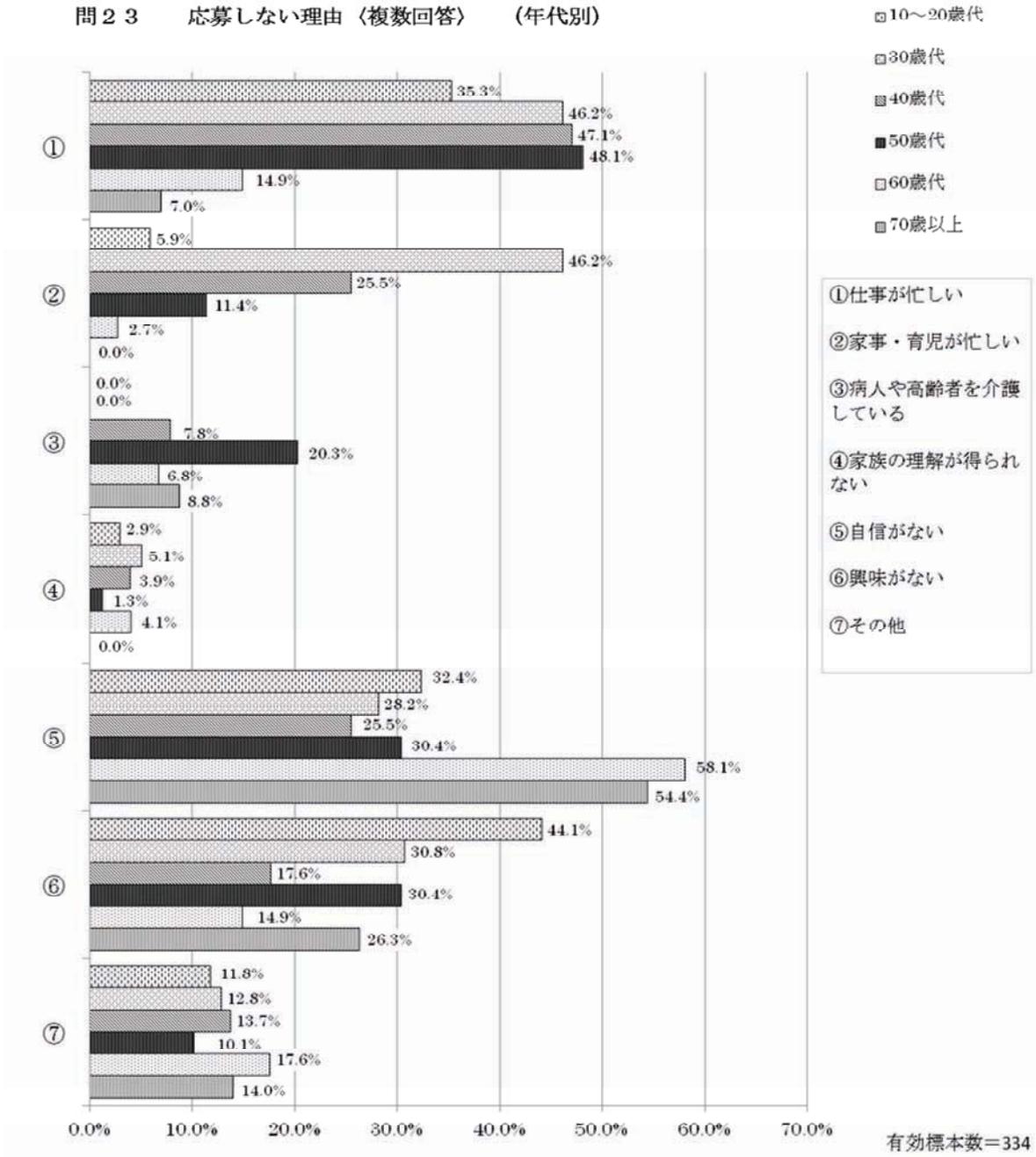
年代別でみると、10～20歳代から50歳代までで「⑤自信がない」と答えた割合は低くなっている。

問23 応募しない理由〈複数回答〉 (男女別)

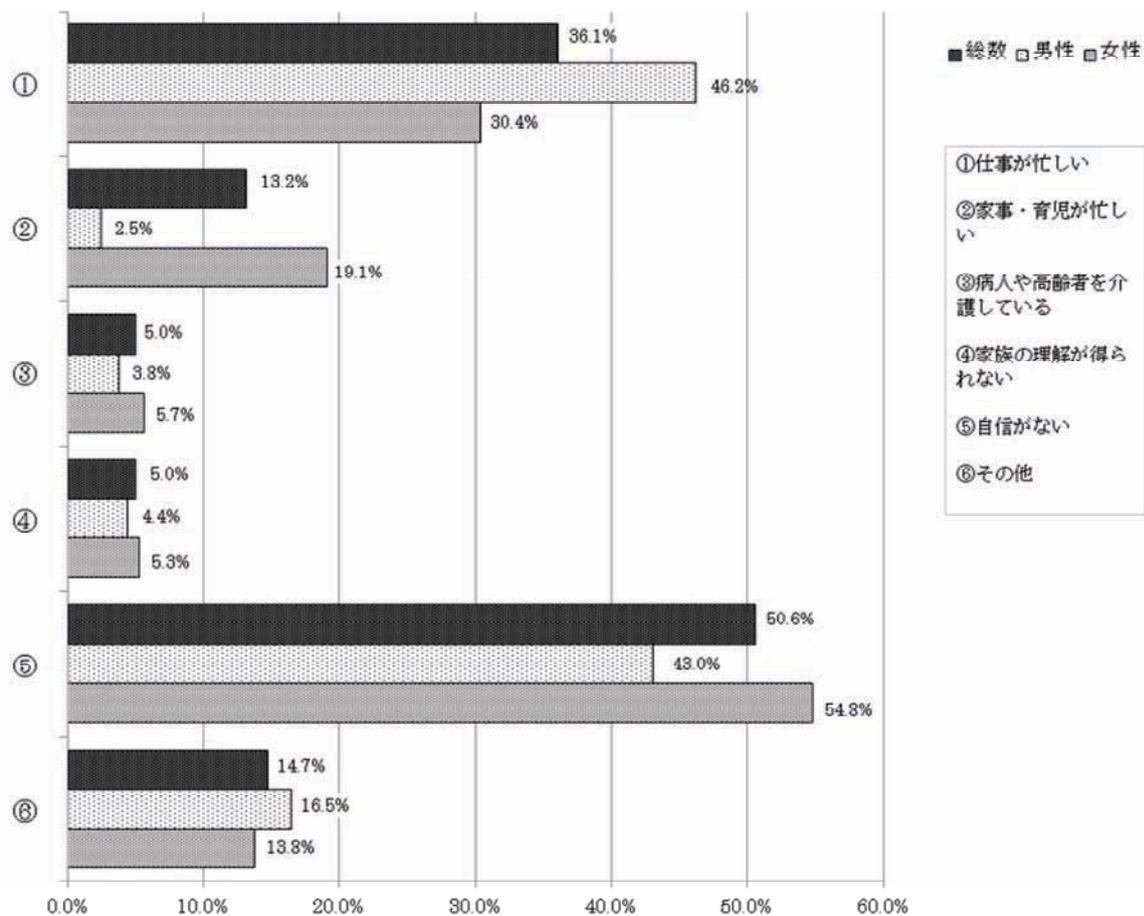


有効標本数=333
 男性=130
 女性=203

問23 応募しない理由（複数回答）（年代別）

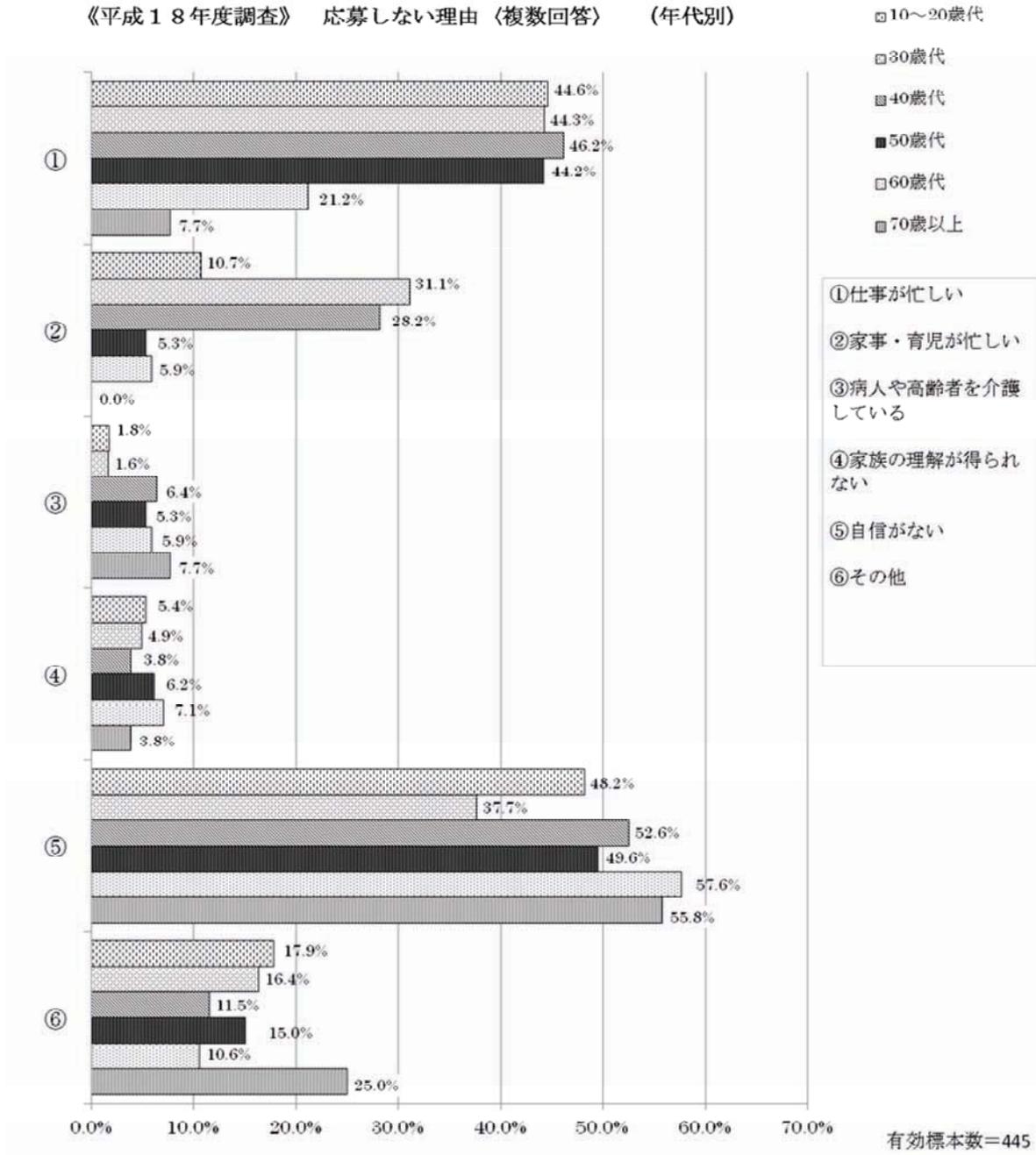


《平成18年度調査》 応募しない理由〈複数回答〉 (男女別)



有効標本数 = 441
 男性 = 158
 女性 = 283

《平成18年度調査》 応募しない理由〈複数回答〉 (年代別)



8. 今後取り組むべきことについて

【問24】男女共同参画社会の実現のために、行政の取り組みとして重要な施策は何だと思えますか。次の中から3つ選んで番号に○をつけてください。

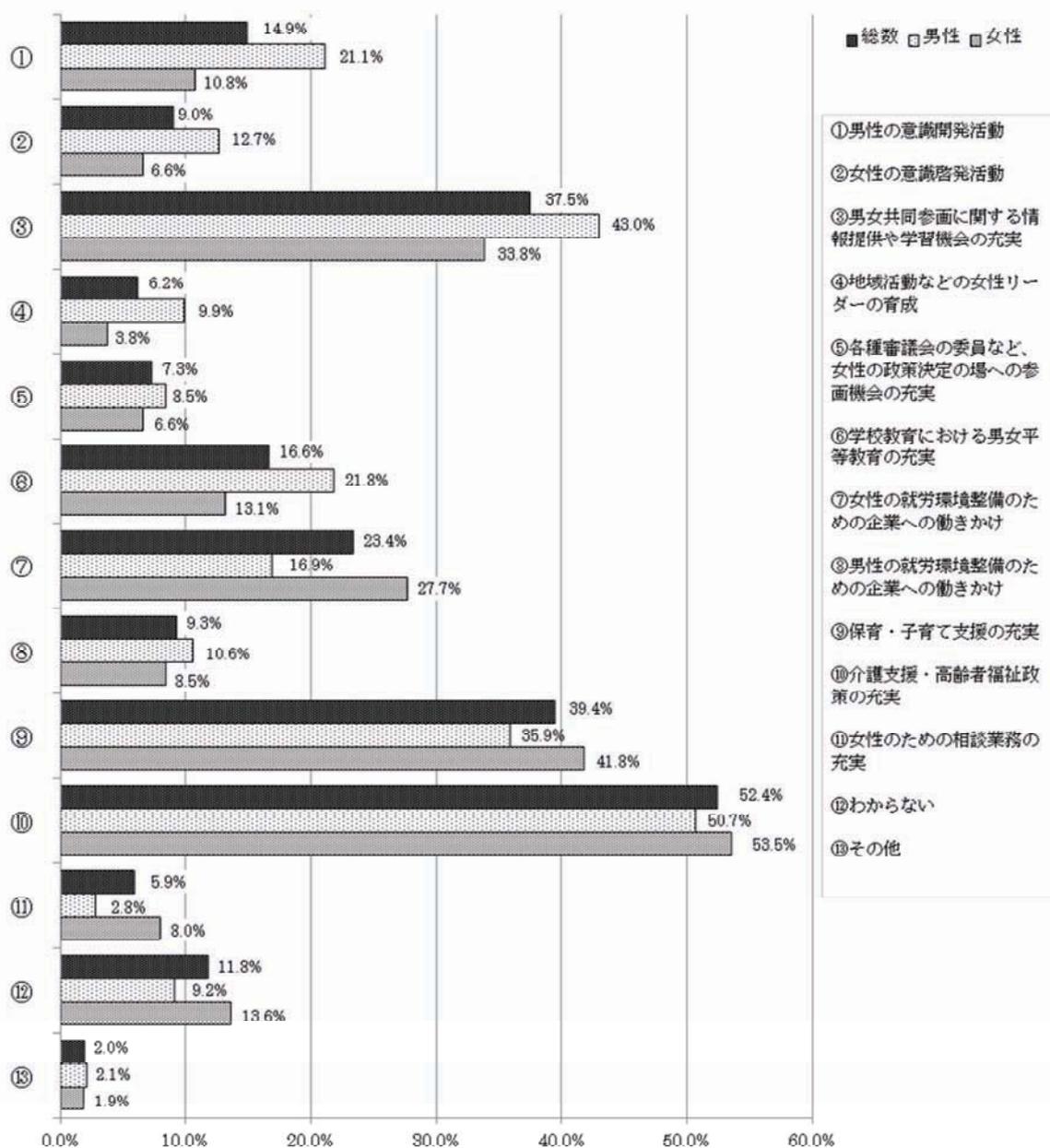
全体で見ると、「⑩介護支援・高齢者福祉政策の充実」と答えた割合が52.4%と最も高くなっている。次いで「⑨保育・子育て支援の充実」と答えた割合が39.4%と高い割合となっている。

男女別にみると、「①男性の意識啓発活動」と答えた割合が男性は21.1%、女性は10.8%と、男性の方が10.3ポイント高くなっている。また、「③男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実」と答えた割合についても、男性が43.0%、女性が33.8%と、男性の方が9.2ポイント高くなっている。

一方、「⑦女性の就労環境整備のための企業への働きかけ」と答えた割合は男性が16.9%、女性が27.7%と、女性の方が10.8ポイント高くなっている。

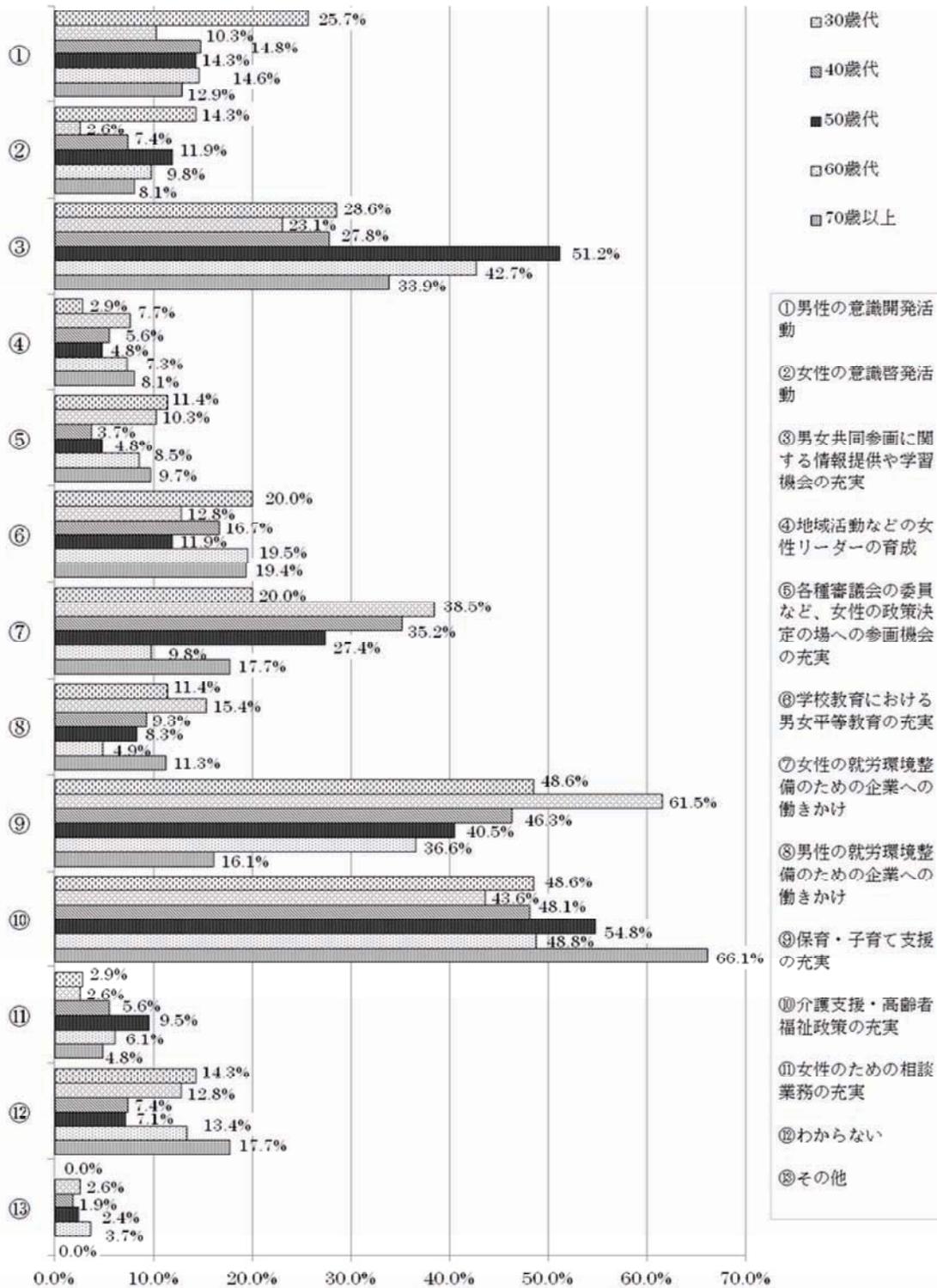
年代別にみると、40歳代から70歳以上までで「⑩介護支援・高齢者福祉政策の充実」と答えた割合が最も高く、30歳代では「⑨保育・子育て支援の充実」と答えた割合が最も高くなっている。なお、10～20歳代については「⑨保育・子育て支援の充実」、「⑩介護支援・高齢者福祉政策の充実」と答えた割合が両方とも48.6%で最も高かった。

今後の重要施策について〈複数回答〉 (男女別)



有効標本数 = 355
 男性 = 142
 女性 = 213

問24 今後の重要施策について（複数回答）（年代別）



有効標本数=356

9. 自由意見

【原文をそのまま掲載】

《男女共同参画社会に関すること》

- 少子化の原因は、女が金を持ったからだと思う。自分の収入より上でないと結婚しないし、男も収入がないため、ためらってしまう。
昔は「仕事は男、家庭は女があったが、本当はそれが理想だと思う。
男でしかできない仕事は多いし、女は母として女しかできないこともある。(母乳等)
現在の社会は、女が仕事(楽な)しているかぎり、子どもを産むことが遅れていくと確信しています。
男女共同参画社会が、少子化に少なくとも影響しています。
自己中心な意見ですみません。(30歳代、男性)
- すでに「男女共同参画社会」となっていると思いますが。(40歳代、男性)
- 男だから女だからと言うのではなく、それぞれの環境、立場、男女の特性をふまえて、それぞれが制約を受けず、自分の考えで生き生きと活動し、生きることのできる社会を作ってほしい。(40歳代、女性)
- 男女共同参画を全く知らない。このアンケートがこなかったら知らないままであったと思う。
いろいろな方法で取り組んでいるのかもしれませんが、このことで無駄な税金を使ったことにならないよう、男女関係なく、やるならしっかりやってほしい。(40歳代、男性)
- 取り組みや視点はいいと思うが「男・女」ということばかりに、目をやりすぎると外部は冷めて見てしまう。(40歳代、男性)
- まだまだ男女共同参画の内容を知らない人が多くいるので、もっとアピールしてほしい。(50歳代、男性)
- なぜこのプランに取り組んでいるのか、最終的にどんな結果を見通し、どうあるべきなのか分からず、あまりにも具体性に欠けていると思います。誰にでも分かる説明がなされていないため、このアンケートも答えが、ほかごとすぎていると思われる。
現在において、不平等な男女関係にある山県市なのではないでしょうか？活動が希薄に感じます。活動内容の紹介が必要です。(50歳代、女性)

- 1. 男女共同参画社会をどの様に実施するのですか？
（いつ、どこで、何を）
2. 平成19年から平成22年までの成果は？ （60歳代、男性）
- 私を含め、男女共同参画はまだまだ身近でなく、一部の方達だけの企画のように感じます。 （60歳代、女性）
- 戦後の米国型民主主義は、かつての男尊女卑の傾向が充分ではないが、少なくなったことは喜ばしい。
しかし、男女同権の権利主張ばかりが先行し、本来日本人としての女性の女らしさ、男性としての凛とした精神性及び品格は、かつての日本人の方が、はるかに優れていると思う。そのことが男女共同参画社会の根底になくてはならない。
今の日本人、もう一度初心に戻り、その自覚が必要。
少子高齢化社会は求めるばかりでなく、与える心が優先である。生きていることへの義務感をもっと持つべきである。 （60歳代、男性）
- ちょっと出ると「女のくせに」、ちょっと失敗すると「やっぱり女は」と言われて、いつも悔しい思いをしています。何も言わず、何もしない方が無難かと思うこともしばしば。岐阜県だからか、とも思ったり。
これまで、ことあるごとに「男に生まれたかった」と思いながら生きてきたように思います。
「男尊女卑」といわれて久しいけれど、未だに男性優位を実感します。死ぬまでに「人に生まれてよかった」と、思える時のくることを願っています。 （60歳代、女性）
- 男女共同参画社会の活動において、施策等に参加する場合において、強制的になってはいけないと思います。自由に参加できることが重要だと思います。 （60歳代、男性）
- アンケート、参画機会など家庭にしながら意見が言える、参画できる方法は、外へ出て行動が難しい私どもには、必要なことだと思います。
初めて公の部分に触れさせていただき、考える機会をいただいた気がします。
全員が社会の一員として考え、行動ができれば理想に近づく気がします。男性と女性、根本的に体の違いや、できる事もできない事もあるからこそ、両性があると思います。すべてにおいて同じ事をするのではなく、役割分担も必要かと思っています。 （60歳代、女性）
- 男女共同参画を主張しすぎるのもどうかと思います。昔からいう、男らしさ、女らしさも捨てがたい言葉です。
（両者の使い分け、バランスが大切ですね） （70歳以上、女性）

《意識改革について》

- いわゆる「男尊女卑」や「フェミニスト」的考えがなくなる限り、難しいことのような気がします。(メディアやインターネット上では、どちらかの権利を優先しなくてはならない、といった流れになっている。)
(20歳代、男性)
- 男性(夫)への育児参加意識を啓発するような活動をしてほしい。
(30歳代、女性)
- 山口市は田舎なのでなかなか男女平等の意識が社会全体になじまないと思います。(特に高齢者)
基本目標の①と②は、市が頑張っても無理だと思います。③は、これから市民が向き合っ、頑張ればできることだと思いますが、参加する人を集めるのも大変だと思います。何かをやらなければ未来はないので、頑張ってください。応援します。
(40歳代、女性)
- 私たちの年代は、男女平等は無理だと思います。
家事にしても介護にしても、主人は「女がやるのが当たり前」と思っているし、私も自分でやった方が早いので頼まないし、頼んでもやってくれない。祖父母の手前もあり、余計に無理です。
(50歳代、女性)
- 山口市は比較的、古い体質があり、男女共同参画の意識の面で低いところがみられる。いっそうの啓発活動が必要だと思います。(60歳代、男性)
- 男女共同参画に関する知識を持っている人たちの会合では、女性は自由に発言できても、田舎の昔ながらの意識を持っている人たちの会合では、自由に発言できる雰囲気ではありません。
男女の意識改革が必要だと思います。
(60歳代、女性)

《就職・職場環境について》

- 法律などが整備されても、職に就く以上、企業の理解と協力が必要だと思います。
(20歳代、男性)
- 育児をしながら泊まり勤務を命ぜられ、泊まりの免除申請をしようとする「みんな同じように働いているのだから無理だ」と、平等であることを主張されます。
いくら男女平等とはいえ、0~3歳の子を家に残し、泊まりの勤務を命ずる職場は、もう少し考えてほしいです。いくら制度があっても、上司の考え方がかわらない限り無理です。働きながら、とても苦勞しています。
(30歳代、女性)
- 働きたくても、働けない環境です。
山口市は市街地には、げんきはうす等の施設があるのに、田舎には作ってくれない。私が生まれ育った町は、各地域にありました。もっと山間部

の人たちにも目を向けてください。 (30歳代、女性)

- 働ける職場 (子どもが小学校へあがったら、午前中のパート)
(40歳代、女性)

- 私は30年間、団体職員として仕事をしてきましたが、女性と言うことで昇給、昇格が全くありませんでした。

三世同居でしたので、子どもの世話は生後6週間目から義母に見てもらえたので、働くことができました。

仕事も楽しかったので、充実した30年間でした。働いていて良かったと思います。

今は、息子も娘も結婚し、子どももできたので、義母がしてくれたように仕事を辞め、孫の面倒を見ております。

私が働くお母さんに勧めたいのは、やはり同居ですね。

あと、男女共同参画社会を中小企業に是非いかせてもらえるよう何かいろいろ法律ができて、小さい職場ではいかされないのが、現実です。そこに目をむけて活動していただけたらと思います。

これからの若い世代のために、お願いします。 (50歳代、女性)

《子育てに関すること》

- かつて、両親共働き (父親が開業医、母親が弁護士) どちらも大変評判の良い方で、マスコミにもよく取り上げられる方でしたが、御息は……。 (社会貢献度において)

家事・育児は、家政婦さんと家庭教師に任せ、子どもには多すぎるお小遣いを与えられていました。知的に大変優れておられる子でしたが、小中学校ではかなりの問題児でした。(20年ほど前の教員の頃のことです。)

社会参加、ボランティア活動はすばらしいのですが、まず、ご自分の家庭内教育を充実させ、知徳体のバランスのとれた子育て、そうした子に育つ家庭環境への気配りも大切にしてほしいと、思ったことがありました。つまり、社会で派手に活躍することも良いが、まずは「灯台下暗し」とならぬよう。 (50歳代、女性)

- 理想と現実。役所のように産休をもらい、もとの部署に戻ることはできません。女性だけが生活環境が変わるのです。配偶者の基本給や、残業代が減り、共働きしなくては生活できません。

元同僚が「子どもがほしい。子育ても……。できちゃったなら状況を受け入れるでしょうが、真正面から子どもについて向き合う(考える)と、二の足です」と話していたのを思い出します。

このアンケートとずれてしまうかもしれませんが、子ども手当をすぐにやめて、保育園を増やしたり、不妊治療の助成の追加、治療などに助成す

るなどしてほしい。

また、お金だけではありません。家族だけでなく職場の協力も必要なのです。少子化は、女性だけの問題ではありません。「精神的、社会的不安をなくす」ことが必要です。

行政にお願いしたいのは、企業へのアンケートだけでなく、実際に就労状況を確認してもらいたいのです。よろしくお願いします。

(60歳代、女性)

- 組織を充実させることも大切なことだと思いますが、まずは人間教育、今の子どもを寺子屋から教育してほしい。

評判の悪い民生委員を、何の疑いもなく任命しているような市の職員の意識も、勉強不足だと思います。

お互い信じ合い、助け合い、励まし合い、生まれてきて良かったと思えるような社会を築けるよう、子どもを育てる。

山田市が全国にアピールするくらいの気持ちをもって、一番に取り組んでもらいたいものです。

(60歳代、男性)

《アンケートに関すること》

- このような質問に答えて、男女共同参画について不満が多い人たちがどれくらいいるのでしょうか。アンケートが届き、開けてみたらそんなに大事？財政、道路の工事など、不満だらけです。

ほかの意見でしたら、もっと市民の声として聞いてもらいたいと思う人たちがいるのではないのでしょうか。もっと市民の側にたち、市民の事を考えてください。

(30歳代、女性)

- 形式や流れだけにとらわれているのであれば、やらないほうがよい。

魅力ある地域、活力ある地域にこの地区がなれば、自然と人が集まり男女を問わず有能な人々が、力を発揮できる社会になる。

住みよい地域作りのために、行政が何をできるのか、もっと考え実行すべきである。

市役所職員はもっと地域貢献のため、休日等地域活動に積極的に、強制的に参画させ、市民の模範となるべく活動させるべき。形式的な市民参画の名のもとに、このようなアンケートを行うこと自体ナンセンス。もっと実のあることから、いつになったらできるのか。残念でならない。

(50歳代、男性)

- このアンケートを無駄にすることなく、是非大活用していただけることを願っています。

(60歳代、女性)

- アンケートの内容に幅がありすぎ回答に困りました。(70歳以上、女性)

《その他》

- 「男尊女卑」をそうだと感じる女性（もしくは男性）を無くすために、動かないと何も変わらないと思う。
行政には改善点がたくさんあると思うけど、何をしているのか分からないので何ともいえない。高校生には、ちょっと難しいです。
(10歳代、女性)
- 高齢者の介護の負担が女性に多くかかっている。実の親でなくとも、嫁がすべきという考え方が、多いのが現実。
介護サービスなど、市の補助も受けてもやはり、お金がかかるし大変。
介護が必要な人のお世話の仕方や、男性もかかわってほしいと思えるようなワークショップのようなものが無料であると、男性の意識もかわり、女性の負担が減ると思う。
育児、介護で自分のしたいことや、仕事をあきらめなければならない女性は多いので、何か手助けが必要である。
(20歳代、女性)
- 女性は仕事、子育て、家事、介護と負担が多いと思います。よりよく暮らせるために、地域の援助がいます。
また、男性の理解が必要だと思います。「今、困っている」と言える環境があるといいと思います。(例えば、SNSなどで誰か教えて、手伝ってと近所で助け合えたらいいなと思います。)
(30歳代、女性)
- すべての男女が協力して、社会をよくしていく市作りをお願いしたい。
市職員も、もっとより多く市民のためにボランティア精神で何事にもチャレンジしてほしい。
(40歳代、男性)
- 子どもたちが不安もなく、生まれ育った町で結婚後も生活し、子どもを産み育てていきたいと、思える市にしていきたいです。お願いします。
明るい未来にしてください。
(40歳代、女性)
- 介護や育児、PTA活動など女性の負担がどちらとえば大きいと思われるので、男女共に助け合う社会になっていけばよいと思う。
地域活動も良い面と悪い面とあるので、仕事を持つ人が増えている今、もう少し地域の役員の行事、負担や、会合など減らして、昔からのやり方を、今の時代に合わせたやり方に変えていかないと、今後役員をやる人がいなくなってしまうと思われます。
婦人消防や婦人会など、廃止してほしい役はたくさんあります。
(40歳代、女性)
- 行政で男女共同参画プランの実感がまったくなく、どう反映されるのでしょうか？市町村合併により暮らしにくくなったのでは？

一部の取り組みであって、市民にわかりづらいのではないのでしょうか？
山県市外で働いているから、市の就労環境は考えたことがない。

(40歳代、男性)

○ 今とにかく忙しいです。現実それどころではない。自分の時間の確保をしたいのが今の望みです。

(40歳代、女性)

○ 進むべき方向性はいいと思います。

ただ、言葉自体が難しくてとっつきにくい。「難しいことは簡単に、簡単なことはおもしろく、おもしろいことは深く」と誰かが言っていた。ねらいは深いところがいいが、内容とやり方を考えてください。

あと、これが達成されると山県市はどうなりますか？(40歳代、男性)

○ 自宅で実母の介護をしています。思うようにならないことばかりで、男女共同参画はとても大切だと思いますが、男と女の特性を生かしつつ、協調できる社会になることが理想的だと考えています。少しでも、良い社会になるよう、ますます努力をお願いします。

山県市は、目玉になる特産品や観光の名所がないので、他の地域の人に聞かれると返答に困ります。何か山県市が元気になれることがあれば、良いと思います。

(50歳代、女性)

○ このような活動があることを知らなかった。情報やプランをPRしてください。

(60歳代、男性)

＝男女共同参画に関する国内外の動き＝

年	世 界	日 本	岐 阜 県
1975年 (昭和50年)	・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」	・「婦人問題企画推進本部」 「婦人問題企画推進会議」 設置	
1976年 (昭和51年)	・「国連婦人の10年」始まる (～1985年)	・民法の改正(離婚後の復氏 制度)	
1977年 (昭和52年)		・婦人問題企画推進本部「国 内行動計画」策定	・民生部児童家庭課に「婦人 問題担当」設置 ・「婦人問題連絡会議」設置
1979年 (昭和54年)	・国連総会「女子差別撤廃条 約」採択		・環境部県民生活課に「婦人 問題担当」配置
1980年 (昭和55年)	・「国際婦人の10年中間年 世界会議」開催	・「女子差別撤廃条約」署名	
1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・民法の改正(配偶者の法廷 相続分引き上げ等)	・「婦人の地位と福祉の向上 に関する提言」
1982年 (昭和57年)			・総務部青少年婦人課に「婦 人問題担当」設置 ・「ぎふの女性」(現: はあもに い)発行開始
1984年 (昭和59年)			・「婦人問題に関する県民の 意識調査」結果公表 ・「家庭生活における婦人地 位向上に関する提言」
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年世界会 議」開催	・戸籍法の改正(父母両血統 主義の採用等) ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986年 (昭和61年)		・「国民年金法等の一部を改 正する法律」施行(第3号被 保険者制度導入) ・「男女雇用機会均等法」施 行	・「岐阜県婦人行動計画」策 定
1987年 (昭和62年)		・婦人問題企画推進本部「西 暦2000年に向けての新 国内行動計画」策定	
1989年 (平成元年)		・「新学習指導要領」告示(中 学・高校で家庭科の男女共 修)	・「女性の世紀21委員会」設 置
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画(第1次改 定)」策定	・「調査研究報告書」(女性の 世紀21委員会)
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行	・「どう変わればいい女性と男 性県民意識調査」結果公表

年	世 界	日 本	岐 阜 県
1993年 (平成5年)	・「世界人権会議」開催 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行	・「男女共同参画型社会をめざしての提言」 ・総務部に「女性政策室」設置
1994年 (平成6年)		・内閣に「男女共同参画推進本部」設置 ・総理府に「男女共同参画室・男女共同参画審議会」設置	・「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画ー」策定 ・「ぎふ女性大学」第1期開講
1995年 (平成7年)	・世界女性会議「北京宣言」 「行動綱領」採択	・育児休業法改正(介護休業制度)施行	・第1回「女と男のはあもにいフォーラム」開催
1996年 (平成8年)		・男女共同参画2000年プラン国内行動計画	
1997年 (平成9年)		・「労働基準法」改定(女子保護規定撤廃) ・「男女雇用機会均等法」改正(女子差別禁止、セクハラ防止義務) ・「育児・介護休業法」改正(深夜業制限)	
1999年 (平成11年)	・国連総会「女性に対する暴力撤廃国際日」採択(11月25日)	・「男女共同参画社会基本法」施行	・「ぎふ男女共同参画プラン」策定 ・組織再編により「地域県民部男女共同参画課」を設置
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(政治宣言)(成果文書)採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「介護保険法」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・内閣府男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」施行	・「女性に対する暴力に関する調査」結果公表
2002年 (平成14年)			・「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂 ・組織改編により「地域県民部男女共同参画室」と名称変更 ・「男女共同参画に関する県民意識調査」結果公表

年	世界	日本	岐阜県
2003年 (平成15年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「ぎふ男女共生大学」第1期開講 ・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」公布 ・「日本まんなか共和国女性サミット～2003 岐阜～」開催
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力及び被害者保護に関する法律」改正(保護命令の対象範囲拡大) ・「育児・介護休業法」改正(対象労働者拡大・休業期間延長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県男女共同参画21世紀審議会設置 ・「岐阜県男女共同参画計画」策定
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」(第2次)策定 ・「女性の再チャレンジプラン」策定 	
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の再チャレンジプラン」改定 ・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別の禁止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・組織改正により環境生活部男女参画青少年課に男女共同参画担当設置
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力及び被害者保護に関する法律」改正(禁止命令の行為拡大) ・「パートタイム労働法」改正(待遇改善等) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 ・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ・「日本まんなか共和国男女共同参画フォーラム～2007 ぎふ～」開催
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 	
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正(休暇制度の拡充・育児休業可能期間の延長等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」(第3次)策定 	

＝第2次山県市男女共同参画プラン策定の経過＝

年 月 日	内 容
平成22年 7月16日	第1回 男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議 ・男女共同参画に関する市民意識調査(案)について
平成22年 7月27日	第1回 男女共同参画推進本部会議 ・男女共同参画に関する市民意識調査(案)について
平成22年 7月30日	第1回 男女共同参画推進懇話会 ・男女共同参画に関する市民意識調査(案)について
平成22年10月～11月	「山県市男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施
平成23年 8月 2日	第1回 男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議 ・男女共同参画に関する市民意識調査の結果について ・第2次プランの基本理念・基本目標について
平成23年 8月23日	第1回 男女共同参画推進本部会議 ・男女共同参画に関する市民意識調査の結果について ・第2次プランの基本理念・基本目標について
平成23年 9月 1日	第1回 男女共同参画推進懇話会 ・男女共同参画に関する市民意識調査の結果について ・第2次プランの基本理念・基本目標について
平成23年 9月20日	第2回 男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議 ・第2次プランの体系図及び具体的施策について ・第2次プラン(素案)について
平成23年 9月27日	第2回 男女共同参画推進本部会議 ・第2次プランの体系図及び具体的施策について ・第2次プラン(素案)について
平成23年10月 7日	第2回 男女共同参画推進懇話会 ・第2次プランの基本理念について ・第2次プラン(素案)について
平成23年10月26日～ 11月25日	「第2次山県市男女共同参画プラン」に対する パブリックコメントの実施(ご意見はありませんでした)
平成23年12月 2日	第3回 男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議 ・パブリックコメントの結果について ・資料編について及び第2次プランの最終確認
平成23年12月 7日	第3回 男女共同参画推進本部会議 ・パブリックコメントの結果について ・資料編について及び第2次プランの最終確認
平成23年12月12日	第3回 男女共同参画推進懇話会 ・パブリックコメントの結果について ・資料編について及び第2次プランの最終確認
平成24年3月	「第2次山県市男女共同参画プラン」策定

山県市男女共同参画推進懇話会委員

区 分	氏 名	備 考
1号委員(学識経験のある者)	森 基子	東海学院大学特任教授
2号委員(企業関係者)	神谷 勝	市商工会青年部長 (平成22年7月～平成23年8月)
	長尾 洋	市商工会青年部長 (平成23年9月～)
	◎ 三井 怜子	市商工会女性部長
3号委員(地域代表者)	丹羽 英之	市自治会連合会長
4号委員(公募市民)	角田 夕子	
5号委員(行政関係者)	林 宏優	市総務部長 (平成18年4月～平成22年12月)
	船戸 時夫	市総務部長 (平成23年9月～)
	笠原 秀美	市保健福祉部長
6号委員(その他市長が必要と認めるもの)	○ 江尾 康子	
	高橋 博	市校長会代表 (平成22年7月～平成23年8月)
	林 和子	市校長会代表 (平成23年9月～)
	古田 豊行	人権擁護委員

◎:会長 ○:副会長(順不同、敬称略)

第2次プラン策定事務局

平成23年4月～

職 名	氏 名
総務課 課長	上野 達也
総務課 主幹	棚橋 輝英
総務課 主任	矢島 睦美

平成22年4月～平成23年3月

職 名	氏 名
総務課 課長	上野 達也
総務課 主幹	棚橋 輝英
総務課 主任	山口 真理

山県市男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム

＝平成22年度＝

部 名	課 名	氏 名
総 務 部	秘書広報課	○土井 義弘
	企画財政課	江尾 浩行
市民環境部	生活環境課	田中 進
保健福祉部	社会福祉課	大西 敏彦
	子ども家庭課	加藤 法子
	健康課	浅野 浩昭
産業建設部	産業振興課	矢島 睦美
消防本部	予 防 課	中島 正規
教育委員会	学校教育課	日置 智夫
	生涯学習課	長屋 和幸

＝平成23年度＝

部 名	課 名	氏 名
総 務 部	秘書広報課	長谷部 尊徳
	企画財政課	江尾 浩行
市民環境部	生活環境課	田中 進
保健福祉部	社会福祉課	鷺見 芳文
	子ども家庭課	○村橋 一成
	健康課	浅野 浩昭
産業建設部	産業振興課	山口 真理
消防本部	予 防 課	中島 正規
教育委員会	学校教育課	森川 勝介
	生涯学習課	高畑 梢恵

○:チームリーダー

○山口市男女共同参画推進組織設置要綱

平成17年6月27日訓令甲第11号
改正 平成18年3月24日訓令甲第12号
平成20年 3月 4日訓令甲第 5号
平成24年2月22日訓令甲第16号

(設置)

第1条 山口市における男女共同参画プランへの提言と推進に資するため、山口市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)及び山口市男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(懇話会の所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの提言に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの推進に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(懇話会の組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 企業関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 公募市民
- (5) 行政関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(懇話会の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(懇話会の会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(懇話会の会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその説明又は意見を聴くことができる。

(プロジェクトチームの所掌事務)

第7条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プラン策定のための基礎研究作業
- (2) 男女共同参画プラン案の作成及び調整

(プロジェクトチームの組織)

第8条 プロジェクトチームは、チームリーダー及びチーム員をもって組織する。

- 2 チームリーダーは、企画財政課長が指名する職員をもって充て、チーム員は、あらかじめ指定した各部署から選出された職員をもって充てる。
- 3 プロジェクトチームは、必要に応じて部会を置くことができる。
- 4 チームリーダー及びチーム員は、男女共同参画プランが策定されたときは、解職されるものとする。

(チームリーダーの職務)

第9条 チームリーダーは、チームの会務を総括する。

(プロジェクトチームの会議)

第10条 プロジェクトチームの会議は、チームリーダーが必要があると認めたときに開催する。

- 2 会議の議長は、チームリーダーをもって充てる。
- 3 チームリーダーは、必要があると認めたときは、チーム員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 懇話会及びプロジェクトチームの庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、懇話会又はプロジェクトチームの運営について必要な事項は、それぞれ会長又はチームリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月27日から施行する。

附 則(平成18年3月24日訓令甲第12号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月4日訓令甲第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月22日訓令甲第16号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

○山県市男女共同参画推進本部設置要綱

平成20年6月12日訓令甲第13号
改正 平成23年8月15日訓令甲第10号
平成24年2月22日訓令甲第16号

(設置)

第1条 男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、山県市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の総合的な計画策定及び推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、各課長(教育委員会事務局学校教育課長及び消防本部の課長を除く。)、議会事務局長、会計管理者、消防長及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年8月15日訓令甲第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月22日訓令甲第16号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

○男女共同参画社会基本法（抄）

平成11年6月23日法律第78号

改正 平成11年7月16日法律第102号

平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2)積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(第21条～第28条、附則 省略)

〇岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例

平成15年岐阜県条例第49号

私たちは皆平等であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。

このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。

しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきたりも根強く残っており、男女間の不平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についてみても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまでも男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。21世紀を迎えた今、私たち一人ひとりが、男女の区別なく一緒になって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認め合い、男女が平等に人として大切にされるふるさと岐阜をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。

第1章 基本的な考え方など

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民および事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めることにより、男女が平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

(男女共同参画の意味)

第2条 この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うことをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

(1)男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこ

と、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。

(2)男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識(「男性は仕事、女性は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいいます。)から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。

(3)県、事業者その他の団体および市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。

(4)男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。

(5)県、県民、事業者その他の団体および市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

(県の責任)

第4条 県は、基本的な考え方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(事業者その他の団体の役割)

第6条 事業者その他の団体は、基本的な考え方を十分に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(県と市町村との関係)

第7条 県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市町村に対し、協力を求めることができます。

2 県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 県民は、性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えることおよび性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること(「セクシュアル・ハラスメント」といいます。)を行ってはなりません。

2 県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為(「ドメスティック・バイオレンス」といいます。)などの男女間における暴力行為を行ってはなりません。

3 県民は、性別による不当な差別的取扱いを行ってはいけません。

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するとき、あらかじめ、次の手続をとります。

(1) 県民および事業者その他の団体(以下「県民など」といいます。)の意見を聴くこと。

(2) 岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くこと。

3 知事は、男女共同参画計画を定めたときまたは変更したときは、速やかに、これを公表します。

(広報など)

第10条 県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

(教育、学習など)

第11条 県は、学校、地域、家庭などでの教育および県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

(情報の収集など)

第12条 県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集および分析をするほか、必要な調査研究を行います。

(県民などへの支援)

第13条 県は、男女共同参画を進めるための活動を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

(県の審議会などにおける委員の構成)

第14条 県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくなるように努めます。

(事業者への協力依頼)

第15条 知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るための調査について、協力を求めることができます。

(男女共同参画推進サポーター)

第16条 知事は、県民などとともに関心を持って男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター(以下「サポーター」といいます。)として登録します。

2 サポーターは、次の活動を行います。

(1) 男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。

(2) 県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。

3 県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。

(1)その活動に役立つ情報を提供すること。

(2)その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。

4 知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その登録を取り消すことができます。

(男女共同参画推進強調月間)

第17条 県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年11月を男女共同参画推進強調月間とします。

(苦情などに対する対応)

第18条 県は、次の事柄に関する県民などからの苦情、意見および相談(以下「苦情など」といいます。)を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとします。

(1)男女共同参画を進めるための施策に関すること

(2)性別による人権侵害

2 知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表)

第19条 知事は、毎年1回、男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

第3章 岐阜県男女共同参画21世紀審議会

(設置)

第20条 県は、岐阜県男女共同参画21世紀審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

2 審議会は、次の事柄について、知事からの意見の求めに応じて調査または審議を行います。

(1)男女共同参画計画の策定

(2)男女共同参画計画の変更

(3)県民などからの苦情などに対する対応

(4)その他男女共同参画を進めるに当たり必要な事柄

3 審議会は、男女共同参画を進めるため必要がある場合、知事に意見を述べるすることができます。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内とします。

2 委員は、知事が任命します。

3 委員は、男女のいずれかが委員の総数の4割未満とならないようにします。

4 委員のうち、若干の人は、公募によることとします。

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 委員は、再任されることができます。

(会長および副会長)

第23条 審議会に、会長および副会長を置きます。

2 会長は、委員が互いの中から選挙して選びます。

3 副会長は、会長が指名します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときは、会長の代理をします。

(会議)

第24条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

(特別委員)

第25条 特別の事柄についての調査または審議のために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができます。

2 特別委員は、知事が任命します。

3 特別委員の任期は、特別の事柄に関する調査または審議が終わるまでとします。

(部会)

第26条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができます。

2 部会の委員は、会長が指名します。

3 部会に部会長を置き、会長が指名します。

(会長への委任)

第27条 この章に定めることのほか、審議会の運営については、会長が審議会に相談して決めます。

(以下省略)

第2次山県市男女共同参画プラン

発行日 平成24年3月

発行者 山県市総務部総務課

〒501-2192 岐阜県山県市高木 1000 番地 1

TEL 0581-22-6820

E-Mail somu@city.gifu-yamagata.lg.jp

平成24年4月1日以降の担当部署は、企画財政課です。

TEL 0581-22-6825

E-Mail kikaku@city.gifu-yamagata.lg.jp